

# 調布市環境基本計画 (案)

第3回調布市環境保全審議会

# 目 次

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 第1章 計画策定の背景 .....              | 1   |
| 1 国内外の社会的動向 .....              | 1   |
| 2 調布市の概況 .....                 | 10  |
| 3 調布市における取組の経緯 .....           | 17  |
| 第2章 計画の基本事項 .....              | 26  |
| 1 計画の概要 .....                  | 26  |
| 第3章 目指す環境像と施策体系 .....          | 28  |
| 1 目指す環境像 .....                 | 28  |
| 2 基本目標及び施策の体系 .....            | 30  |
| 第4章 施策の展開 .....                | 31  |
| 基本目標1 いのちが息づく水と緑のまち .....      | 32  |
| 基本目標2 快適さと美しさが調和する住みよいまち ..... | 50  |
| 基本目標3 ゼロカーボンシティが実現するまち .....   | 68  |
| 基本目標4 資源循環により環境負荷を低減するまち ..... | 82  |
| 基本目標5 学び合い行動し合う共創のまち .....     | 90  |
| 第5章 重点プロジェクト .....             | 108 |
| 1 重点プロジェクトの構成 .....            | 108 |
| 2 重点プロジェクトの概要 .....            | 110 |
| 第6章 計画の推進体制 .....              | 116 |
| 1 推進の基本的な考え方 .....             | 116 |
| 2 計画の進行管理 .....                | 118 |

# 第1章 計画策定の背景

## 1 国内外の社会的動向

市では、平成28(2016)年3月に調布市環境基本計画(計画期間:平成28(2016)年度～令和7(2025)年度)を策定しました。その間、令和3(2021)年3月の改定を経て、市民・市民団体・事業者・市との協働により、環境施策に取り組んできました。

一方で、この間、環境行政をめぐる社会情勢は大きく変化しています。

### (1) 国際社会の動向

#### ① 持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)は、平成 27(2015)年9月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている令和 12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17 の目標(ゴール)と 169 のターゲット、232 の指標が掲げられ、国家レベルだけでなく、市民、事業者、市など多様な主体が連携して行動することが求められています。



SDGs17 目標

出典:国際連合広報センター

SDGs の達成に向けた世界の歩みは、想定より遅れています。令和 5(2023)年 9 月に開催された「SDG サミット 2023」では、SDGs のターゲットのうち、進捗が順調なものは約 15% に過ぎず、半分近くは不十分、約 30%は停滞・後退しており、2030 年までの SDGs 達成に向

けた国際社会の歩みが危機的状況にある旨が強調されました。環境関連のターゲットでは、安全な水の確保、食品ロスの廃棄半減、気候変動を 1.5℃以下に抑えるといった目標等については大幅な遅れが指摘されました。同サミットで採択された「SDG サミット政治宣言 2023」では、SDGs 達成に向けて取組を加速化していくことが、各国首脳等の間で確認されています。

右の図は、SDGs の 17 のゴールを3つの層で表した「SDGs のウェディングケーキ・モデル」です。地球環境が土台にあり、その上に人間社会、さらにその上に経済が成り立つことを示しています。そして、SDGs の 17 のゴールが互いにつながり、影響し合っていることも表しています。



SDGs ウェディングケーキモデル

出典:Stockholm Resilience Centre の図を元に編集

## ② パリ協定・グラスゴー気候合意

平成 27(2015)年 12 月にパリで開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21)」では、令和 2(2020)年以降の気候変動抑制に関する国際的枠組みとなる「パリ協定」が採択され、平成 28(2016)年 11 月に発効、令和 2(2020)年より実施段階に入っています。「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出を実質ゼロにすること」などを決定し、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、目標達成に向けた取組を実施することとなっています。

平成 30(2018)年の IPCC(気候変動に関する政府間パネル)による「1.5℃特別報告書」を踏まえ、令和 32(2050)年までの温室効果ガス排出実質ゼロに向けた国際的な動きが加速し、令和 3(2021)年 10 月・11 月にイギリス・グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議(COP26)では、2℃目標からより高い目標の 1.5℃目標の達成に向けて、世界全体の二酸化炭素排出量を 2030 年までに 2010 年比で 45%削減すること、今世紀半ば(2050 年ごろ)には実質ゼロにすることなどが合意されました。

## ③ 昆明・モンリオール生物多様性枠組

令和 4 年(2022)12 月にカナダ・モンリオールで開催された「生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)第2部」において、愛知目標の後継となる新たな生物多様性の世界目標「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されました。

枠組のなかには、2050年ビジョン『自然と共生する世界』とビジョン達成のための4つの2050年ゴール、その達成のための2030年ミッション『自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる』と、2030年ミッション達成のための23の2030年ターゲット(世界目標)が盛り込まれています。2030年ミッションは、『ネイチャーポジティブ』(人間活動による自然の損失を止め、自然の量と質を回復・増やしていくこと)の考え方となっており、実質的に国際目標として掲げられる形となりました。

|  |                             |                          |
|--|-----------------------------|--------------------------|
| 2050年 ビジョン<br>自然と共生する世界の実現                               | 2050年 グローバルゴール              |                          |
|  | ゴール A 生物多様性の保全              | ゴール B 生物多様性の持続可能な利用      |
|  | ゴール C 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS) | ゴール D 実施手段の確保            |
| 2030年 ミッション<br>自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる | 2030年 グローバルターゲット            |                          |
|  | 生物多様性への脅威を減らす<br>ターゲット 1~8  | 人々のニーズを満たす<br>ターゲット 9~13 |

#### 昆明・モンリオール生物多様性枠組のビジョンとミッション

出典:昆明・モンリオール生物多様性枠組パンフレット(環境省)

2030年ターゲットには、2030年までに陸と海の30%以上を保護地域とOECM(保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)で保全・管理する「30by30(サーティーバイサーティー)目標」(2030年までに陸と海の少なくとも30%を保全・保護する)や、劣化した生態系の30%の回復、外来種の導入率・定着率の50%以上削減、農薬・化学物質によるリスクの半減など具体的な数値目標のほか、自然を活用した解決策(NbS)、ビジネスにおける影響評価・情報公開の促進などがあげられています。

このうち、NbSは、国際自然保護連合(IUCN)によって「社会課題に順応性高く効果的に対処し、人間の幸福と生物多様性に恩恵をもたらす、自然あるいは改変された生態系の保護、管理、再生のための行動」と定義されている概念(考え方)です。「自然に根差した解決策」とも訳されます。

また、NbSは、生態系保全を社会課題の解決にも結びつけていこうという考え方を広く含むものです。例えば、インフラ整備において自然が持つ多様な機能を賢く利用する「グリーンインフラ」もNbSに含まれます。国も令和5年(2023年)3月に閣議決定した「生物多様性国家戦略2023-2030」の中で重要な基本戦略として位置付けています。



### 自然を活用した社会課題の解決(NbS)の概念

出典:「自然に根ざした解決策に関する IUCN 世界標準の利用ガイダンス」(IUCN)の図を元に編集

#### ④ ストックホルム条約

ストックホルム条約は、有害な残留性有機汚染物質(POPs)を国際的に削減・廃絶するため、平成 13(2001)年にストックホルムにおいて採択された条約です。令和5(2023)年の締約国会議(COP-11)では、メトキシクロル(殺虫剤)、デクロランプラス、UV-328(いずれも工業化学物質)が追加され、製造・使用の廃絶が決まりました。さらに、令和 7(2025)年の締約国会議(COP-12)では、殺虫剤クロルピリホスに加え、長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩・関連物質、及び中鎖塩素化パラフィン(MCCPs)が追加され、原則として製造・使用の廃絶が決定されました。なお LC-PFCA については、交換部品として設計された半導体(内燃機関駆動船舶向け)や大量生産を中止した自動車の交換部品などに限り、修理対象物品の耐用年数終了または 2041 年のいずれか早い方までといった限定的な適用除外が設けられています。

また、PCB(ポリ塩化ビフェニル)対策では、令和 7(2025)年・令和 10(2028)年の期限順守の重要性が引き続き確認されました。これらにより、製品・部材やサプライチェーンにおける化学物質管理が一段と厳格化し、企業や自治体には、代替物質への転換、含有確認(前駆体を含む)や、廃棄・リサイクル工程での安全管理の強化が求められます。

## ⑤ バーゼル条約

有害廃棄物の国際的な移動と処分を規制するため、スイスのバーゼルで採択された条約です。鉛蓄電池、廃油、シュレッダーダスト、医療廃棄物などが規制対象となっていました。特に増え続ける使用済み電気電子機器(いわゆる<sup>イーウェイスト</sup>e-waste)への対応が強化され、令和4(2022)年に採択された附属書改正が発効し、令和7(2025)年1月1日から非有害のe-wasteも原則として管理対象となりました。これにより、多くのe-wasteは輸出入前に相手国の事前同意(PIC)を必要とします。

あわせて、令和5(2023)年にはe-wasteの技術ガイドラインが採択され、廃棄物と中古品の線引きや適正処理の基準が整理されました。

## ⑥ 国際プラスチック条約

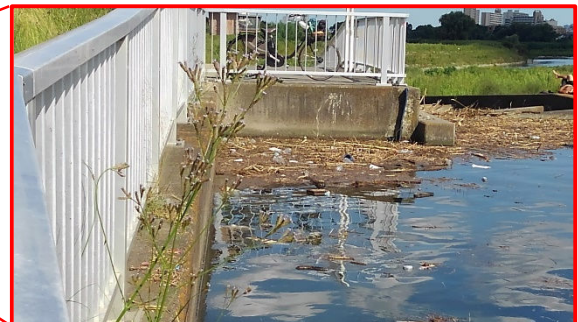
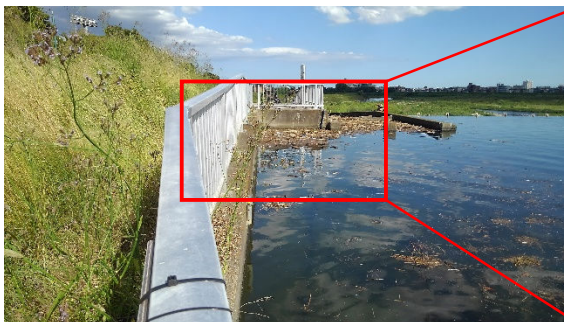
海を含む環境中のプラスチック汚染を減らすため、国連の政府間交渉委員会(INC)が条約づくりを進めています。令和6(2024)年の釜山会合(INC-5.1)と、令和7(2025)年8月のジュネーブ会合(INC-5.2)でも最終合意には至りませんでした。草案の整理や論点の可視化は進みました。焦点は、生産量管理、化学添加剤の規制、資金と技術支援の枠組みなどです。



↑ 亜南極海の孤島で採取された海鳥死亡個体の消化管から出てきたプラスチック



ミッドウェー島でアホウドリの死体から出てきたプラスチック破片→



↑ 多摩川上河原堰(調布市側)に溜まっているプラスチックごみ(右は拡大写真)

### プラスチックごみによる生物・生態系への影響の例

写真提供: 調布市環境保全審議会会長・東京農工大学農学部 名誉教授 高田秀重

## (2) 国の動向

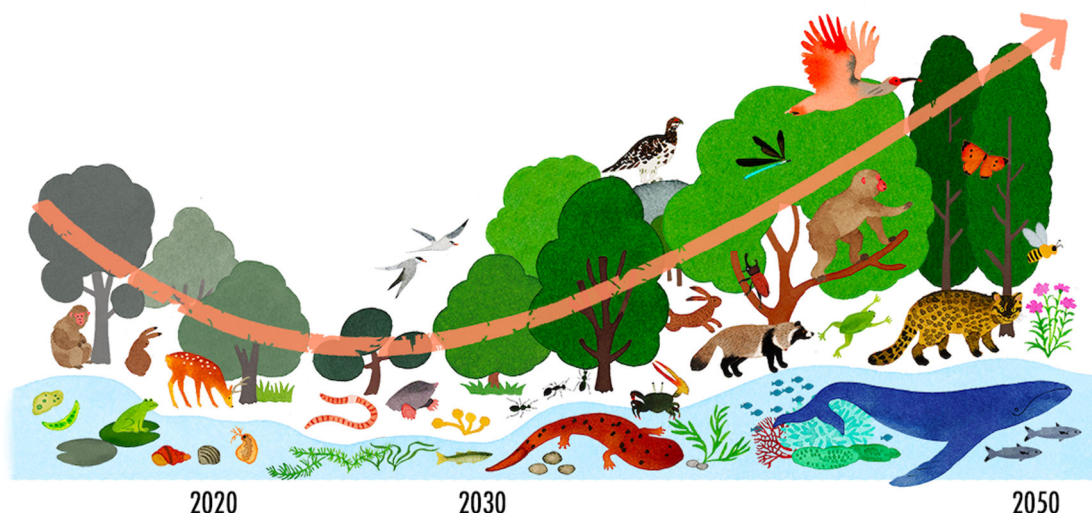
### ① 第六次環境基本計画

政府は、令和6(2024)年5月に「第六次環境基本計画」を閣議決定しました。本計画は「地球の三重の危機」(気候変動・生物多様性損失・汚染)に同時に取り組み、環境の質を高めながら経済・社会の発展を実現する「循環共生型社会」を目指します。最上位には一人ひとりのウェルビーイング(高い生活の質)を掲げ、温室効果ガス排出量ネットゼロ(人為的な温室効果ガス排出を最大限削減し、残余を吸収・除去で相殺して正味ゼロにする)、循環経済(資源を使い捨てず、設計から再使用・修理・再生までで価値を循環させ、廃棄を最小化する経済のしくみ)、ネイチャーポジティブを統合的に進める方針です。

### ② 生物多様性国家戦略

令和5(2023)年に閣議決定された国家戦略は、昆明・モンリオール枠組を踏まえ、日本版「ネイチャーポジティブ」を実現する設計図です。30by30 目標(2030 年までに陸と海の少なくとも 30%を保全・保護する)の達成、外来種対策、緑と水辺のネットワーク形成、自然共生サイト(OECM)の活用、自然資本の見える化や企業の情報開示などが柱になっています。

ネイチャーポジティブとは、「生物多様性の損失を止め、反転させる」ことで自然を回復軌道に乗せるという概念です。単なる現状維持ではなく、生物多様性を豊かにしていく「プラスの状態」を目指し、経済や社会のあり方を含めて全体的に改善を図るものです。



ネイチャーポジティブの概念

出典:ネイチャーポジティブ・ポータルサイト(環境省)

### ③ グリーンインフラ推進戦略 2023

国土交通省は、自然の働きを社会資本整備に取り入れる「グリーンインフラ」の推進戦略を令和5(2023)年に改訂しました。河川・海岸での減災、まちの暑さ対策、都市の緑化、生態系サービスの活用、観光や地域価値づくりまで、官民連携で実装を広げる方針です。たとえば、河川敷の多自然化(コンクリートで固めるのではなく、草や木を増やして生き物が住みやすい河原にす

ること)や雨庭・街路樹による雨水貯留, 学校や公園での木陰づくり, ビルの屋上や壁面の緑化などは, 暑さと豪雨それぞれへの対策となります。



### 都市部におけるグリーンインフラの取組・手法の例

出典:グリーンインフラ実践ガイド(国土交通省)

## (3) 東京都の動向

### ① 東京都環境基本計画 2022

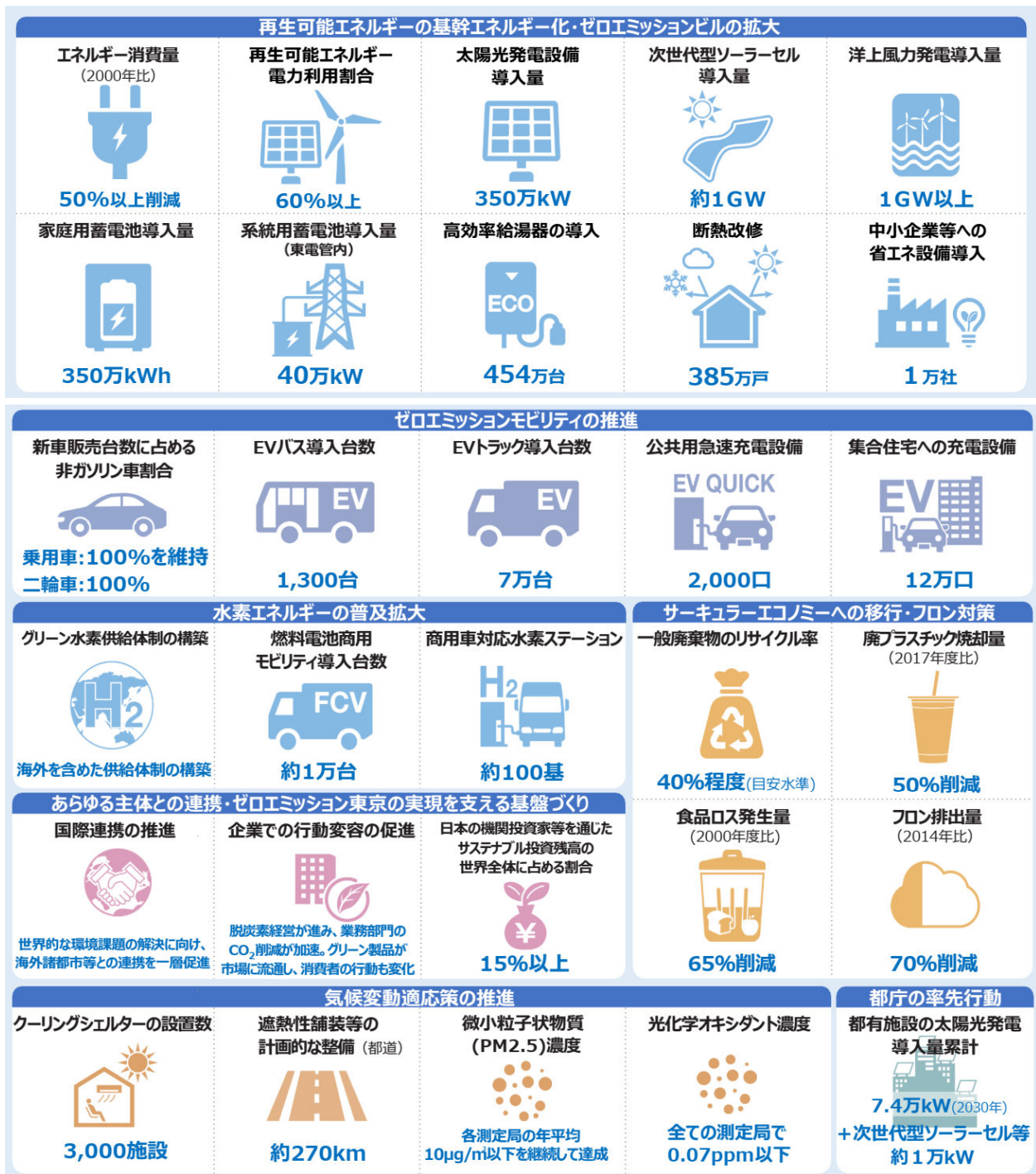
東京都は、令和4(2022)年に環境基本計画を改定し、2050年に向けて、温室効果ガス削減(緩和策)、気候変動への備え(適応策)、資源循環、自然共生、環境教育などを統合した政策体系として整理しました。各種制度や個別計画と連携し、都市特性に合わせて建築物・運輸・エネルギー・資源循環を横断する取組が進められています。市区町村や事業者・都民と協働し、「行動を加速すること」を合言葉としています。

### ② ゼロエミッション東京戦略

東京都は2050年カーボンゼロ、2030年までに排出量50%削減(2000年比)の「カーボンハーフ」を掲げ、令和7(2025)年4月から新築住宅への太陽光発電設備設置義務(対象事業者)など、全国初の制度も動き出しました。

令和7(2025)年には「Beyond カーボンハーフ」を策定し、2035年に60%以上削減という中間目標と31の個別目標を設定しています。

東京都は、再エネの主力化、ビルのゼロエミッション化(ビルから出る二酸化炭素などの排出を実質ゼロにすること)、ZEV(走るときに排気ガスを出さない車(EVや燃料電池車など))・水素の普及、適応策やサーキュラーエコノミー(=循環経済)の推進まで、都市スケールで総合的に取組を強化しています。



### 2035年温室効果ガス排出量削減に向けた目標

出典:ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ(東京都)

### ③ 東京都生物多様性地域戦略

東京都は、生物多様性基本法に基づく地域戦略を策定し、令和7(2025)年に「アクションプラン 2025」を公表して、都全域での実行を加速しています。都市公園・河川・農地・雑木林などをネットワークとして保全・再生し、外来種対策や自然体験の拡充、デジタルを活用した情報提供を進める方向です。国際目標(30by30)や国の国家戦略とも整合し、OECM(自然共生サイト)の活用や、都民・市区町村・企業との協働を重視しています。



## 2 調布市の概況

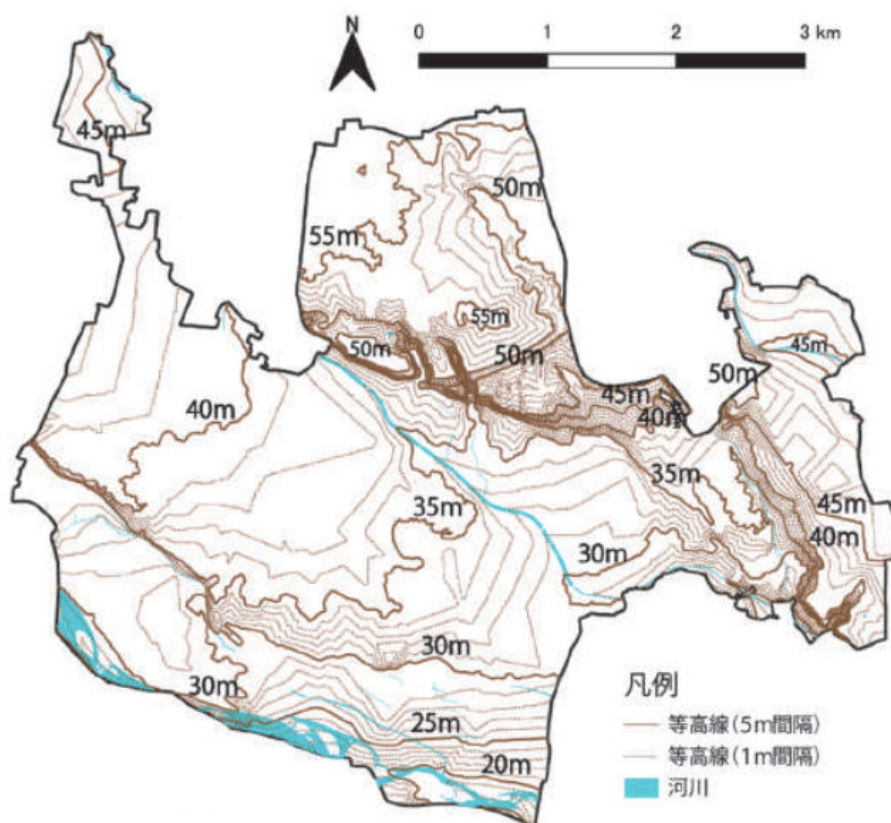
### ① 地勢・地形

調布市は、東京都のほぼ中央、多摩地区の南東部に位置し、新宿副都心へ約 15km の距離にあります。東は世田谷区と狛江市、北は三鷹市、小金井市、西は府中市、南は多摩川をはさんで稲城市、神奈川県川崎市に接しています。

市域は、東西約7km、南北約 5.7km と東西にやや長く、面積は 21.58km<sup>2</sup> で、東京都の総面積の約1%を占めています。

調布市の地形は、古多摩川の流路変遷に伴う堆積と侵食活動によって形成された、階段状の段丘地形によって特徴づけられます。地形は、主に平坦な地形面(段丘面)と崖(段丘崖)との組合せから構成されています。また、多摩川付近には低地面も分布しています。これらの地形面の境界は、国分寺崖線や布田崖線と呼ばれる段丘崖となっています。

市内で最も高い所は深大寺北町6丁目付近で海拔 56m、低い所は南の染地3丁目の多摩川沿いで海拔 24mであり、高低差は約 32m あります。この高低差の大きい面と面の境は「崖線(はげ)」と呼ばれ、特に国分寺崖線の崖下から湧き出す地下水は、市内の中央部を貫流する野川や、東部を流れる野川支流の入間川、仙川の主な水源になっています。



調布市の等高線図

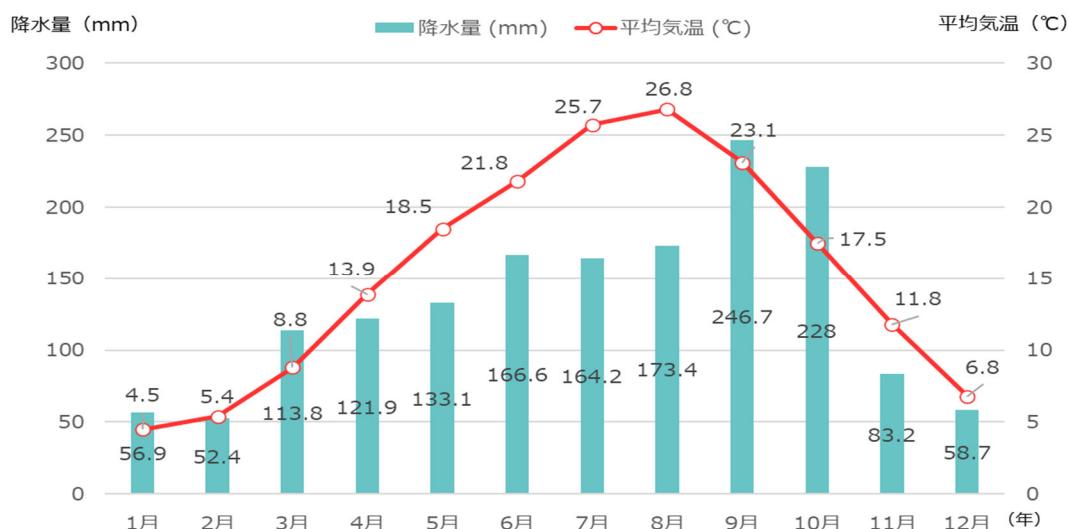
出典:調布市緑の基本計画

## ② 気候

気象庁のデータによると、調布市に最も近い観測地点(府中)の平均気温平年値(1991～2020年)は15.4℃、夏季(7～8月)の平均気温平年値は約26～27℃、冬季(1～2月)は約5℃前後となっています。

年間降水量平年値は1,598.9mmで、梅雨時(6～7月)から秋雨・台風シーズン(9～10月)に雨量が多くなる傾向があります。

冬は乾燥して晴天の日が多く、年間日照時間平年値は1,986.2時間で、東京都心(大手町)と同程度となっています。



府中観測所の降水量・月平均気温平年値

出典:気象庁データ(平年値は平成3(1991)年～令和2(2020)年の平均値)

## ③ 生態系

調布市は、武蔵野の面影を残す多様な自然環境が存在しており、多様な動植物が生息・生育しています。市では平成23年度の生物多様性調査により、植物621種、鳥類41種、昆虫類419種、魚類26種を確認しています。

市内には、多摩川や、国分寺崖線の湧水などに支えられる野川・仙川・入間川といった水辺環境があり、多摩川ではアユの遡上が確認されています。

水辺では、調布市の調査で「注目すべき種」として、イソシギ、ウグイス、オオヨシキリ、カイツブリ、カワセミ、コアジサシなどが確認されています。

崖線の緑は、市街地の中で連続して残る貴重な自然環境です。仙川崖線緑地では台地面にクヌギーコナラ群落が分布するなど、雑木林の環境がみられます。

植物では、注目すべき種として、ウキヤガラ、カワヂシャ、カワラサイコ、キンラン、キツネノカミソリ、ササバギンラン、ササバモなどが確認されています。

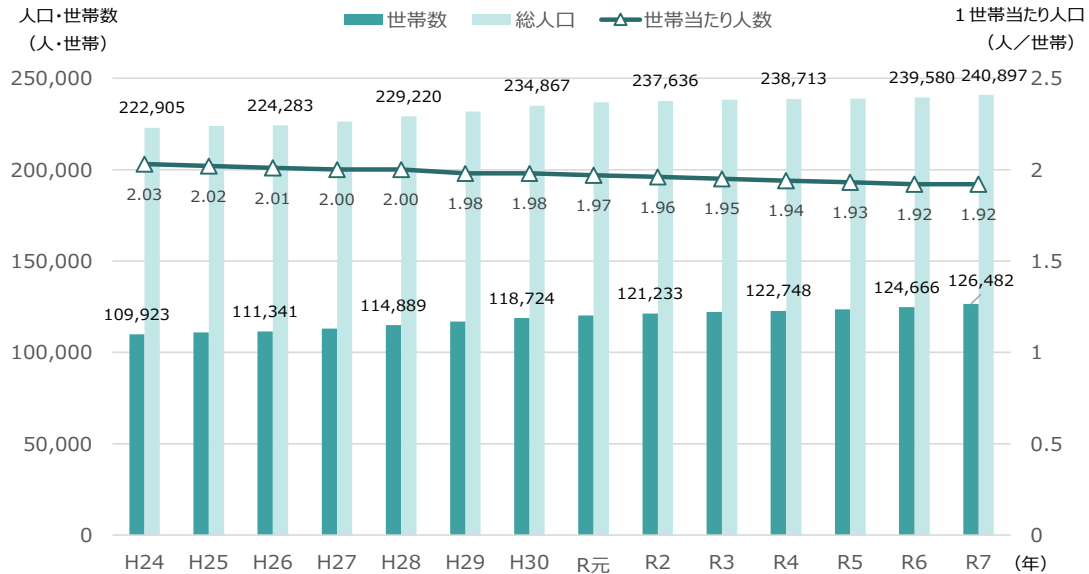
昆虫類では、注目すべき種として、カワラバッタ、キシノウエトタテグモ、ギンイチモンジセセリ、コハンミョウ、ショウリョウバッタモドキ、セズイトトンボ、ハグロトンボが確認されています。

魚類では、注目すべき種として、アブラハヤ、オヤニラミ、カマツカ、ギバチ、ジュズカケハゼ、シマドジョウ、スゴモロコ、ナマス、ニゴイ、ヌマチチブ、マルタ、メダカが確認されています。

また、調布市の調査では、特定外来生物としてアレチウリ、オオフサモ、オオカワヂシャ、オオキンケイギクが確認され、魚類ではコクチバスが確認されています。

#### ④ 人口・世帯数

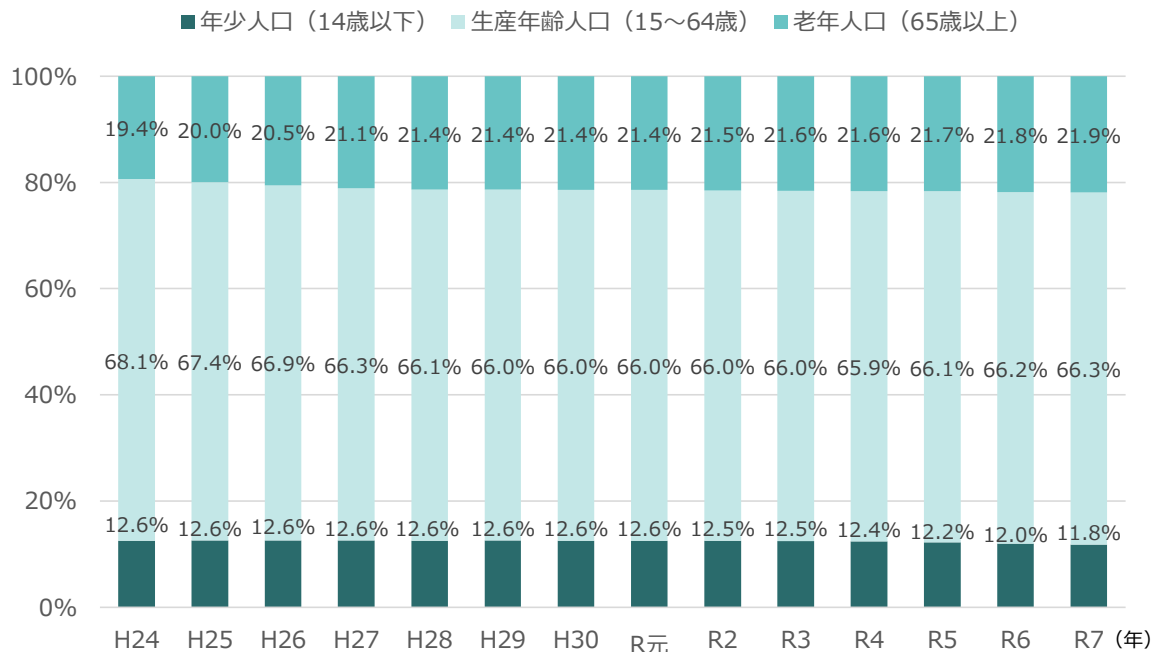
調布市の人口は緩やかな増加傾向を続けており、平成 29(2017)年2月に 23 万人、令和7年5月には 24 万人を超えました。令和7(2025)年 10 月1日現在の住民基本台帳によると、世帯数は 126,482 世帯、人口は 240,897 人となっています。



調布市の人口・世帯数の推移

出典：調布市の世帯と人口、各年 10 月1日現在

平成24(2012)年以降の年齢別人口(3区分)をみると、年少人口(14歳以下)と生産年齢人口(15～64歳)は減少する一方で老年人口(65歳以上)は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

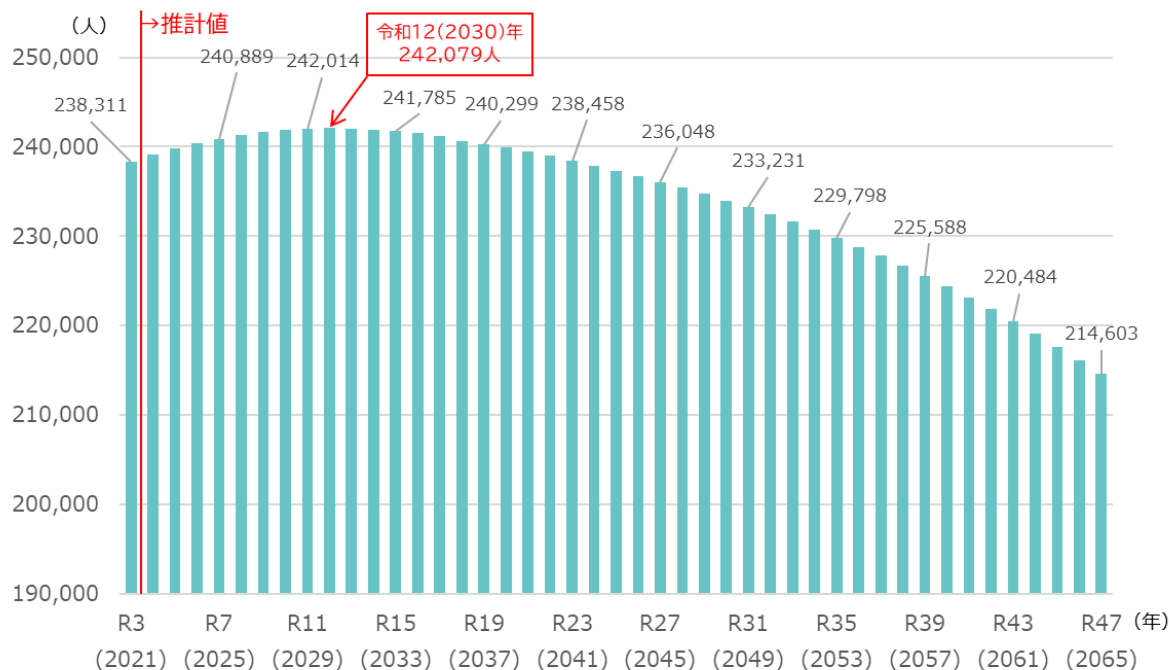


年齢別人口(3区分別)の推移

出典：調布市の世帯と人口、各年 10 月1日現在

なお、調布市の将来人口は今後も緩やかに増加を続けることが予想されているものの、徐々

に増加幅は縮小し、令和 12(2030)年の 242,079 人をピークに減少に転じると推計されています。



### 調布市の将来人口推計

出典：調布市の将来人口推計(令和4年3月版)

#### ⑤ 土地利用

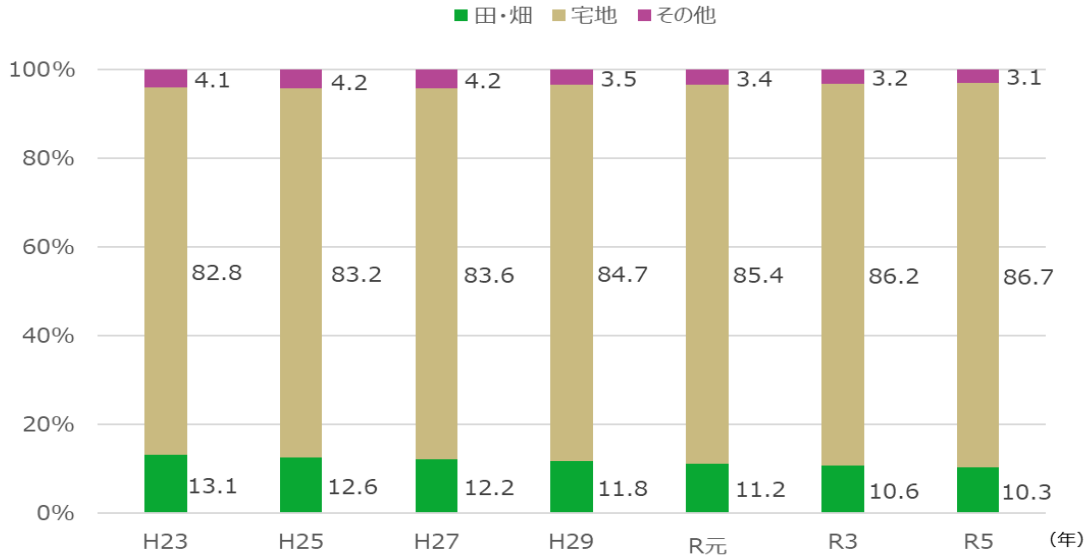
調布市の土地利用は、令和5(2023)年度時点で宅地が全体の約 86.7%を占め、そのほか道路・鉄道用地、水路、公園緑地など都市用地が多くなっています。農地は、市域の約 10.3% (約 144ha)と限られています。

地目別にみると、市内の宅地面積は年々増加傾向にある一方、田・畑や山林は減少傾向にあります。

東京都の「暮らしと統計 2024」によると、調布市の可住地人口密度は1km<sup>2</sup>当たり約 11,300 人で、全国的にも高い水準となっています。これは都市的土地利用(住宅地・商業地)が進んでいることを反映しています。

大規模開発による宅地化が進んだ地域では、過去5年で人口増加が 500 人以上となった地区もあり、市街地の拡大と土地利用の転換が顕著となっています。

調布市全域は都市計画区域に指定されており、市街化区域と市街化調整区域に分けられていますが、市域のほとんどは市街化区域となっています。



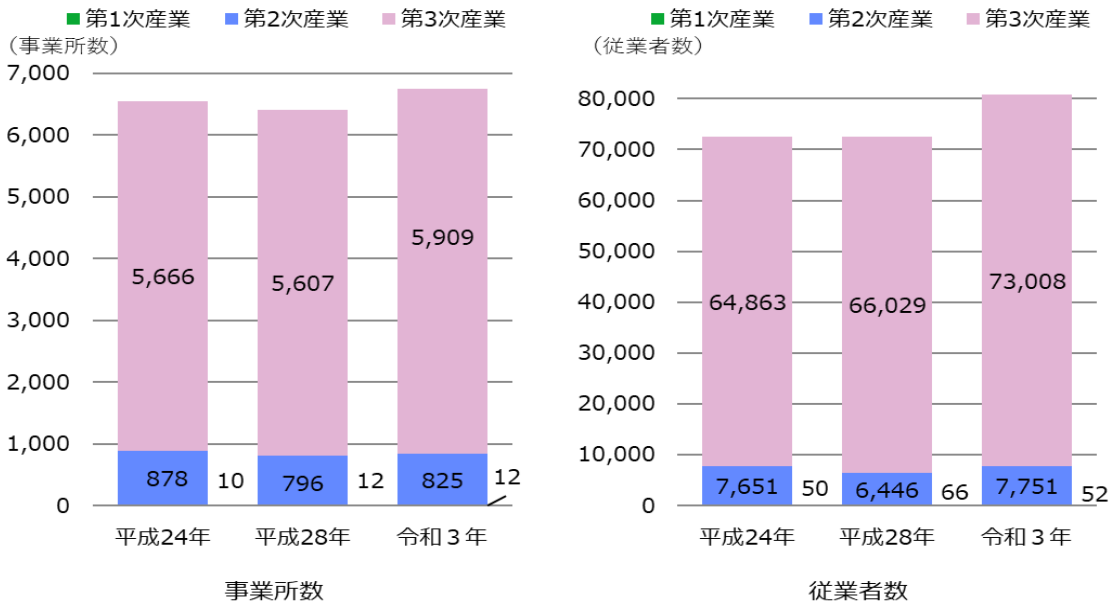
調布市の地目別土地利用面積の推移

出典:調布市統計書(隔年1月1日現在)

⑥ 産業

令和3(2021)年時点の事業所数(民間)は6,746事業所、従業者数(民間)は80,811人となっています。従業者数で見ると、産業分類別の内訳は、第三次産業が最も多く、全従業者の90.3%と大半を占めています。第二次産業は9.6%、第一次産業は0.1%となっています。

産業別事業所数及び従業者数の推移を見ると、平成24(2012)年から令和3(2021)年にかけて、第一次産業と第二次産業はほぼ横ばい、第三次産業については平成28(2016)年から令和3(2021)年にかけて増加しています。



調布市の産業別事業所数・従業者数の推移

出典:経済センサス(平成24(2012)年,平成28(2016)年,令和3(2021)年)

⑦ 交通

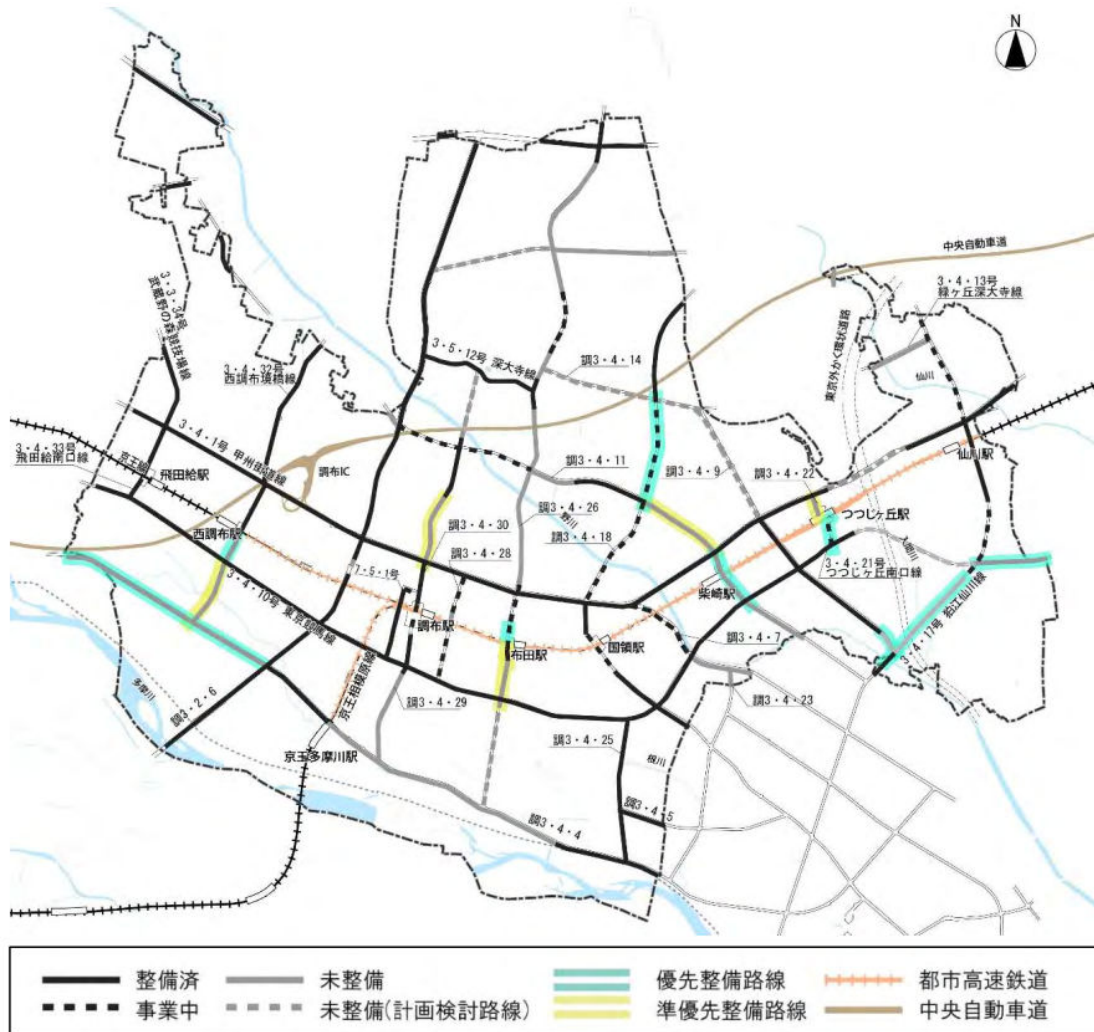
鉄道路線は、国道20号の南側を並走する京王線及び調布駅から分岐する京王相模原線が、

都心と直結する主要な交通軸となっており、市内に設置された9駅の利用者数(1日平均)の合計は、平成 24(2012)年度から平成 30(2018)年度まで増加が続けてきましたが、令和元(2019)年度の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を機に減少し、令和5(2023)年度現在、約 34 万4千人です。

平成 24(2012)年の京王線の調布・布田・国領の3駅の地下化により、鉄道による市街地の南北分断が解消し、道路交通の円滑化、歩行者・自転車の安全性向上など、都市構造が大きな変貌を遂げました。併せて、京王線地下化後の鉄道敷地や駅前広場の空間を活用した、にぎわいや回遊性の向上に向けた都市空間の形成が進められています。

鉄道以外の公共交通機関として、小田急及び京王の路線バス、調布市ミニバス3路線が南北方向、隣接市区を結ぶ重要な役割を果たしています。

自動車交通は、市域の中央を走る国道 20 号(甲州街道)を大動脈として、これと並行する旧甲州街道(都道 119 号)や品川通り(調布都市計画道路3・4・10 号)が東西を結んでいます。南北を結ぶ幹線道路には、東から都道 114 号、狛江通り(都道 11 号)、三鷹通り(都道 121 号)、武蔵境通り(都道 12 号)、鶴川街道などがあり、東西を結ぶ幹線道路とともに、市内の道路網の骨格を形成しています。また、市の北部を中央自動車道が横断しており、調布インターチェンジが国道 20 号と接続しています。



都市計画道路整備現況

出典:調布市都市計画マスタープラン立地適正化計画

## コラム 調布市の環境の特徴と課題

調布市は、多摩川・野川の水辺や国分寺崖線の緑地、都市農地など、水と緑が身近にある都市です。一方で、気候変動の影響や都市化の進行、資源・エネルギー制約などにより、自然環境の保全と暮らしの質の両立が求められています。

### (1) 調布市の環境の特徴

- 多摩川・野川などの水辺と、国分寺崖線の樹林地が残り、都市の中に多様な自然環境が点在しています。
- 樹林地・公園・農地が連続することで、生きものが行き来できる環境(つながり)や里山の風景が形成されています。
- 身近な緑や水辺は、風景の形成・憩いの場の提供のみならず、暑さの緩和や雨水の流出抑制など、生活を支える機能も担っています。
- 市民団体等による保全活動や学習活動の積み重ねにより、協働の土台が築きあげられています。

### (2) 環境を取り巻く主な課題

#### ●水と緑の質・つながりの維持

樹林地や水辺環境は、管理の担い手不足や外来種等の影響により、質の維持・向上が課題となっています。

生物多様性を支える環境を保全・再生し、自然環境の現状把握(調査・モニタリング)を継続する必要があります。

#### ●快適で安全な生活環境の確保

大気・水質・騒音等の監視と対策を継続し、公害のない環境を維持する必要があります。

化学物質等への適正な管理・情報提供を進め、市民の不安低減と安心の確保につなげることが重要です。

#### ●脱炭素と資源循環の加速

2050年ゼロカーボンの実現に向け、省エネ・再エネ導入、移動の脱炭素化など、暮らしと事業の転換が求められます。

ごみの発生抑制と資源化を進め、環境負荷とCO<sub>2</sub>排出の低減につなげることが重要です。

#### ●気候変動の影響への備えが必要

猛暑・豪雨などの影響が深刻化する中、熱中症対策や浸水リスクの軽減など、適応策の強化が求められます。

都市の防災・減災として、自然の力を生かした対策(雨水浸透・緑の活用等＝グリーンインフラ)も重要な視点になっています。

### 3 調布市における取組の経緯

市では、調布市環境基本計画(令和3(2021)年3月改定)で定めた「豊かな緑と水や多様な生物を育むまち」、「人と環境が調和する快適で美しいまち」、「安心して暮らせる生活環境が確保されるまち」、「脱炭素で循環型の社会を目指すまち」、「みんなの力でより良い環境を目指すまち」の5つの基本目標に沿って、施策を推進してきました。

#### <令和6(2024)年度までの取組状況>

##### 基本目標1 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち

###### ◇緑の保全

- 崖線樹林地の保全管理の推進として、「みんなの森」「深大寺元町特別緑地保全地区」の保全管理計画を策定しました。
- 緑の保全と維持管理を推進するため、緑地の公有化を推進しました。
- 調布に残る里山の風景や雑木林を市民と市が協働で保全していくためのボランティア講座として、雑木林ボランティア講座を毎年開催しました。
- 市民との協働による緑の保全のための仕組みづくりとして、雑木林連絡会での情報交換等を行っています。



上: 布田崖線緑地見学  
下: ワークショップ

###### ◇水循環の回復と水環境の再生

- 雨水浸透施設・雨水貯留施設の設置及び雨水利用の推進として、公共施設や民間建築物、戸建住宅等における雨水流出抑制施設の設置を推進しました。
- 湧水調査は概ね3年に1回の頻度で実施しています。

###### ◇都市農地や里山環境の維持・保全

- 特定生産緑地の指定を促進しています。
- 深大寺・佐須地域「農の風景育成地区」における農業体験型の環境学習を実施し、都市農地や里山環境の保全意識の醸成に取り組みました。
- 令和6年度に深大寺・佐須地域北・南農業公園を開園し、市民向けの収穫体験イベント等を実施しました。
- 農業継続のための支援として、市内産野菜直売事業を実施した団体に対する助成を行っています。



深大寺・佐須地域農業公園イベントの様子

#### ◇生物の生息空間の保全

- 自然環境調査(底生生物, 魚類, 植生調査等)を継続的に実施しています。
- 多摩川河川敷における特定外来生物(植物)駆除活動を市民・事業者と連携して実施しています。

#### ◇多様な自然環境の活用

- 緑や水辺環境における自然観察会として, 調布水辺の楽校, 雑木林ボランティア講座等を開催しました。
- 多摩川自然情報館では, 多摩川や調布の環境について学べる環境学習イベントを実施しています。
- 崖線緑地や野川の自然を紹介する自然環境マップを作成・配布しています。



冬の生き物観察会の様子

### 基本目標2 人と環境が調和する快適で美しいまち

#### ◇歴史・文化環境の保全・継承

- 歴史・文化的な環境の保全・継承のため, 国史跡下布田遺跡や深大寺城跡等に関する講演会やワークショップ等を開催しました。

#### ◇まちのうるおいの創出

- 花いっぱい運動の推進として, 登録されているグループへの補助金交付を行っています。
- 新設の生垣に対する助成を行っています。
- 公園・緑地の適切な整備と維持管理を行い, 公園面積の維持を図りつつ, 公園の質の向上にも取り組みました。



#### ◇都市美化の推進

- 令和6年度末時点で指定された10地区の美化推進重点地区において, 各地区の美化活動支援を行い, 都市美化の推進を図りました。
- 市民や事業者との協働により, 多摩川・野川・飛田給駅前・調布駅前でのクリーン作戦を継続して実施しました。
- 調布市都市美化の推進に関する条例に基づき, 歩きたばこや吸い殻のポイ捨ての禁止の周知・啓発を図るため, 清掃活動を実施しました。
- 令和元(2019)年7月施行の調布市受動喫煙防止条例に基づき, 路上等喫煙禁止区域の巡回パトロールと指導を実施しています。
- 放置自転車等の対策として, 放置自転車の撤去やクリーンキャンペーンを行っています。
- 飼い主のいない猫の繁殖を抑制するため, 猫の不妊・去勢手術費用補助金を交付しています。



第83回緑と花の祭典の様子

### 基本目標3 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち

#### ◇大気汚染の防止

- 大気汚染の防止や脱炭素化に向け、公用車へのゼロエミッションビークル(ZEV)導入を推進しています。また、ZEVの普及に向けた啓発も実施しています。
- 道路沿道における植樹帯の設置を推進しました。
- 大気測定(PM2.5, NO<sub>2</sub>等の監視)を行い、環境基準と比較して評価しています。

#### ◇水質汚濁の防止

- 特定事業場等からの排水の指導を行いました。
- 河川等の公共用水域における水質監視を継続して行っています。
- 生活排水対策に関する家庭向け広報・啓発を行っています。

#### ◇騒音・振動の発生抑制

- 道路交通騒音・振動の監視・測定結果を公表しています。
- 低騒音舗装の整備等の対策により、道路交通騒音の要請限度超過は改善されつつあり、国道20号で要請限度値以内を達成しています。
- 生活騒音・振動の低減に向けた啓発を推進しました。

#### ◇化学物質等の対策の推進

- 地下水の水質調査(市内個人所有井戸の調査)を行った結果、令和6(2024)年度の地下水の水質汚濁に係る環境基準不適合井戸数は3件でした。
- 化学物質の適正な管理に向けた事業所等への指導を行っています。

#### ◇化学物質の環境リスクに関する情報の収集・提供

- 公共施設におけるシックハウス対策として、新設・改築を行った施設で室内化学物質測定を行い、良好であると確認しました。
- 都条例に基づき、工場・事業所における土壌汚染対策を実施しました。

### 基本目標4 脱炭素で循環型の社会を目指すまち

#### ◇ゼロカーボンシティ宣言

- 調布市と調布市議会は、令和3(2021)年4月16日、脱炭素社会の実現に向けて、国・東京都と連携し、市民や事業者等の多様な主体と力を合わせて、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向けてオール調布で取り組むことを共同で宣言しました。

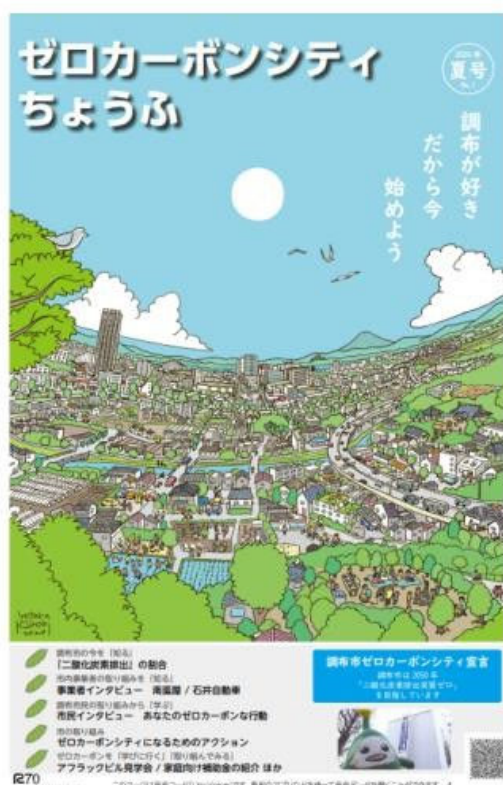
#### ◇脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及

- 市内在住・在学・在勤の方や、市内事業者が行っているゼロカーボンにつながる取組を掲載する広報紙「ゼロカーボンシティちょうふ」を発行しています。
- 緑のカーテンの普及啓発として、ゴーヤを使った壁面緑化(緑のカーテン)を公共施設で実施しました。
- 省エネルギーや再生可能エネルギーに関する環境講座等として、体験型のワークショップ等を開催しました。
- 地産地消の推進(マルシェドゥ調布の開催等)を行いました。

- ZEH(ゼロエミッションホーム)や HEMS(ホームエネルギー管理システム), 省エネ機器導入等に関する情報提供を行いました。
- LED 照明・リユース家電(中古冷蔵庫・エアコン)・断熱フィルム導入に対する補助事業を行いました。
- 窓・ドア等の断熱改修や高効率給湯器導入に対する補助事業を行いました。

#### ◇再生可能エネルギー等の利用推進

- 公共施設の屋根貸し事業者等との連携により, 多摩川自然情報館において, 地産地消型再生可能エネルギー100%事業を実施しました。
- 再生可能エネルギー由来の電力購入の促進として, 東京都が行っているキャンペーン等の情報提供を行いました。
- 市役所本庁舎など公共施設 46 施設へ再エネ100%電力を導入した結果, 令和6(2024)年度に市の事務事業全体から排出される CO<sub>2</sub> 排出量の約 1/5 にあたる約 2,600t の CO<sub>2</sub> 排出量を削減しました。
- 住宅における太陽光発電設備, 蓄電池設備及び太陽熱利用機器の設置に対して, 一部補助を行っています。



#### ゼロカーボンシティ ちょうふ

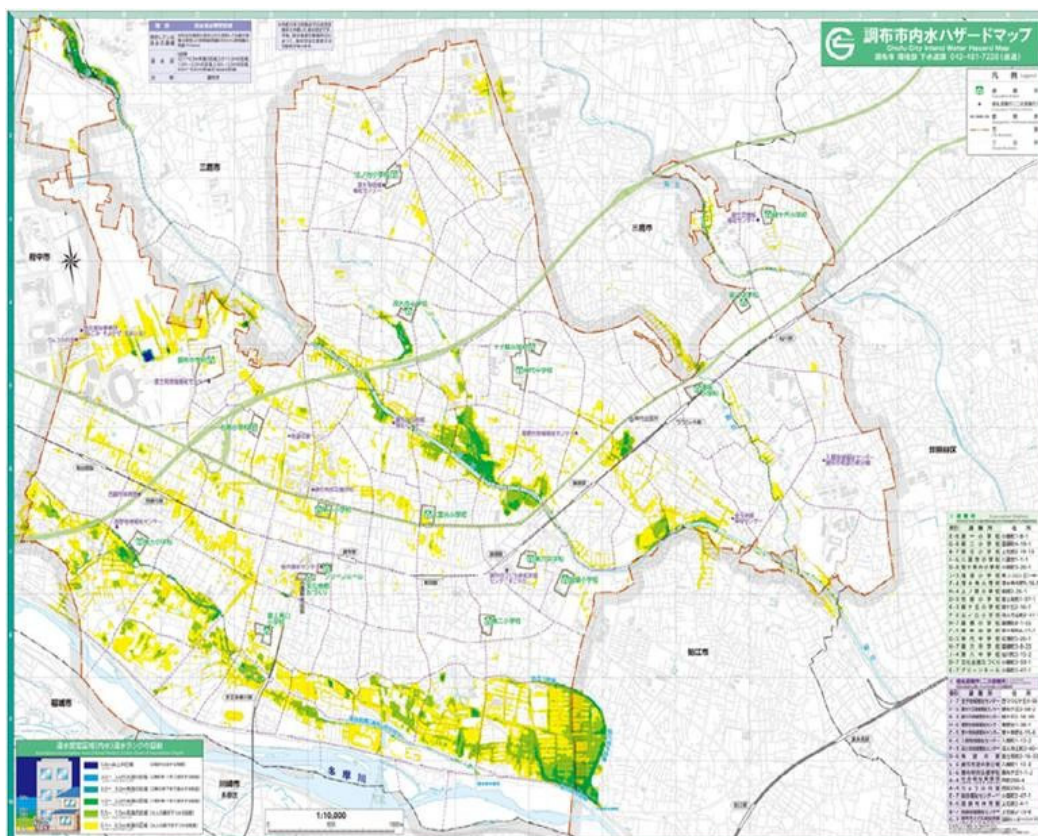
#### ◇スマートシティの実現

- 街路灯及び公園灯の LED 化を推進しています。
- 市民や来訪者の利便性・回遊性向上のため, シェアサイクル事業(官民連携事業)として, シェアサイクルステーションの設置や啓発を推進しました。

- 自転車走行空間の計画・整備を推進しています。
- 調布市と調布市商工会と民間事業者との3者で、EV 充電設備整備に関する連携協定を締結しました。

#### ◇気候変動への適応

- 地球温暖化及び気候変動に関して、市報、SNS、調布 FM 等にて情報発信を行っています。
- 浸水対策のマスタープランとなる、雨水管理総合計画の検討に着手しました。また「調布市下水道浸水被害軽減総合計画」を策定しました。



内水ハザードマップ

#### ◇3R の推進によるごみの減量

- ごみの発生抑制に向けた意識啓発・情報提供として、「調布ごみナビ」の導入や広報誌「ザ・リサイクル」・「ザ・リサイクルジュニア」を発行しています。
- ごみ減量と 3R に関する出前講座及び清掃施設見学を実施しました。
- 市報や市ホームページで食品ロス削減に関する普及啓発を行いました。
- CHOFU プラスチック・スマートアクションの推進として、使い捨てコンタクトレンズ空ケースや使用済みインクカートリッジの回収を行っています。



調布ごみナビ チラシ

#### ◇ごみの適正処理

- 焼却灰のエコセメント化推進を行った結果、最終処分量(埋立量)は令和元(2019)年度以降継続してゼロを維持しています。
- 収集した粗大ごみに軽微な修理加工を施したうえで、<sup>リサイクル</sup>リサイクル留館や環境フェア等で展示・売却を行いました。
- 市内公共施設に使用済小型家電機器等回収ボックスを設置し、小型家電のリサイクルを行いました。



収集車体験(出前講座)



CHOFU プラスチック・スマートアクションの取組例

左:使用済みコンタクトレンズ空ケースの回収  
右:使用済みインクカートリッジの回収

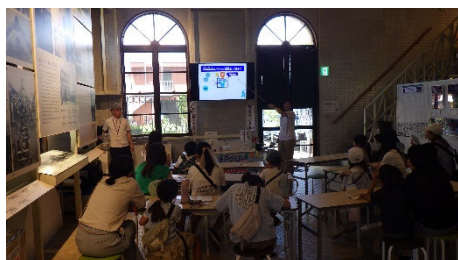
### 基本目標5 みんなの力でより良い環境を目指すまち

#### ◇環境意識の醸成

- 環境年次報告書、ちょうふ環境にゆ〜す、こども版環境基本計画を発行し、環境情報を発信しています。また、市ホームページや SNS 等も利用して環境情報を発信しています。
- 子どもたちが環境について学び、考えることができる場や機会として、小中学生向けの環境学習イベントを行いました。
- 環境フェアを毎年開催しています。令和6年度は22団体が出展し、延べ約4,400人が来場しました。



アフラックスエア潜入ツアー  
海の砂に隠れた  
マイクロプラスチック採取体験  
(アフラック生命保険(株)との連携事業)



がすてなーに  
ガスの科学館 バスツアー  
(東京ガス(株)との連携事業)



ガスミュージアムバスツアー  
(東京ガス(株)との連携事業)



第 52 回調布市環境フェアの様子

◇学びと活動体験機会の充実

- 多摩川自然情報館を中心とした環境学習事業を推進するとともに、幅広い市民を対象とした環境イベントとして環境フェアやオンラインイベントを開催しています。

◇活動の担い手となる人材育成と活動支援

- 雑木林ボランティア講座の実施や崖線樹林地の保全団体への支援を行っています。
- 活動の担い手として、市内崖線樹林地の保全や花いっぱい運動、多摩川自然情報館のボランティア解説員等が活動しています。
- 深大寺・佐須地域の公有地等における農業体験などの活動体験機会を創出しました。

◇様々な主体と活動の環の拡大

- 環境活動に取り組む市民団体・事業者等と市民の交流を目的に、環境活動交流会を開催しています。
- 都立農業高校との相互連携基本協定に基づき、同校の神代農場を活用し、市民向けの環境学習イベントを実施しました。
- 市民団体や学校、事業者等と連携した事業を実施し、環境保全活動の環を拡大しました。



第 16 回環境活動交流会の様子

世界・国・東京都・調布市の年表

| 年度                   | 世界の動き   | 国の動き   | 東京都の動き   | 調布市の動き   |
|----------------------|---|--|--|--|
| 平成27<br>(2015)<br>年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● COP-FCCC(気候変動枠組み条約締結国会議)21開催「パリ協定」採択</li> <li>● 国連持続可能な開発サミット開催(「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「建築物省エネ法」制定</li> <li>● 「水銀汚染防止法」制定</li> <li>● 「気候変動の影響への適応計画」閣議決定</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「東京都環境基本計画」改定</li> <li>● 「緑確保の総合的な方針」改定</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「調布市環境基本計画」策定</li> <li>● 「第3次調布市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」策定</li> </ul>  |
| 平成28<br>(2016)<br>年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● COP-FCCC22開催「パリ協定」発効</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「地球温暖化対策計画」閣議決定</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「東京都資源循環・廃棄物処理計画」策定</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「調布市公共施設等総合管理計画」策定</li> <li>● 「調布市崖線樹林地の保全管理計画(仙川崖線緑地)・(布田崖線)」策定</li> </ul>   |
| 平成29<br>(2017)<br>年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「水銀に関する水俣条約」発効</li> </ul>  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「東京都災害廃棄物処理計画」の策定</li> <li>● 「東京農業振興プラン」改定</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「深大寺元町特別緑地保全地区」の都市計画決定</li> </ul>   |
| 平成30<br>(2018)<br>年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● IPCCが「1.5℃特別報告書」を公表</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「第五次環境基本計画」閣議決定</li> <li>● 「第四次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定</li> <li>● 「気候変動適応法」制定</li> <li>● 「気候変動適応計画」閣議決定</li> <li>● 「森林環境税法」制定</li> </ul>                     |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「調布市崖線樹林地保全管理計画」策定</li> <li>● 「調布市公園施設長寿命化計画」策定</li> </ul>  |
| 令和元<br>(2019)<br>年度  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● G20開催「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」共有</li> <li>● IPCCが「土地関係特別報告書」「海洋・雪氷圏特別報告書」,「2019年方法論報告書」を公表</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「食品ロス削減推進法」制定</li> <li>● 「プラスチック資源循環戦略」策定</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「2050年ゼロエミッション東京の実現」を宣言</li> <li>● 「「未来の東京」戦略ビジョン」策定</li> <li>● 「気候危機行動宣言」を表明</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「調布市一般廃棄物処理基本計画」改定</li> <li>● 「調布市崖線樹林地の保全管理計画(深大寺自然広場)」策定</li> <li>● 「調布市農業振興計画」策定</li> </ul>  |
| 令和2<br>(2020)<br>年度  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新型コロナウイルス感染症の拡大</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「フロン排出抑制法」改正</li> <li>● 菅内閣総理大臣所信表明演説により,2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことを宣言</li> <li>● 公共用水域及び地下水における要監視項目にPFAS, PFOAを追加(指針値:PFAS, PFOAの合算値として50mg/L)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「気候非常事態を超えて行動を加速する宣言」を表明</li> <li>● 「ゼロエミッション東京戦略2020 Update &amp; Report」策定</li> <li>● 「緑確保の総合的な方針」改定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「調布市環境基本計画」改定</li> <li>● 「調布市緑の基本計画」改定</li> <li>● 「調布市下水道ビジョン」策定</li> <li>● 「調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」策定</li> <li>● 「第4次 調布市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」策定</li> </ul> |

| 年度                  | 世界の動き   | 国の動き  | 東京都の動き  | 調布市の動き   |
|---------------------|---|---|---|--|
| 令和3<br>(2021)<br>年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● COP-FCCC26 開催「グラスゴー気候合意」採択</li> <li>● G7開催 各国が自国での「30by30」を約束</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「地球温暖化対策推進法」改正</li> <li>● 「地球温暖化対策計画」閣議決定</li> <li>● 「プラスチック資源循環法」制定</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「東京都資源循環・廃棄物処理計画」改定</li> <li>● 「東京都食品ロス削減推進計画」策定</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市と市議会が共同で「調布市ゼロカーボンシティ宣言」</li> <li>● 「調布市崖線樹林地の保全管理計画(みんなの森)」策定</li> </ul>  |
| 令和4<br>(2022)<br>年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● IPCCが「6次評価報告書」の統合報告書を公表</li> <li>● COP-CBD(生物多様性条約締結国会議)15開催</li> <li>● 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」採択</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「省エネ法」改正</li> <li>● 「生物多様性国家戦略 2023-2030」閣議決定</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「東京都環境基本計画」改定</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「調布市総合計画」策定</li> <li>● 「調布市街路樹管理計画」策定</li> <li>● 「調布市下水道浸水被害軽減総合計画」策定</li> <li>● 「調布市一般廃棄物処理基本計画(第3次)」策定</li> </ul> |
| 令和5<br>(2023)<br>年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国連SDGサミットにて行動加速の政治宣言を採択</li> <li>● スtockホルム条約締約国会議(COP-11)にて、メキシコロール等の廃絶が決定</li> <li>● COP28にて世界全体の気候変動対策の進捗評価(グローバルストックテイク)を実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「気候変動適応法」改正</li> <li>● 「資源循環の促進のための再資源化事業の高度化に関する法律」閣議決定</li> <li>● 「GX推進法」制定</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「東京都生物多様性地域戦略」改定</li> <li>● 「東京都災害廃棄物処理計画」改定</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「調布市都市計画マスタープラン」策定</li> <li>● 「調布市災害廃棄物処理計画」策定</li> </ul>   |
| 令和6<br>(2024)<br>年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● COP29にて「バクー合意」採択</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「生物多様性増進活動促進法」制定</li> <li>● 「第六次環境基本計画」閣議決定</li> <li>● 「再資源化事業等高度化法」制定</li> <li>● 「第五次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定</li> <li>● 「第7次エネルギー基本計画」「地球温暖化対策計画」</li> <li>● 「GX2040ビジョン」を一体で閣議決定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」策定</li> <li>● 「2050東京戦略」で「東京グリーンビズ」を推進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「調布市崖線樹林地の保全管理計画(深大寺元町特別緑地保全地区)」策定</li> <li>● 広報紙「ゼロカーボンシティちょうふ」を創刊</li> <li>● 「調布市建築物再生可能エネルギー利用促進計画」策定</li> </ul> |
| 令和7<br>(2025)<br>年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● バーゼル条約の附属書改正が発効し、使用済み電気電子機器(e-waste)も管理対象に</li> <li>● COP30で2030年目標の更新(予定)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 改正「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」全面施行</li> <li>● 公共用水域及び地下水におけるPFOS及びPFASについて「指針値(暫定)」に代え「指針値」(合計値で50mg/L)を設定</li> </ul>   |   |  |

# 第2章 計画の基本事項

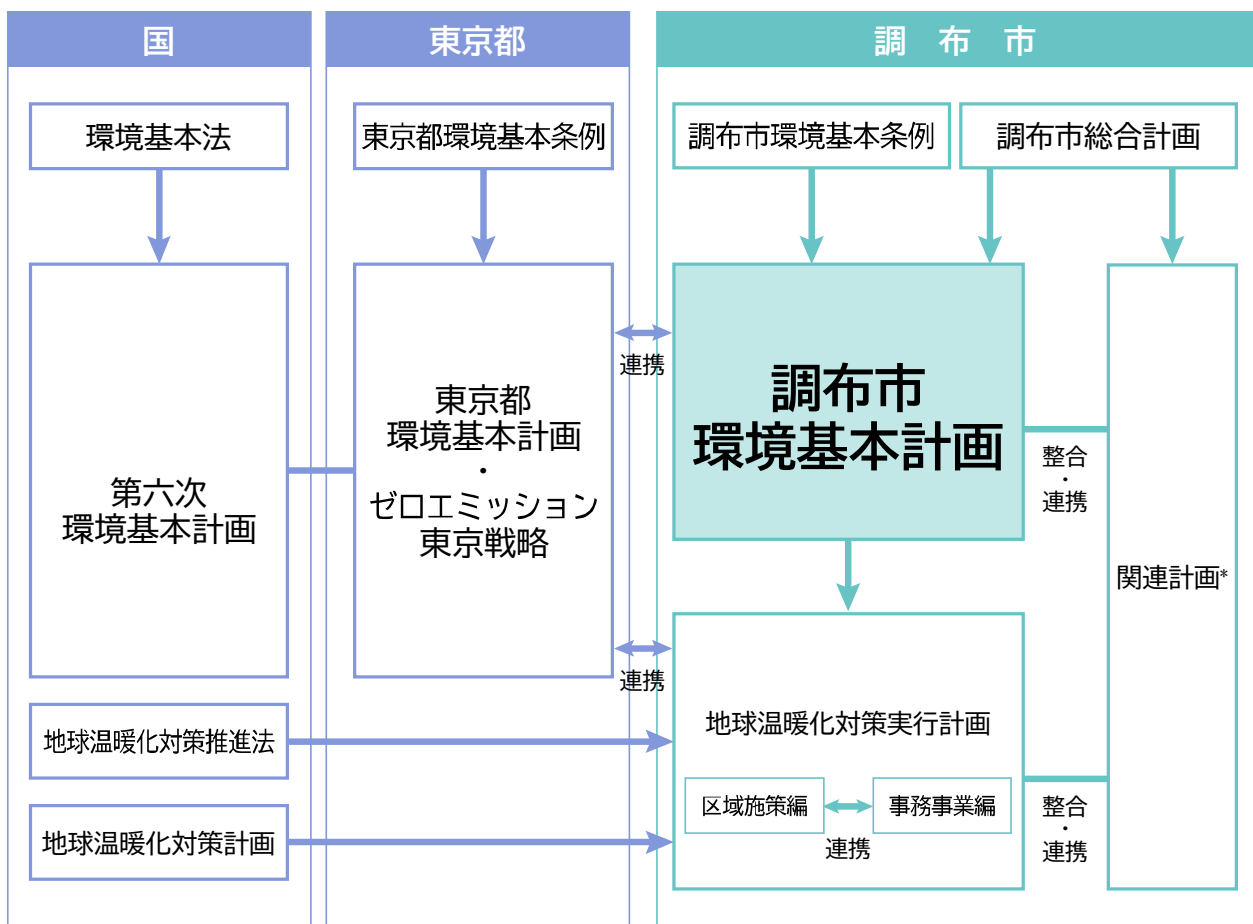
## 1 計画の概要

### (1) 計画の目的と位置付け

「調布市環境基本計画」(以下「本計画」という。)は、市の環境特性を踏まえ、基本理念、目指す環境の将来像、計画の基本目標を示すとともに、実現するための施策、主な事業、推進体制、進行管理のあり方等を示し、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

本計画は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「調布市環境基本条例」第9条に基づき策定するものであり、市の最上位計画である「調布市総合計画」のもとで、環境行政におけるマスタープランとなるものです。

また、国、東京都の動向を踏まえるとともに、本計画を具体的に推進する施策と関連するその他の様々な個別計画とも整合・連携を図ります。

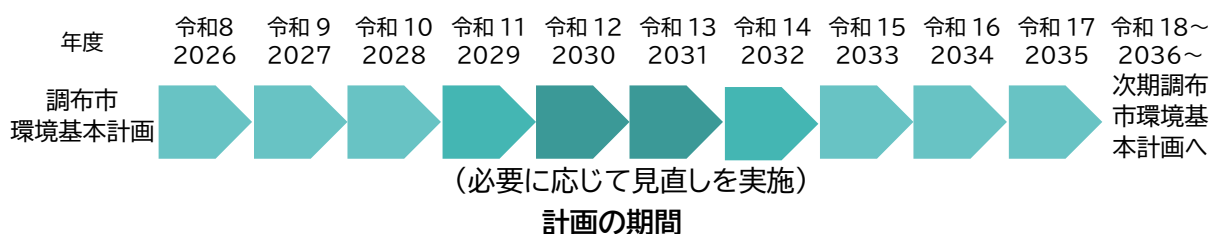


計画の位置付け

\* 関連計画: 調布市都市計画マスタープラン, 調布市緑の基本計画, 調布市一般廃棄物処理基本計画, 調布市下水道ビジョン, 調布市景観計画, 調布市住宅マスタープラン, 調布市総合交通計画, 調布市地域防災計画, 調布市農業振興計画, 調布市公共施設等総合管理計画, 調布市深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画など

## (2) 計画期間

本計画の計画期間は、令和8(2026)年度から令和 17(2035)年度までの 10 年間とします。計画期間中は、施策や進捗について点検を行うとともに、社会情勢等への変化への対応など、必要に応じて見直しを行います。



## (3) 計画の対象

身近な生活環境から地球規模の環境問題に至るまで、市が取り組む対象は多岐に及びます。本計画では、調布市環境基本条例第5条に掲げる事項を基本とし、以下に示す5つの分野から、課題解決に向けアプローチしていくこととします。

### 対象とする分野と範囲

| 視点   | 分野                | 環境の範囲   |
|------|-------------------|---|
| 地域   | 水と緑, 自然環境         | 緑・都市農地, 自然の風景, 水辺・水環境, 生態系・生物多様性                  |
|      | 都市環境・身近な生活環境等     | 都市美化・マナー, 歴史・文化, 大気, 悪臭, 水質, 騒音, 振動, 土壌, 地盤, 化学物質 |
| 地球規模 | 脱炭素社会             | 地球温暖化対策   |
|      | 資源循環型社会           | 資源物, 廃棄物  |
| 環境行動 | 環境学習や啓発, 実践活動・協働等 | 環境教育・環境学習, 実践活動・協働                                |

# 第3章 目指す環境像と施策体系

## 1 目指す環境像

### (1) 基本理念

環境は長い歳月をかけて育むべきものであり、より良い環境の保全と回復に向け、取組を長期的な視点で推進していく必要があります。

このことにより、本計画では、前計画の基本理念を踏まえつつ、次のとおりとします。

#### 【計画の基本理念】

#### 持続可能な地域社会の存続を図り

#### すべての生き物が共存する良好な地球環境を将来世代に引き継ぐ

現在の環境問題は、公害や自然環境の破壊など身近な環境の問題にとどまらず、地球温暖化のように地球規模の空間的広がりや将来世代にわたる時間的広がりを持つ問題にまで影響が及ぶ状況となっています。私たち人類が今後も生存し続けるためには、人類のみならず、すべての生きものが共存できるバランスのとれた環境を守り、そして育み、環境がもたらす恵みを将来世代にまで引継ぎ、環境問題の影響を将来世代に残さないことが不可欠です。

私たちは、環境負荷の低減と資源循環の健全化を一体として進め、私たちが暮らし、命を育む地球環境の保全と創出を図る必要があります。そのためには、私たちの主な活動範囲である地域社会の形成にも努め、全世代にわたって持続可能な社会づくりに向けた取組を広げていかなければなりません。

そうしたことから、本計画は、調布市における地域固有の環境の保全・回復と創出を図ると同時に、地域環境と地球環境をつなぐ視点の下で、地球環境の保全等をも見据えた取組を推進し、良好な環境を未来に引き継いでいくことを基本理念とします。

## (2) 目指す環境の将来像

調布市は都心と隣接した位置にありながら、多摩川や野川、国分寺崖線や布田崖線、深大寺周辺の社寺林や屋敷林、湧水や水田と畑など豊かな水辺や緑に恵まれています。このような自然環境は、昔から人々の生活と密接に関わる中で維持・形成されてきたものであり、都市化が進展した今日においても、市民のみならず訪れる人に安らぎを与え、ほっとさせてくれる貴重な環境資源であり、調布市が誇る財産でもあります。

一方で、近年の人口増加やさらなる都市化の進展により、自然環境の保全もより重要な課題となっています。特に水資源や緑地の維持・保全は、市内の生態系や市民の生活環境の質を守るうえでも欠かせません。併せて、私たちが命を育んできた美しい地球環境を、今を生きる私たちの力で、より良いものとしながら子孫へと引き継いでいく必要もあります。

環境問題は一方的な取り組みではなく、一人ひとり努力の積み重ねと地域コミュニティの連携も求められます。誰もが安心して暮らせる「笑顔があふれる」まちを、市民・事業者・行政が「ともに守り、ともに育みながら」それぞれの役割のもと、持続可能な環境づくりを推進していくため、以下の将来像を掲げます。

### 【目指す環境の将来像】

ともに守り，ともに育む  
水と緑と笑顔があふれるまち 調布

この将来像のもと、調布市の特色を活かしながら、自然と共生し、市民が環境や持続可能性に関わる問題を自分ごととして捉え主体的に参加することで、未来へとつながる持続可能なまちの実現を目指していきます。

## 2 基本目標及び施策の体系

本計画が目指す将来像の実現に向け、基本目標ごとに施策の方針を示し、全体で 25 施策に整理しました。第4章では、各施策について、具体的な取組や環境指標・目標値などを示しています。

| 視点      | 基本目標                 | 施策の方針                  | 施策  |
|---------|----------------------|------------------------|---|
| 地域を守る   | 1 いのちが息づく水と緑のまち      | 1-1 水と緑の保全・再生          | ①水の保全・再生<br>②緑の保全・創出<br>③水辺と緑がおりなす伝統的な風景の保全・活用  |
|         |                      | 1-2 生物多様性の保全と向上        | ①生きものの生息・生育状況の把握<br>②生物多様性の保全<br>③外来生物対策の促進   |
|         | 2 快適さと美しさが調和する住みよいまち | 2-1 快適な空間の確保           | ①うるおいのあるまちづくりの推進<br>②都市美化の推進  |
|         |                      | 2-2 公害のない環境の維持         | ①大気汚染の防止<br>②水質汚濁の防止<br>③騒音・振動の発生抑制<br>④化学物質等への対策の推進                                  |
| 地球を守る   | 3 ゼロカーボンシティが実現するまち   | 3-1 二酸化炭素排出の削減         | ①住宅・事業所等のエネルギー効率の向上<br>②再生可能エネルギーの導入拡大<br>③地域でのエネルギー・資源の循環                            |
|         |                      | 3-2 気候変動への適応           | ①気候変動への適応   |
|         | 4 資源循環により環境負荷を低減するまち | 4-1 3Rの推進による資源循環       | ①ごみの発生・排出抑制<br>②資源化の推進  |
| 環境行動を促す | 5 学び合い行動し合う共創のまち     | 5-1 環境人材の育成            | ①環境情報の発信と市民の意識醸成<br>②次世代を担う子どもたちへの啓発と行動促進<br>③環境学習施設や地域施設を活用した環境学習の推進<br>④環境活動の担い手の育成 |
|         |                      | 5-2 多様な主体による環境学習・活動の展開 | ①多様な主体による環境学習の推進<br>②環境活動団体・個人の交流・連携の促進<br>③事業者等との連携                                  |

# 第4章 施策の展開

## 各施策の見方

第4章の各施策は、以下の構成で記載しています。

### ■施策名

p. 30 に示した「基本目標」－「施策の方針」ごとに設定しています。

### ■施策に関する背景や現状

前計画までの進捗の状況、国際動向や国・東京都の施策、市民意識調査・ワークショップで出された意見の要約を示しています。

### ■施策と関係する 主な取組と事業

各取組・事業に含まれる主な事業を示すとともに、担当課を示しています。

**施策名** ①水の保全・再生

**■施策に関する背景や現状**

◆前計画までの進捗

- 河川水源となる地下水の涵養を進めるため、道路等への透水性舗装の施工や、公共施設における雨水浸透ます、浸透トレンチ等の設置、民間施設における雨水浸透施設等の設置の促進を行っています。
- 大雨時の浸水被害の軽減を目的に、令和6年度から雨水タンク設置費の補助を開始しました。
- 環境指標である浸透施設等の設置による雨水の浸透能力は 134,074 m<sup>3</sup>/h となり、目標値を上回っています。

◆国際動向、国や東京都の動向、社会情勢

- SDGsのゴール 6「安全な水とトイレをすべての人に」の達成に向け、世界的に河川・湿地の再生や節水、再生水の利用が進んでいます。IPCC 報告書などで水災害・渇水リスクの増大が指摘され、流域単位管理や自然を活用した治水・水源保全が各国で進められています。【国際動向】
- 流域治水や地下水・水源涵養、下水道の高度処理が強化され、東京都でも多摩川流域の治水・水質対策や雨水浸透施設の整備が進んでいます。【国・東京都動向】

◆市民意識調査・ワークショップでの意見

- 「多摩川や野川の水辺空間」は将来に預りたい。【意識調査】
- 「河川などの水辺や湧水の保全」を守るための施策・取組を強化する。【意識調査】
- 「湧き水の減少(地下水の枯渇など)」への対策を講じる。【意識調査】
- 「多摩川・野川及び道路の清掃活動や緑化活動」といった河川や水辺の環境美化活動に取り組む。【意識調査】


**背景や現状を踏まえた課題**

- 市内に多数存在する湧水は調布市のシンボルであり、引き続き保全に向けた取組を継続します。
- 河川の水辺空間や湧水の保全、雨水浸透の推進などに引き続き取り組み、豊かな水辺環境と健全な水環境を確保する必要があります。

**【調布市での取組】**

■雨水浸透施設の設置・雨水貯留施設及び雨水利用の推進

総合治水対策の一環として雨水を地下に浸透させ河川や下水道本管への流出を抑制することを目標とし、公共施設・民間建築物・戸建住宅等の雨水流出抑制施設の設置を推進しています。



宅地内の雨水浸透ますの例

■背景や現状を踏まえた課題  
現状等からの分析の結果見えてきた課題を示しています。

■調布市での取組  
関係する取組の状況を示しています。

**■施策の方向**

湧水や河川などの水環境を、豊かで健全な状態のまま将来へ継承する取組を進めます。

**■施策と関係する主な取組と事業**

◆雨水利用と雨水浸透・貯留の推進  
公共施設や民間施設への雨水浸透・貯留設備や透水性舗装の導入を促進し、地下水の涵養と雨水の河川への流出抑制を図るとともに、雨水利用を促進します。

◆湧水調査の実施  
調布市のシンボルである湧水環境を保全するため、継続的に湧水調査を実施します。

◆節水と適正な排水の推進  
豊かで健全な水環境を将来へ継承するため、市民や事業者に向け、節水と適正な排水の推進のための啓発等に取り組めます。

◆開発事業等における地下水脈への配慮促進  
大規模工事に伴う水質や水質変化の可能性について、事業者による事前評価へ意見を提出し、水質・水質悪化防止に配慮します。

| 取組                   | 主な事業                                      | 担当課            |
|----------------------|---|----------------|
| ◆雨水利用と雨水浸透の推進        | 雨水浸透・貯留設備の設置及び雨水利用の推進                     | 下水道課・環境政策課・営繕課 |
|                      | 道路等への透水性舗装の導入                             | 道路管理課・まちづくり推進課 |
|                      | 雨水浸透の重要性に関する普及啓発                          | 環境政策課          |
| ◆湧水調査の実施             | 湧水調査の実施                                   | 環境政策課          |
| ◆節水と適正な排水の推進         | 節水や下水に油等を流さないなどの普及啓発                      | 下水道課           |
|                      | 河川等の公共用水域における水質監視の継続(再掲)                  | 環境政策課          |
| ◆開発事業等における地下水脈への配慮促進 | 大規模建設工事等の地下水・湧水への影響に係る事業者による事前評価に対する意見の提出 | 環境政策課          |

**市民・市民団体や事業者に期待される役割や取組**

|         |   |
|---------|---|
| 市民・市民団体 | <ul style="list-style-type: none"> <li>調布市の湧水や水辺に関心をもち、現地を見て学びます。</li> <li>湧水や河川などの貴重な水辺環境をみんなで守ります。</li> <li>節水に努めるとともに、雨水浸透や雨水の貯留に協力します。</li> </ul> |
| 事業者     | <ul style="list-style-type: none"> <li>湧水や河川などの貴重な水辺環境を守り育てる活動に参加・協力します。</li> <li>節水に努めるとともに、雨水浸透や雨水の貯留に協力します。</li> </ul>                             |

■市民・市民団体や事業者に期待される役割や取組  
この施策に関連する、市民や事業者等に期待される取組等を記載しています。

# 基本目標 1

## いのちが息づく水と緑のまち

調布市に残る貴重な崖線樹林地, 都市農地, 多摩川や野川をはじめとする水辺環境等の自然環境やそこに息づく生態系を守り・育て, 多様な生きものが息づくまちを目指します。

### 施策体系と環境指標

| 基本目標          | 施策の方針              | 環境指標                             |                          |                          |
|---------------|--------------------|----------------------------------|--------------------------|--------------------------|
|               |                    | 指標                               | 基準値<br>令和6年度             | 目標値<br>令和17年度            |
| いのちが息づく水と緑のまち | 1-1<br>水と緑の保全・再生   | 浸透施設等の設置による雨水の浸透能力               | 134,074m <sup>3</sup> /h | 191,549m <sup>3</sup> /h |
|               |                    | みどり率                             | 33.0%                    | 34.1%<br>(R22年度)         |
|               |                    | 公共が保全する緑の面積                      | 152.63ha                 | 163ha<br>(R22年度)         |
|               |                    | [新規] 貸借円滑化法の活用件数                 | 9件<br>(R3年度)             | 60件<br>(R8～R17年度の累計)     |
|               |                    | 市民と協働で保全活動を行う崖線の箇所数              | 8箇所                      | 10箇所<br>(R22年度)          |
|               |                    | 調布には優れた景観があると思う市民の割合             | 83.6%                    | 90%<br>(R17年度)           |
|               | 1-2<br>生物多様性の保全と向上 | 自然環境調査の実施回数                      | 49回                      | 63回<br>(R17年度累計)         |
|               |                    | 自然体験学習の参加人数                      | 17,844人<br>(H28～累計)      | 25,000人<br>(R8～R17年度累計)  |
|               |                    | [新規] 協働による外来生物の駆除活動や防除事業の参加・実施人数 | 93人                      | 1,000人<br>(R8～R17年度累計)   |

## 施策の方針1-1 水と緑の保全・再生

多摩川・野川や崖線樹林地, 都市農地など, 調布市に残る貴重な自然を守り育て, 水と緑のつながりを再生して次世代へ継承します。



深大寺・佐須地域の農の風景

### 施策の体系

| 施策の方針            | 施策  |
|------------------|---|
| 1-1<br>水と緑の保全・再生 | <b>①水の保全・再生</b><br>湧水や河川などの水環境を, 豊かで健全な状態のまま将来へ継承する取組を進めます。   |
|                  | <b>②緑の保全・創出</b><br>崖線樹林地や社寺林, 農地等の貴重な緑を, 適切な管理により保全します。保全にあたっては, 市民・事業者・団体等との協働により推進します。                          |
|                  | <b>③水辺と緑がおりなす伝統的な風景の保全・活用</b><br>長い年月を経て形成された水と緑が豊かな環境や, 人の営みが紡いだ伝統的な地域の原風景など, 歴史・文化に根ざした調布らしさを持った風景を次世代に残していきます。 |



## ●施策の方向

湧水や河川などの水環境を、豊かで健全な状態のまま将来へ継承する取組を進めます。

## ●施策と関係する主な取組と事業

### ◆雨水利用と雨水浸透・貯留の推進

公共施設や民間施設への雨水浸透・貯留設備や透水性舗装の導入を促進し、地下水の涵養を図ります。また、**強雨時に汚水が混入した雨水の河川への流出抑制を図る**とともに、雨水利用の促進も図ります。

### ◆湧水調査の実施

調布市のシンボルである湧水環境を保全するため、継続的に湧水調査を実施します。

### ◆節水と適正な排水の推進

豊かで健全な水環境を将来へ継承するため、市民や事業者に向け、節水と適正な排水の推進のための啓発等に取り組みます。

### ◆開発事業等における地下水脈への配慮促進

大規模工事に伴う水脈や水質変化の可能性について、事業者による事前評価へ意見を提出し、水量・水質悪化防止に配慮します。

| 取組                   | 主な事業  | 担当課            |
|----------------------|---|----------------|
| ◆雨水利用と雨水浸透の推進        | ● 雨水浸透・貯留設備の設置及び雨水利用の推進                     | 営繕課・環境政策課・下水道課 |
|                      | ● 道路等への透水性舗装の導入                             | まちづくり推進課・道路管理課 |
|                      | ● 雨水浸透の重要性に関する普及啓発                          | 環境政策課          |
| ◆湧水調査の実施             | ● 湧水調査の実施                                   | 環境政策課          |
|                      | ● 国分寺崖線の湧水群が持つ魅力の発信                         |                |
| ◆節水と適正な排水の推進         | ● 節水や下水に油等を流さないなどの普及啓発                      | 下水道課           |
|                      | ● 河川等の公共用水域における水質監視の継続(再掲)                  | 環境政策課          |
| ◆開発事業等における地下水脈への配慮促進 | ● 大規模建設工事等の地下水・湧水への影響に係る事業者による事前評価に対する意見の提出 | 環境政策課          |

| 市民・市民団体や事業者에게期待される役割や取組 |   |
|-------------------------|---|
| 市民・市民団体                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 調布市の湧水や水辺に関心を持ち、現地を見て学びます。</li> <li>● 湧水や河川などの貴重な水辺環境をみんなで守り育てます。</li> <li>● 節水に努めるとともに、雨水浸透や雨水の貯留に協力します。</li> </ul> |
| 事業者                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 湧水や河川などの貴重な水辺環境を守り育てる活動に参加・協力します。</li> <li>● 節水に努めるとともに、雨水浸透や雨水の貯留に協力します。</li> </ul>                                 |

●施策に関する背景や現状

◆前計画までの進捗

- 緑被調査は概ね5年に一度実施しています。崖線緑地の公有化など緑地の保全に努めているものの、土地所有者の事情等により生産緑地等の減少が進み、環境指標でもあるみどり率は33.0%に低下し、目標値を下回っています。
- 市や東京都が管理する公遊園・緑地・緑道・崖線樹林地及び民間が所有する緑地で市が補助対象としている保全地区は152.63haとなっており、環境指標である公共が保全する緑の面積は前計画の目標値149.85haを上回っています。

◆国際動向, 国や東京都の動向, 社会情勢

- 「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」で2030年までに陸域・海域の30%を保全する「30by30」目標が掲げられ、都市部でもグリーンインフラや都市林整備を通じた生態系保全・創出が重視されるようになっていきます。[国際動向]
- 「生物多様性国家戦略 2023-2030」や「第六次環境基本計画」により、市街地の緑地・里山・社寺林の保全と創出が進められ、東京都でも公園再整備や街路樹、屋上・壁面緑化の拡大が図られています。[国・東京都動向]

◆市民意識調査・ワークショップでの意見

- 崖線の緑の保全や木々や田畑などの緑の減少への対策を強化する。[意識調査]
- 市民が参加しやすい緑の保全活動を企画する。[意識調査]
- グリーンカーテン、壁面・屋上緑化を支援する。[意識調査]
- 市民の憩いの場としての公園の機能を維持・向上をはかる。[意識調査]
- 生物多様性保全の観点から、学校や公共施設等で落葉樹を植える。[ワークショップ]
- 樹木評価ツール(i-Tree)等を使って、みどりの価値を可視化する。[ワークショップ]
- 緑被率の高さに応じて、固定資産税の減免制度を導入する。[ワークショップ]
- 木を1本切ったら1本植える、敷地の緑被率といったルールをつくる。[ワークショップ][意識調査]



背景や現状を踏まえた課題

- 崖線や河川敷などの連続性あるまとまった緑の保全によって、現況の市内の緑の総量を維持しつつ、質の向上を目指す必要があります。
- 貴重な緑地でもある生産緑地面積の維持を図るため、営農環境の維持・確保に向けた取組を推進する必要があります。
- 新たな用途地域である「田園住居地域」の指定や、地区計画などの都市計画制度を活用した農地保全制度について、関係各課と連携し研究する必要があります。

## ●施策の方向

崖線樹林地や社寺林、農地等の貴重な緑を、適切な管理により保全します。

## ●施策と関係する主な取組と事業

### ◆崖線緑地の保全活動と活動団体の支援

崖線樹林地等の保安全管理、保安全管理計画の策定、市民参加による整備・管理、活動支援団体の設立支援等を実施します。

### ◆社寺林・屋敷林の保全と支援

社寺林や屋敷林など歴史ある貴重な緑を維持するため、所有者に対する保全のための支援を実施します。

### ◆都市農地の保全

特定生産緑地の指定促進や都市計画制度を活用した農地保全制度の研究、多様な農業体験の場(市民農園など)の充実を図ります。

### ◆協働による緑保全の仕組みと活用

協働による緑の保全のための仕組みを検討し、雑木林連絡会の運営支援などを通じて市民参加を促進します。

### ◆雑木林管理を担う人材の育成と活用

雑木林の管理に向けた講座や里山を活かした体験学習プログラムを実施し、現場を担う人材の育成と活用を進めます。

| 取組                        | 主 な 事 業                                      | 担当課                     |
|---------------------------|--|-------------------------|
| <b>◆崖線緑地の保全活動と活動団体の支援</b> |  |                         |
|                           | ● 崖線樹林地等の保安全管理                               | 緑と公園課                   |
|                           | ● 崖線樹林地の保安全管理計画の策定と見直し                       |                         |
|                           | ● 樹林・緑地の維持管理活動支援団体の設立支援・育成                   |                         |
|                           | ● 市民参加による崖線や緑地の整備・管理                         |                         |
|                           | ● 「調布市ふるさとのみどりと環境を守り育てる基金」への協力呼びかけと効果的活用等の検討 |                         |
| <b>◆社寺林・屋敷林の保全と支援</b>     |  |                         |
|                           | ● 社寺林、屋敷林等の保全のための支援                          | 緑と公園課                   |
| <b>◆都市農地の保全</b>           |  |                         |
|                           | ● 特定生産緑地の指定促進                                | 農政課                     |
|                           | ● 地区計画など都市計画制度を活用した農地保全制度の研究                 | 農政課・環境政策課・緑と公園課まちづくり推進課 |
|                           | ● 多様な農業体験の場(農業体験ファーム、市民農園)の充実                | 農政課                     |
|                           | ● 子どもたちの農業体験・地元食材を使った食育等の継続的な実施              | 農政課・環境政策課・学務課・指導室       |
| <b>◆協働による緑保全の仕組みと活用</b>   |  |                         |
|                           | ● 協働による緑の保全のための仕組みづくりの検討                     | 緑と公園課                   |
|                           | ● 雑木林連絡会の運営支援                                |                         |

| 取組                | 主な事業                  | 担当課   |
|-------------------|-----------------------|-------|
| ◆雑木林管理を担う人材の育成と活用 |                       |       |
|                   | ● 雑木林の管理に向けた講座の実施     | 環境政策課 |
|                   | ● 里山を活かした体験学習プログラムの実施 |       |
|                   | ● 里山に関する環境学習の推進       |       |

| 市民・市民団体や事業者に期待される役割や取組 |  |
|------------------------|--|
| 市民・市民団体                | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 里山について関心を持ち、現地に出かけて体験します。</li> <li>● 自分たちの暮らしと里山の関係について理解を深め、里山保全等の活動等を通じて、貴重な環境資源である里山を次世代に引き継ぎます。</li> <li>● 里山環境の維持・保全に向けた取組に協力します。</li> </ul> |
| 事業者                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 里山環境の維持・保全に向けた取組に協力します。</li> <li>● 緑や水辺環境を活用して環境を学習する活動への支援や協力をします。</li> </ul>  |

## コラム 崖線緑地維持管理の取組

崖線の緑地は、台地と低地の境にできた斜面地形に沿って残る樹林地であり、都市の中ではまとまった自然が残りやすい一方、放置すると荒廃や安全面のリスクも高まりやすい空間です。

調布市では、崖線の緑を「骨格的な水と緑」を形づくる重要な資源として位置づけ、「崖線樹林地保安全管理計画」を定めて計画的な保安全管理を進めています。

崖線緑地の維持管理の要点は、「守る」だけでなく「整える」ことにあります。例えば、倒木や落枝のリスクを下げる安全管理、外来種や竹類の拡大を抑える更新管理、下層植生の回復による生物多様性の底上げ、散策路や見晴らしの確保による利用価値の向上などです。崖線は湧水や水路とも結びついており、雨水の浸透や土砂流出の抑制など、防災・環境の両面で機能しています。そのため、その場所をどのような森にしていくかという、樹林の将来像を考え、点検・作業・モニタリングを続ける仕組みが必要となっています。

また、崖線緑地には民有地が含まれることも多く、行政だけで守れるものではありません。地権者・地域団体・事業者などの多様な主体が、連携して取組を進める必要があります。維持管理作業に携わる人手も必要であり、作業日や観察会を通じて関わる人を増やし、その成果を見える化することによって、作業を担う人たちのモチベーションを高め、活動の継続にもつながります。

崖線の緑を次世代に渡すには、日常の小さな手入れを積み重ね、都市の自然を“管理された里山”として育てていく視点が重要となっています。

崖線樹林地の保安全管理計画(仙川崖線緑地)



●施策に関する背景や現状

◆前計画までの進捗

- 豊かな自然とともに育まれた歴史・文化環境を保全し次世代に引き継いでいくため、文化財の指定や史跡地内の除草・剪定など文化財の適切な管理を行いました。
- 歴史・文化の保全継承のための講演会などにより、下布田遺跡・深大寺城跡などの保全・活用を進めました。
- 深大寺地域の街並み環境整備や実篤公園内の保全整備、深大寺・佐須地域における農の歴史や文化を生かした事業を推進しました。
- しかしながら、環境指標である「調布市には優れた景観がある」と思う市民の割合は、令和4年度目標値を下回りました。

◆国際動向、国や東京都の動向、社会情勢

- 世界各地で歴史的水路や運河沿いの景観を文化遺産として保全しつつ、観光・交流拠点として再生する動きが強まり、水辺の緑と一体となった歴史景観の価値が見直されています。[国際動向]
- 河川沿いの緑化を計画的に推進するとともに、水系を軸とした水と緑のネットワークにつながるよう、緑化や水辺の整備、水辺へのアクセス確保が進められています。[国・東京都動向]

◆市民意識調査・ワークショップでの意見

- 国分寺崖線や野川などの自然環境を活用した、動植物観察会、自然観察会、ホテルの鑑賞、湧き水めぐりといった学習や体験の機会を増やす。[意識調査]
- 多摩川に自然な岸辺を創出するなど、水辺空間の活用を通じ、潤いを創出する。[意識調査][ワークショップ]
- 具体的な自然環境をテーマにした学びやイベントの開催。[意識調査]
- 深大寺界隈の歴史・文化と調和した景観の保全を推進。[意識調査]
- 調布らしい景観の保全と形成を進める。[意識調査]



背景や現状を踏まえた課題

- 市民がより自然環境に関心を持っていただくため、身近な環境や、調布の特徴である豊かな自然環境を楽しく学ぶことができるような場や機会について情報提供等の充実を図っていく必要があります。
- 水や緑に関係する豊かな資源を活かして、自然環境や歴史・文化と調和した調布市ならではの風景を将来にわたって保全していく必要があります。
- だれもがうるおいを感じ、人々の憩いの場となる水と緑の空間を維持していく必要があります。

## ●施策の方向

長い年月を経て形成された水と緑が豊かな環境や、人の営みが紡いだ伝統的な地域の原風景など、調布市の特徴である歴史・文化に根付く原風景を次世代に残していきます。

## ●施策と関係する主な取組と事業

### ◆深大寺・佐須地域における里山風景の保全と活用

水辺と緑の一体的な保全や、農の風景育成地区における農の風景継承の取組を推進し、風景を紹介するパンフレット等を作成します。

### ◆都市農地の保全【再掲】

特定生産緑地の指定促進や都市計画制度を活用した農地保全制度の研究、多様な農業体験の場(市民農園など)の充実を図ります。

### ◆湧水・河川等の水辺環境の保全

湧水・樹林地等における自然観察会、調布水辺の楽校、多摩川・野川クリーン作戦を実施し、水辺環境の保全意識の醸成を図り、保全に向けた取組を推進します。

### ◆社寺・史跡・旧跡と自然環境の調和の維持

深大寺・佐須地域における「農」の歴史や文化を活かした景観づくりを推進し、社寺・史跡と自然環境の調和を維持します。

| 取組                             | 主な事業                                  | 担当課                              |
|--------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------|
| <b>◆深大寺・佐須地域における里山風景の保全と活用</b> |                                       |                                  |
|                                | ● 深大寺・佐須地域における緑と水辺の一体的な保全             | 環境政策課・<br>緑と公園課                  |
|                                | ● 深大寺・佐須地域農の風景育成地区における農の風景を継承する取組の推進  | 農政課・<br>環境政策課・<br>緑と公園課          |
|                                | ● 深大寺・佐須地域における農の風景を紹介するパンフレット等の作成     |                                  |
| <b>◆都市農地の保全【再掲】</b>            |                                       |                                  |
|                                | ● 特定生産緑地の指定促進                         | 農政課                              |
|                                | ● 地区計画など都市計画制度を活用した農地保全制度の研究          | 農政課・環境政策課・<br>緑と公園課・ま<br>ちづくり推進課 |
|                                | ● 多様な農業体験の場(農業体験ファーム, 市民農園)の充実        | 農政課                              |
|                                | ● 子どもたちの農業体験・地元食材を使った食育等の継続的な実施       | 農政課・環境政策課・<br>学務課・指導室            |
| <b>◆湧水・河川等の水辺環境の保全</b>         |                                       |                                  |
|                                | ● 湧水・樹林地等における自然観察会の実施                 | 環境政策課                            |
|                                | ● 調布水辺の楽校の実施                          |                                  |
|                                | ● 調布こどもエコクラブの実施                       |                                  |
|                                | ● 多摩川・野川クリーン作戦の実施                     |                                  |
| <b>◆社寺・史跡・旧跡と自然環境の調和の維持</b>    |                                       |                                  |
|                                | ● 社寺・史跡等に付属する周辺の自然環境の保全・活用による景観づくりの推進 | 環境政策課・<br>緑と公園課・<br>まちづくり推進課     |

| 市民・市民団体や事業者に期待される役割や取組 |  |
|------------------------|--|
| 市民・市民団体                | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 里山をはじめとした調布市の特徴である自然環境について関心を持ち、現地に出かけて体験します。</li> <li>● 里山環境の維持・保全に向けた取組に協力します。</li> <li>● 地域の歴史や文化を象徴する重要な要素である社寺や史跡等について理解を深め、付随する周辺環境の保全活動等を通じて、原風景が残る貴重な環境を次世代に引き継ぎます。</li> <li>● 緑や水辺環境を活用して環境を学習する子どもたちへの支援や協力をします。</li> </ul> |
| 事業者                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 里山環境の維持・保全に向けた取組に協力します。</li> <li>● 緑や水辺環境を活用して環境を学習する活動への支援や協力をします。</li> </ul>  |

## コラム 深大寺・佐須地域での取組

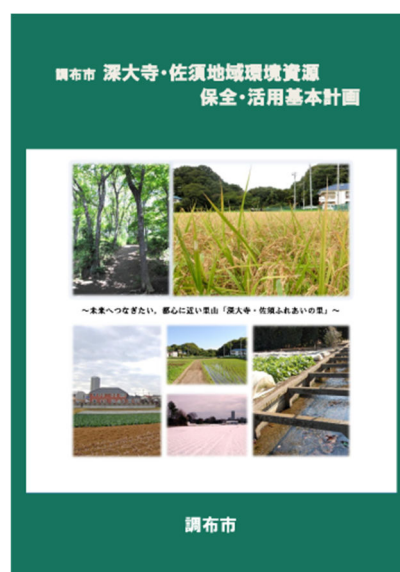
深大寺・佐須地域は、国分寺崖線の緑、崖線に由来する湧水を水源とする水路、その水路に沿って広がる田畑が一体となり、市街地の中にありながら里山風景を残す地域です。

調布市は、この貴重な環境資源を将来にわたって保全していくため、「調布市深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画」を策定(平成26(2014)年3月)し、保全と活用の基本的な考え方を示しています。

ここでいう「伝統的な風景」は、湧水や水路を維持し、田畑を耕し、雑木林を手入れするという、人の営みそのものにより形づくられてきたものです。そのため、保全にあたっては、自然要素(緑・水)と人の営み(農・暮らし・来訪)が切り離せません。例えば、水路や湧水の清掃・保全、斜面林の適切な管理、農地の維持と担い手確保、来訪者のマナーなどが、風景を守るための大切な視点となっています。

一方で「活用」は、観光のために改変することではなく、地域の価値を丁寧に伝え、その価値を理解し関わる人を増やすことが重要です。散策や環境学習、農体験、地産食材の魅力発信など、里山の“使い方”を示すことで、保全に関わる人や理解者も増えます。深大寺という歴史文化資源と、佐須の農風景・水辺環境が近接している点は大きな強みであり、地域の誇りでもあります。この計画を軸に、地権者や農業者、地域団体、行政が同じ地図と言葉で合意し、保全と活用を両輪で進めることが、伝統的な風景を“生きた資産”として残す鍵となっています。

深大寺・佐須地域環境資源  
保全・活用基本計画



## コラム OECMと自然共生サイト

生物多様性の保全は、国立公園や自然保護区のような「保護地域」だけで行うべきものではありません。都市や里地里山、事業所の緑地、社寺林、河川敷など、必ずしも法的な保護の枠組みに入らない場所でも、結果として生物多様性の保全につながっている場所や取組は多数存在しています。このような「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域」を国際的に位置づける概念がOECM(Other Effective area-based Conservation Measures)です。

国際的には、令和12(2030)年までに陸と海の30%以上を効果的に保全する「30by30」(サーティ・バイ・サーティ)が大きな目標となり、その達成には保護地域に加えてOECMも含めることが前提となっています。

国内では、この流れを踏まえ、環境省が民間等の取組により生物多様性の保全が図られている区域のうちOECMに該当するものを「自然共生サイト」として認定する制度を、令和5(2023)年度から運用しています。令和6(2024)年度までに、合計328箇所が認定され、認定区域の一部は国際データベース(WD-OECM)にも登録されています。

自然共生サイトの意義は、「自然を守っている場所」を増やすこと以上に、守り方の多様性を社会全体で共有できる点にあります。例えば、事業者が自社の工場敷地で希少種の生息環境を維持している、学校がビオトープを継続管理している、自治体が河川敷や斜面林を市民協働で手入れしている——こうした取組は、従来は点として存在し、評価されにくいものでした。しかし、自然共生サイトとして認定されることにより、取組の継続性や管理計画、モニタリングの重要性が明確になり、他地域への水平展開や連携も進みやすくなります。調布市のような都市部でも、崖線・湧水・河川・公園・学校林などを生態系保全のネットワークとして捉え直すことで、30by30と生物多様性保全を重視した地域づくりを同時に進める道が見えてきます。

自然共生サイト検索ナビの画面(環境省)



## 施策の方針1-2 生物多様性の保全と向上

地域の生きものの現状把握と生物多様性保全の取組を通じ、生態系ネットワークを強化して多様な生きものが息づく環境の維持・向上を図ります。



「調布市いきものフォトコンテスト 2024 感じよう生物多様性」  
多摩川自然情報館大賞作品「イタチごっこ」(撮影者:藤里有さん)

### 施策の体系

| 施策の方針                  | 施策  |
|------------------------|---|
| 1-2<br>生物多様性の<br>保全と向上 | <b>①生きものの生息・生育状況の把握</b><br>専門的な調査と市民参加の調査体制により、地域の生物の生息・生育状況を継続的に把握するとともに、多摩川流域や国分寺崖線周辺などで重点モニタリングを実施します。 |
|                        | <b>②生物多様性の保全</b><br>生物多様性の基盤情報を整備し、保全を進めます。啓発や環境学習事業など、これまで積み上げてきた取組を体系化し、計画的な生物多様性の保全施策を展開します。           |
|                        | <b>③外来生物対策の促進</b><br>外来生物の侵入・拡大を防ぐため、広く情報提供、リスク周知を進めます。特定外来生物は関係機関との連携や市民・事業者等との協働により継続的な駆除を実施します。        |

●施策に関する背景や現状

◆前計画までの進捗

- 自然環境調査を多摩川、野川、仙川及び佐須用水で実施、水生生物の生息状況の把握に努めました。
- 湧水調査は概ね3年に1回調査を実施しています。
- 調布市環境モニター活動において、植物調査を1回実施しました。
- 環境指標である自然環境調査の実施回数は、目標値を下回っています。

◆国際動向, 国や東京都の動向, 社会情勢

- 市民科学アプリやドローン, eDNA 解析(水や土壌など環境中に残っている生物由来の DNA を採取・分析することで, どんな生物がいるかを把握する良い方法)など新技術を活用した生物モニタリングが広がり, 生態系の変化や気候変動影響を高頻度で把握する体制が整いつつあります。[国際動向]
- 環境省が全国1000箇所で調査展開するモニタリングサイト 1000 や自然環境基礎調査の継続に加え, 東京都でも生物多様性地域戦略に基づき, 都立公園や多摩地域の生物相調査, 市民参加型観察会を通じた情報蓄積が進んでいます。[国・東京都動向]

◆市民意識調査・ワークショップでの意見

- 生物の種類減少への対策を強化(回答者の15.6%が危機感を感じている)。[意識調査]
- 生物多様性の危機についての現状を伝えることが, 環境活動に参加するきっかけとなっている。[意識調査]
- 子どもの自然体験など環境教育を充実させる。[ワークショップ]



背景や現状を踏まえた課題

- 種の減少が進む生物多様性の保全に向けて, 市域における生物の生息・育成状況に関する情報の蓄積を図る必要がある。

[ 調布市での取組 ]

■多摩川自然情報館でのイベント

多摩川を中心とした市内の自然環境を紹介する多摩川自然情報館で, 多摩川や調布の環境について学べる月別イベントや月替わりプログラムを実施しています。

冬の生き物観察会



## ●施策の方向

専門的な調査と市民参加の調査体制により、地域の生物の生息・生育状況を継続的に把握するとともに、多摩川流域や国分寺崖線周辺などで重点モニタリングを実施します。

## ●施策と関係する主な取組と事業

### ◆専門知識を活用した調査の定期的な実施

専門家による定期的な調査を実施し、生物相を把握して生物多様性保全のための基礎情報を継続的に収集します。

### ◆市民による調査の仕組みづくりと推進

地域の生物の生息・生育状況を把握するため、市民が参加できる調査の仕組みづくりとその推進を図ります。

### ◆崖線緑地における重点モニタリングの実施

調布市を特徴づける国分寺崖線等の崖線緑地において、生物の生息・生育に関する環境調査を集中的に実施します。

| 取組                   | 主な事業                          | 担当課   |
|----------------------|-------------------------------|-------|
| ◆専門知識を活用した調査の定期的な実施  | ● 専門家による定期的な調査の実施             | 環境政策課 |
|                      |                               |       |
| ◆市民による調査の仕組みづくりと推進   | ● 市民参加型調査の仕組みづくりと推進           | 環境政策課 |
|                      |                               |       |
| ◆崖線緑地における重点モニタリングの実施 | ● 崖線緑地における生物の生息・生育に関する環境調査の実施 | 緑と公園課 |
|                      |                               |       |

## 市民・市民団体や事業者期待される役割や取組

|         |  |
|---------|--|
| 市民・市民団体 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生きものと生物多様性について関心を持ち、学びます。</li> <li>● 生物多様性のための学習会に参加します。</li> <li>● 緑地等では観察マナーを守り、重要な生息地・生育地を踏み荒らさないよう配慮します。</li> </ul> |
| 事業者     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所敷地内の緑地等での生物多様性の確保に努めます。</li> <li>● 生物多様性のための学習会の開催に協力します。</li> </ul>   |

●施策に関する背景や現状

◆前計画までの進捗

- 令和6年度は、調布こどもエコクラブ(計4回, 51人), 調布水辺の楽校(計2回, 73人), 雑木林ボランティア講座(計6回, 92人), 多摩川自然情報館月別イベント(計10回, 116人), 深大寺・佐須地域の公有化した土地の環境整備及び環境学習(延べ参加人数2,130人), 神代農場活用事業(27人)を実施しました。
- 環境指標である自然体験学習の参加人数は、目標値を上回っています。

◆国際動向, 国や東京都の動向, 社会情勢

- 2022年12月に開催されたCOP15において、生物多様性の新たな指針として、2030年までに陸域・海域の30%を保全する「30by30」の目標を柱としながら、2050年には「自然と共生する世界」の実現を目指すこととした「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。[国際動向]
- 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、世界に先駆け「生物多様性国家戦略 2023-2025」を策定し、2030年ネイチャーポジティブの実現に向け、生物多様性損失と気候危機の2つの危機への統合対応、30by30 目標の達成等の取組による健全な生態系の確保、自然資本を守り活かす社会経済活動を含めた社会の根本的な改革を推進することとしています。[国・東京都動向]

◆市民意識調査・ワークショップでの意見

- 緑や生き物を大切にしている意識の醸成が必要。[意識調査]
- 調布市にて、生物多様性保全地域戦略を策定いただきたい。[ワークショップ]



背景や現状を踏まえた課題

- 生物多様性の保全に向けて、生物の生息・育成状況に関する情報を活用しながら、地域の生態系、在来種の保全、生息地を結ぶ生態系ネットワークの形成を図っていく必要がある。
- 種の保全を図るため、市民の生物多様性を保全していくためのさらなる意識醸成を図り、保全活動を促進していく必要がある。

## ●施策の方向

生物多様性の基盤情報を整備し、保全を進めます。啓発や環境学習事業など、これまで積み上げてきた取組を体系化し、計画的な生物多様性の保全施策を展開します。

## ●施策と関係する主な取組と事業

### ◆生き物の生息状況の公開による生物多様性保全意識の醸成

継続的調査結果の公開や学習・参加の場提供により、生物多様性保全に関する市民の意識醸成を図ります。

### ◆生物多様性地域戦略の策定・更新に向けた評価指標の整備

生物多様性地域戦略の策定を検討するとともに、保全に資する取組の整理と体系化を進めます。

| 取組                                 | 主な事業                                    | 担当課             |
|------------------------------------|---|-----------------|
| <b>◆生き物の生息状況の公開による生物多様性保全意識の醸成</b> |   |                 |
|                                    | ● 市民によるモニタリング実施に向け、使いやすいツール等の環境整備の検討・実施 | 環境政策課           |
|                                    | ● 生物や生物多様性をテーマとした事業の継続的实施 [新規]          |                 |
|                                    | ● 生物多様性のための学習・参加の場の提供                   |                 |
|                                    | ● 多摩川自然情報館プログラムや環境イベントを活用した生物多様性関連事業の推進 |                 |
|                                    | ● 自然環境マップの作成・配布                         | 環境政策課・<br>緑と公園課 |
| <b>◆生物多様性地域戦略の策定・更新に向けた評価指標の整備</b> |   |                 |
|                                    | ● 生物多様性地域戦略の策定の検討                       | 環境政策課           |
|                                    | ● 生物多様性保全に資する取組の整理と体系化 [新規]             |                 |

## 市民・市民団体や事業者期待される役割や取組

|         |   |
|---------|---|
| 市民・市民団体 | ● 生物多様性について関心を持ち、生物多様性をテーマとした学習会やイベントに参加します。                |
| 事業者     | ● 事業所敷地内の生物多様性の保全に努めます。<br>● 生物多様性をテーマとした学習会やイベントの開催に協力します。 |

●施策に関する背景や現状

◆前計画までの進捗

- 例年(一社)生物多様性保全協会との協働にて実施している多摩川の外来植物駆除は、市内の事業者を含めて一般公募を行い、多摩川河川敷の定点(875 m<sup>2</sup>)において、6月と9月の2回、特定外来生物(植物)の駆除活動を実施しています。
- 環境指標である特定外来生物(植物)駆除活動対象面積は、目標値を下回っています。

◆国際動向, 国や東京都の動向, 社会情勢

- 国際的に外来生物の「侵入防止・早期発見・継続駆除・飼養管理」を地域連携で進め、被害抑止と生態系回復を図る動きが強まっています。[国際動向]
- クビアカツヤカミキリやスクミリンゴガイ等の農作物被害をもたらす病害虫について、都道府県等と連携し適時・適切な防除が進められています。
- 飼い主や動物取扱業者等による終生飼養の徹底と適正な飼養管理を促し、個体管理強化の取組が進められています。[国・東京都動向]
- 様々な主体が外来生物対策に効果的に取り組めるよう、都内における対策の基本方針や取組の実践における留意点をエリア・種ごとに取りまとめた「外来種対策行動の手引き」を策定しました。[東京都動向]

◆市民意識調査・ワークショップでの意見

- 外来種植物(アレチウリなど)の駆除を含む、自然環境保全活動への参加を促す必要がある。[ワークショップ]



背景や現状を踏まえた課題

- 外来生物の定着を抑えるため、さらなる外来種問題への意識啓発と、駆除活動の展開の強化が必要です。

[ 調布市での取組 ]

■多摩川河川敷における特定外来生物の駆除活動

調布市内の多摩川河川敷では、地域固有の生態系へ被害を及ぼす恐れのある特定外来生物に指定されているアレチウリ・オオキンケイギク等が確認されています。このため、調布市では、一般社団法人生物多様性保全協会との共催により、市民・企業とともに駆除活動を進めています。

多摩川河川敷における特定外来生物(植物)の駆除活動



## ●施策の方向

外来生物の侵入・拡大を防ぐため、広く情報提供、リスク周知を進めます。特定外来生物は関係機関との連携や市民・事業者等との協働により継続的な駆除を実施します。

## ●施策と関係する主な取組と事業

### ◆外来生物の監視・情報提供とリスク周知

自然環境や生物調査の結果公表、自然環境マップの作成等により、外来生物の監視とリスク周知を図ります。

### ◆特定外来生物の現場駆除と関係者連携の強化

国・東京都・周辺自治体と連携し、特定外来生物の現場での迅速な駆除実施と、事業者等と協働した駆除活動を強化します。

### ◆外来生物に関する啓発の実施

外来生物に関する情報発信や啓発を実施し、危険な外来生物や害獣等に関する情報提供及び対策を講じます。

| 取組                    | 主な事業                                       | 担当課             |
|-----------------------|--|-----------------|
| ◆外来生物の監視・情報提供とリスク周知   | ● 自然環境や生物調査の実施・把握と結果の公表                    | 環境政策課           |
|                       | ● 生物多様性のための学習・参加の場の提供(再掲)                  |                 |
|                       | ● 自然環境マップの作成・配布(再掲)                        | 環境政策課・<br>緑と公園課 |
| ◆特定外来生物の現場駆除と関係者連携の強化 | ● 国・東京都・周辺自治体との連携による、特定外来生物対策に関する情報交換等への参加 | 環境政策課           |
|                       | ● 特定外来生物の現場での迅速な駆除の実施                      |                 |
|                       | ● 事業者等と連携した河川敷等での特定外来種(植物)駆除活動の実施          |                 |
| ◆外来生物に関する啓発の実施        | ● 外来生物に関する情報発信及び啓発の実施                      | 環境政策課           |
|                       | ● 危険な外来生物や害獣等に関する情報提供及び対策                  |                 |

## 市民・市民団体や事業者に期待される役割や取組

|         |  |
|---------|--|
| 市民・市民団体 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 外来生物に関心を持ち、市内での特定外来生物(植物)の駆除活動に参加します。</li> <li>● ペットは最後まで責任を持って飼い、野外へは放しません。</li> </ul>                           |
| 事業者     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑化工事において、外来生物(植物)は使用しません。</li> <li>● 物流や資材等からの外来生物の侵入リスク対策を講じます。</li> <li>● 市内での特定外来生物(植物)の駆除活動に協力します。</li> </ul> |

## 基本目標 2

# 快適さと美しさが調和する住みよいまち

都市美化の推進や、大気・水質の保全、悪臭・騒音・振動等の発生抑制、**化学物質の適正使用・管理**に係る施策を進め、安全・安心で快適に暮らせるまちを目指します。

### 施策体系と環境指標

| 基本目標               | 施策の方針             | 環境指標                                |              |               |
|--------------------|-------------------|-------------------------------------|--------------|---------------|
|                    |                   | 指標                                  | 基準値<br>令和6年度 | 目標値<br>令和17年度 |
| 快適さと美しさが調和する住みよいまち | 2-1<br>快適な空間の確保   | 花いっぱい運動事業活動団体数                      | 79箇所         | 90団体          |
|                    |                   | 市民一人当たりの公園面積                        | 5.52㎡        | 5.5㎡          |
|                    |                   | 美化推進重点地区数                           | 10地区         | 12地区          |
|                    |                   | 美化活動に参加した市民の数                       | 6,120人       | 9,000人        |
|                    | 2-2<br>公害のない環境の維持 | 二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )の環境基準の超過日数   | 0日           | 0日            |
|                    |                   | 浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準の超過日数・時間           | 0日,<br>0時間   | 0日,<br>0時間    |
|                    |                   | 微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準の超過日数            | 0日           | 0日            |
|                    |                   | 雨天時における処理場を含む各吐口からの放流水のBOD値(平均放流水質) | 33.8mg/L     | 40mg/L<br>以下  |
|                    |                   | 道路交通騒音の要請限度数値の未達成地点数                | 0地点          | 0地点           |
|                    |                   | 騒音・振動に係る事業者等への法令等に基づく指導・勧告・命令件数     | 0件           | 0件            |
|                    |                   | 地下水の水質汚濁に係る環境基準不適合井戸数               | 3件           | 2件            |
|                    |                   |                                     |              |               |

## 施策の方針 2-1 快適な空間の確保

都市美化と緑化を進め、誰もが安全・安心して快適に暮らせる環境をつくります。



調布駅前クリーン作戦

### 施策の体系

| 施策の方針           | 施策   |
|-----------------|--|
| 2-1<br>快適な空間の確保 | <b>①うるおいのあるまちづくりの推進</b><br>市街地の緑化推進等により、市民や来訪者がまちのうるおいを感じられる取組を進めます。 |
|                 | <b>②都市美化の推進</b><br>市民や来訪者の美化意識の向上と公衆マナー向上に向けた取組を進めます。                |

●施策に関する背景や現状

◆前計画までの進捗

- 花いっぱい運動の登録団体数は77団体となっています。補助金の申請は、合計97件の申請を受け、52箇所では花いっぱい運動補助事業を実施しています。環境指標である花いっぱい運動の実施箇所数は目標値を上回っています。
- 令和6年度も引き続き人口が増加したものの、1人当たりの公園面積はほぼ横ばいでしたが、環境指標である市民一人当たりの公園面積は、目標値を上回っています。

◆国際動向、国や東京都の動向、社会情勢

- 国連サミットでのSDGs採択、NbS(自然を基盤とした解決策)に関するIUCN世界標準の公表、昆明・モンリオール生物多様性枠組、米国政府によるNbSロードマップの公表、英国政府による生物多様性ネットゲイン等、国際的にNbS・グリーンインフラに関連する取組が進みつつあります。[国際動向]
- 令和5年9月に策定された「グリーンインフラ推進連略 2023」では、グリーンインフラを官民一体となってあらゆる社会新本整備やまちづくり等において反映させること、すなわち「グリーンインフラのビルトイン」により、人々が社会において、自然を守り育てるとともに、自然から持続的にその恩恵を受けながら、その中で様々な活動を行い、「自然と共生する社会」の実現を目指すとしています[国・東京都動向]

◆市民意識調査・ワークショップでの意見

- 調布駅周辺に緑を増やす。[ワークショップ]
- 駅前や住宅地の緑や公園を充実させる。[ワークショップ]
- 駅前広場など、都市部で緑を増加させ、景観的にも向上を図る。[ワークショップ]



背景や現状を踏まえた課題

- 多摩地区の玄関口である調布駅をはじめ、市民や訪れた人々が、まちのうるおいを感じるまちづくりを継続していくため、広く市民の活力を活用していく必要があります。
- 今後も開発や宅地化の進行が見込まれる中、公共施設整備における緑化推進、民有地の緑化の誘導を進めるとともに、緑や公園の質の向上を図り、市民がまちのうるおいを感じられる環境を創出していく必要があります。
- 公園面積の維持を図りつつ、機能再編整備等による公園の質の向上も図っていく必要があります。

[ 調布市での取組 ]

■調布市緑と花の祭典

市内の緑化推進の啓発と普及のため、毎年春と秋に開催しています。花や苗・植木・肥料などの販売、坪庭の設置・展示、市内で伐採した枝や木・木の実を利用したクラフト体験などが行われています。

調布市緑と花の祭典の様子



## ●施策の方向

市街地の緑化推進等により、市民や来訪者がまちのうるおいを感じられる取組を進めます。

## ●施策と関係する主な取組と事業

### ◆公共施設の適切な維持管理や公園・緑地等の植栽の適切な整備・管理

公共施設整備に際しては、グリーンインフラの考えの基緑化を推進するとともに、公園・緑地の適切な整備と樹木の維持管理により緑化を推進し、うるおいの感じられる取組を進めます。

### ◆多様な主体と連携した市域の緑化促進

花いっぱい運動、生垣の設置等多様な主体による取組を奨励・補助し、緑の街並みの創出・保全を図ります。

| 取組                                      | 主な事業  | 担当課            |
|---|---|----------------|
| <b>◆公共施設の適切な維持管理や公園・緑地等の植栽の適切な整備・管理</b> |   |                |
|   | ● 公園・緑地の適切な整備                               | 緑と公園課          |
|   | ● 公園・緑地の樹木の適切な維持管理                          |                |
|   | ● 公園・緑地の整備・維持管理に当たり在来種を用いた植栽を検討             |                |
|   | ● 公園等における生物の生息に適した空間の確保                     |                |
|   | ● 都市計画道路の街路樹等による連続した緑の街並みの創出・保全             | まちづくり推進課・道路管理課 |
|   | ● 芝生化した校庭の維持管理                              | 教育総務課          |
| <b>◆多様な主体と連携した市域の緑化促進</b>               |   |                |
|   | ● 調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例や開発事業指導要綱に基づく緑化の推進 | 緑と公園課・まちづくり推進課 |
|   | ● 花いっぱい運動の推進                                | 緑と公園課          |
|   | ● 新設生垣に対する助成                                |                |

| 市民・市民団体や事業者に期待される役割や取組 |  |
|------------------------|--|
| 市民・市民団体                | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自宅敷地内の緑化や花壇づくりを行います。</li> <li>● 公共空間の美化・植栽管理活動に参加します。</li> </ul>            |
| 事業者                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 歩行者空間の緑化や日陰づくりに取り組みます。</li> <li>● 事業所敷地を緑化し、歩行空間や休憩スペースとして提供します。</li> </ul> |

●施策に関する背景や現状

◆前計画までの進捗

- 市は、市民等が主体となり清掃活動等を行い、都市美化の推進を図る必要がある市内10地区の美化推進重点地区において、市民等による美化活動の支援を行い、都市美化の推進を図っているものの、環境指標である、美化推進重点地区数は目標値である11地区に到達していません。
- 美化活動は、平成30年度まで9000人を超えていたものの、コロナ禍の影響による減少から回復しておらず、環境指標である美化活動に参加した市民の数は目標値を下回っています。

◆国際動向、国や東京都の動向、社会情勢

- 政府や自治体だけでなく、住民や事業者が一体となって美化活動に取り組むことが注目されており、英国では、全国的なボラティア組織が政府のバックアップを受け全国的な環境美化活動が行われています。[国際動向]
- ごみのポイ捨て防止や路上喫煙規制に加え、事業者・地域団体と連携した清掃活動が拡大しています。東京都では商店街や駅前広場を対象に、美化協定・協働清掃など継続的な取組が進み、「東京ふれあいロード・プログラム」や公園清掃ボランティアをはじめ、多様な主体による都市美化を推進しています。[国・東京都動向]

◆市民意識調査・ワークショップでの意見

- まちなかの清掃などの都市美化の推進について、引き続き取組を強化。[意識調査]
- 市民が参加しやすい清掃・美化活動(1人でも参加しやすいなど)の機会をつくる。[意識調査]
- 市民の行動への意欲やマナーの向上につながる取組を実施する。[意識調査]
- 河川のごみや海のごみ問題を学ぶ講座や清掃活動を開催する。[ワークショップ]



背景や現状を踏まえた課題

- 地域住民や事業者等と市が協力して清掃活動などの美化活動を行うことにより、一層の美化意識の醸成とNOポイ捨て等公衆マナー及びモラルの向上を図り、潤いのある都市空間の創出を推進する必要があります。
- 意識啓発や広報の強化などにより、美化活動の参加者数の増加を図っていく必要があります。

[ 調布市での取組 ]

■クリーン作戦の実施

都市美化の意識啓発と地域の交流を活性化することを目的に、市内の清掃活動を市民・自治会や企業等、各種団体と共同して実施しています。

多摩川でのクリーン作戦



## ●施策の方向

地域住民や事業者等と市が協力して清掃活動を行うなど、市民や来訪者の美化意識の向上と公衆マナー向上に向けた取組を進めます。

## ●施策と関係する主な取組と事業

### ◆美化重点地区を核とした地域清掃の展開

多摩川、野川クリーン作戦の実施及びラグビーワールドカップ、東京 2020 大会のレガシーとして行っている調布駅前、飛田給駅前クリーン作戦を継続実施することにより、市民等の美化意識の醸成を図るとともに、地域住民が行っている地域清掃活動を支援し、市民等との協働による街中美化を推進します。

### ◆公衆マナーの遵守を目指した周知・啓発による意識醸成

路上喫煙禁止区域周知看板や声掛け等により市民や来街者への周知・啓発を行い、ポイ捨て禁止や喫煙禁止の意識向上を図るとともに、受動喫煙ゼロの店登録事業を推進します。

### ◆ペットや動物による生活環境問題への対応

ペットの飼い主による近隣配慮、野生動物との適切なかわりについて啓発を推進し、地域での取組を支援します。

| 取組                                | 主な事業                           | 担当課             |
|-----------------------------------|--------------------------------|-----------------|
| <b>◆美化重点地区を核とした地域清掃の展開</b>        |                                |                 |
|                                   | ● 多摩川、野川、調布駅前等でのクリーン作戦の実施      | 環境政策課           |
|                                   | ● 地域住民が自主的に行っている地域清掃の支援        |                 |
|                                   | ● 市民参加による道路清掃の推進               | 道路管理課           |
| <b>◆公衆マナーの遵守を目指した周知・啓発による意識醸成</b> |                                |                 |
|                                   | ● ごみのポイ捨て防止や喫煙マナー向上のための啓発      | 環境政策課           |
|                                   | ● 喫煙マナーアップ清掃の実施及び啓発用プレート等の設置   | 健康推進課・環境政策課     |
|                                   | ● 路上喫煙禁止区域周知看板の設置(駅前、公共施設、通学路) | 健康推進課・環境政策課・学務課 |
|                                   | ● 調布市受動喫煙ゼロの店登録事業の推進           | 健康推進課           |
|                                   | ● 効果的な周知・啓発に繋がる取組の検討及び実施       | 環境政策課           |
| <b>◆ペットや動物による生活環境問題への対応</b>       |                                |                 |
|                                   | ● ペットの飼い主のさらなるマナー向上            | 環境政策課           |
|                                   | ● 飼い主のいない猫等の対策の推進              |                 |
|                                   | ● 公共の場所における鳥類への給餌禁止の周知・指導      |                 |
|                                   | ● 特定外来生物の現場での迅速な駆除の実施(再掲)      |                 |

| 市民・市民団体や事業者に期待される役割や取組 |   |
|------------------------|---|
| 市民・市民団体                | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみは持ち帰り、ポイ捨てはしません。</li> <li>● 地域で開催されるクリーン作戦等の美化活動に参加します。</li> <li>● 公共の場所での鳥類の餌やりは行いません。</li> </ul> |
| 事業者                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所周辺の清掃や喫煙対策を徹底します。</li> <li>● 地域で開催されるクリーン作戦等の美化活動に協力します。</li> </ul>                               |

## コラム スポごみ

「スポごみ(スポ GOMI)」は、ごみ拾いを“スポーツ”として競技化し、楽しさと達成感を通じてまちをきれいにする取組です。まちなかを競技エリアとし、チームで制限時間内に拾ったごみの量や種類に応じて得点を競います。ポイントは、単なる清掃活動ではなく、ルール・審判・競技性を備えたイベントとして設計されている点にあります。公式ルールは「日本財団スポ GOMI 連盟公式ルール」として整備されています。

スポごみを持つ環境的な価値は、回収量そのものだけではありません。

第一に、「ごみは誰かが捨てたもの」という受け身の視点から、「ごみを減らすには何が必要か」という気づきに参加者を導きやすくなっています。例えば、たばこの吸い殻やプラスチック包装が多い場所はどこか、雨の後に集まりやすいごみは何か、拾いながら“発生源”を考えるきっかけになります。

第二に、世代を超えた参加がしやすく、学校・地域・企業の協働の入口になりやすい特徴があります。

第三に、競技化により参加者が熱中し、継続イベントへつながりやすくなっています。

自治体の施策として活用するなら、スポごみを「啓発イベント」で終わらせず、結果を次の施策に接続することが効果的とされています。例えば、

- 回収したごみの内訳を可視化し、重点的に減らすべき使い捨て品を特定する。
- ポイ捨てが多い地点の環境デザイン(灰皿設置, 掲示, 動線改善)につなげる。
- 河川や用水路に近いエリアでは、海洋プラスチック問題とも関連づけ、流出防止の行動へ広げる。

といったことなどです。

楽しさを入口に、データと仕組みで“ごみを出さないまち”へ進めていくのが、スポごみの強みとなっています。

調布市で開かれた  
スポごみの様子

写真挿入予定

## 施策の方針 2-2 公害のない環境の維持

大気, 水質, 騒音・振動, 悪臭, 化学物質等を適正に監視・抑制し, 健康で安心な生活環境を確保します。



甲州街道

### 施策の体系

#### 施策の方針

#### 2-2 公害のない 環境の維持

#### 施策

##### ①大気汚染の防止

自動車や事業活動によるばい煙や有害物質等の監視を継続するとともに, 大気汚染や悪臭の発生防止に向けた指導や啓発に取り組みます。また, 環境に配慮した事業活動や車両の普及を進めます。

##### ②水質汚濁の防止

生活排水・工場排水等の監視を継続するとともに, 水質汚染や水質汚濁負荷の低減に向けた指導や啓発に取り組みます。

##### ③騒音・振動の発生抑制

市民生活や事業活動に起因する騒音・振動への対応を図りながら, 発生抑制の啓発を進めます。

##### ④化学物質等への対策の推進

化学物質の適正使用・適正排出・適正管理の徹底を促進するとともに, 化学物質のリスクを可能な限り把握し, 環境や市民の健康への影響を最小限にするため, 的確な情報提供に努めます。また, 有機フッ素化合物やマイクロプラスチックをはじめとした新たな汚染物質について, 最新情報の収集や適格な情報発信に努めるとともに, 国・東京都と連携した対応を行います。環境リスク発生時には, 国や東京都とも連携しながら, リスクの拡大防止に努めます。

●施策に関する背景や現状

◆前計画までの進捗

- 二酸化窒素の年平均濃度は、都内全域においてゆるやかな減少傾向です。環境指標である二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)の環境基準の年間未達成日数は目標を達成しています。
- 浮遊粒子状物質は、都内全域において、年平均濃度で見るとここ数年横ばいか減少傾向にあります。環境指標である浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準は目標を達成しています。
- 都内大気中のPM2.5 濃度は、ボイラー、廃棄物焼却炉などの固定発生源対策などの効果で、平成 13 年度からの 10 年間で約 55%減少しました。環境指標である微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準の年間未達成状況は目標を達成しています。

◆国際動向, 国や東京都の動向, 社会情勢

- 多くの国で SO<sub>2</sub>や PM2.5 は改善傾向にある一方、新興国の都市部では依然として健康被害が深刻であり、WHO の厳格化したガイドライン達成に向け対策強化が続いています。[国際動向]
- 日本は総じて高い水準を維持する一方、光化学オキシダントや PM2.5 への対応が課題とされ、ディーゼル規制や燃料転換が継続しています。東京都では自動車 NOx・PM 総量規制に加え、「気候変動適応計画」の中で大気汚染と健康影響も一体的に対策しています。[国・東京都動向]

◆市民意識調査・ワークショップでの意見

- 大気汚染防止策の強化(回答者の 28.9%が危機的と感じる)。[意識調査]
- 「大気汚染防止や生活排水などによる水質汚濁防止」の方向性の見直し。[意識調査]
- 生活環境における大気汚染源への対策意識を高める啓発活動。[意識調査]
- 大型 SUV の抑制。[ワークショップ]



背景や現状を踏まえた課題

- 国や東京都と連携しながら大気汚染の監視を行うとともに、発生源対策を継続する必要があります。
- 光化学オキシダントの発生状況を注視し、迅速な注意喚起等を行う必要があります。

## ●施策の方向

自動車や事業活動によるばい煙や有害物質等の監視を継続するとともに、大気汚染や悪臭の発生防止に向けた指導・啓発に取り組みます。また、環境に配慮した事業活動や車両の普及を進めます。

## ●施策と関係する主な取組と事業

### ◆大気汚染発生源対策の促進

工場・事業場等に対し、ばい煙や有害物質の監視を継続し、大気汚染防止に向けた対策の促進を図ります。

### ◆解体工事におけるアスベスト・粉じん飛散防止の徹底

公共施設の解体工事におけるアスベスト対策や、建築・解体工事における粉じん飛散防止の指導を徹底します。

### ◆大気質の継続監視と情報提供

大気測定の実施により大気質の継続監視を行い、微小粒子状物質(PM2.5)濃度等の情報提供を行います。

### ◆ZEVの導入・普及促進

二酸化炭素や大気汚染物質を発生させないゼロエミッションビークル(ZEV)の公用車への導入を推進するとともに、市民・事業者への普及促進を図ります。

| 取組                | 主な事業                                  | 担当課           |
|-------------------|---------------------------------------|---------------|
| ◆大気汚染発生源対策の促進     | ● 工場・事業場等への大気汚染防止に向けた対策の促進            | 環境政策課         |
|                   | ◆アスベスト・粉じん飛散防止の徹底                     |               |
| ◆アスベスト・粉じん飛散防止の徹底 | ● 関係法令に基づく公共施設の解体工事におけるアスベスト飛散防止対策の実施 | 営繕課           |
|                   | ● 建築・解体工事における粉じんの飛散防止の指導              | 環境政策課         |
| ◆大気質の継続監視と情報提供    | ● 大気測定の実施                             | 環境政策課         |
|                   | ● 微小粒子状物質(PM2.5)濃度の監視と情報提供            |               |
| ◆ZEVの導入・普及促進      | ● 公用車へのゼロエミッションビークル(ZEV)の導入推進         | 環境政策課・各公用車所管課 |
|                   | ● ゼロエミッションビークル(ZEV)の普及促進              | 環境政策課・交通対策課   |

| 市民・市民団体や事業者に期待される役割や取組 |  |
|------------------------|--|
| 市民・市民団体                | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自動車を運転する際はエコドライブに努め、不要なアイドリングをしません。</li> <li>● 自動車を購入する際は、ゼロエミッションビークルの選択を検討します。</li> </ul>   |
| 事業者                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 燃焼設備の保守・管理を徹底し、大気汚染の防止に努めます。</li> <li>● 自動車を運転する際はエコドライブに努め、不要なアイドリングをしません。</li> <li>● 自動車を購入する際は、ゼロエミッションビークルの選択を検討します。</li> </ul> |

●施策に関する背景や現状

◆前計画までの進捗

- 令和7年3月の降雨時に、吐口からの放流水質(BOD)を計測し、平均放流水質を算定したところ、基準値(40mg/L)以下でした。環境指標である雨天時における処理場を含む各吐口からの放流水のBOD値(平均放流水質)は目標を達成しています。

◆国際動向, 国や東京都の動向, 社会情勢

- 上下水道未整備地域での生活排水対策や産業排水の規制強化に加え、マイクロプラスチックや有機フッ素化合物(PFAS)など新たな汚染物質への対応が進んでいます。[国際動向]
- 水質汚濁防止法や下水道高度処理により主要河川の水質は改善傾向ですが、老朽インフラや豪雨時の流出対策が課題です。PFAS に関する全国調査も拡大し、東京都でも水環境のモニタリングと情報公開が進みつつあります。[国・東京都動向]

◆市民意識調査・ワークショップでの意見

- 水質汚濁防止策の強化(回答者の 20.6%が危機的と感じている)。[意識調査]
- 生活排水対策に関する市民の意識と行動を促す取組の推進(「油や洗剤などの使用を意識する」「洗剤を極力使わないなど生活排水への配慮する」)。[意識調査]
- 農業使用量の削減。[ワークショップ]



背景や現状を踏まえた課題

- 引き続き住宅等の新築・建替の際に、排水設備への雨水貯留浸透施設の設置を推進し、下水道への雨水流入の抑制を図ることで、雨天時に下水道から河川等公共用水域へ放流される汚濁負荷量の削減を進める必要があります。
- 公共用水域についてはおおむね基準値を達成しているものの、安心して暮らせる生活環境を維持するため、今後も国や東京都と連携しながら引き続き監視していく必要があります。

[ 調布市での取組 ]

■河川等の公共用水域における水質の監視

河川(多摩川, 野川, 仙川, 入間川)及び水路(佐須の用水, 深大寺の用水, 府中用水)において、水質監視として水質調査や水生生物調査を実施しています。

水質検査の様子



## ●施策の方向

生活排水・工場排水等の監視を継続するとともに、水質汚染や水質汚濁負荷の低減に向けた指導や啓発に取り組みます。

## ●施策と関係する主な取組と事業

### ◆水質汚濁源対策の促進

工場・事業場等に対し、生活排水・工場排水等の監視を継続し、水質汚濁防止に向けた対策の促進を図ります。

### ◆公共用水域の継続モニタリングと結果の公開

河川等の公共用水域及び地下水における水質監視を継続的に実施し、結果を公開することで生活環境の維持に努めます。

### ◆生活排水対策の普及・実践促進

生活排水対策に関する広報やパンフレット発行、関連イベントの開催により、市民の実践を促進します。

### ◆下水道の健全化と高度処理化の推進

下水道管の老朽化・劣化対策を推進し健全化を図るとともに、更なる高度処理化に向けて東京都へ働きかけます。

| 取組                     | 主な事業                          | 担当課   |
|------------------------|-------------------------------|-------|
| ◆水質汚濁源対策の促進            | ● 工場・事業場等への水質汚濁防止に向けた対策の促進    | 下水道課  |
|                        | ◆公共用水域等の継続モニタリングと結果の公開        |       |
| ◆公共用水域等の継続モニタリングと結果の公開 | ● 河川等の公共用水域における水質監視の継続        | 環境政策課 |
|                        | ● 地下水の水質調査の実施                 |       |
| ◆生活排水対策の普及・実践促進        | ● 生活排水対策に関する家庭向け広報・パンフレット等の発行 | 下水道課  |
|                        | ● 生活排水対策に関連したイベントの開催          |       |
| ◆下水道の健全化と高度処理化の推進      | ● 下水道管の老朽化・劣化対策等の推進           | 下水道課  |
|                        | ● 下水道の更なる高度処理化に向けた東京都への働きかけ   |       |

## 市民・市民団体や事業者期待される役割や取組

|         |   |
|---------|---|
| 市民・市民団体 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活排水への油の流出防止と洗剤の適正使用に努めます。</li> <li>● 河川や水路を流れる水の異常の通報に協力します。</li> </ul>                             |
| 事業者     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 排水処理設備の維持管理と事故時の緊急対応体制を整えます。</li> <li>● 有害物質や油の保管管理と、流出防止対策を徹底します。</li> <li>● 排水基準を遵守します。</li> </ul> |

●施策に関する背景や現状

◆前計画までの進捗

- 低騒音舗装の敷設などの対策により、要請限度超過は改善されつつあります。令和6年度は環境指標である道路交通騒音の要請限度数値の未達成地点数は目標を達成しました。
- 騒音・振動に関する苦情については、生活騒音、解体・建設時の騒音が大半を占めています。
- 発生源の事業所等に対し、発生した事象の対策を講じるよう要請して解決を図っています。環境指標である騒音・振動に係る事業者等への法令等に基づく指導・勧告・命令件数は目標を達成しています。

◆国際動向、国や東京都の動向、社会情勢

- 都市化の進行や交通量増加を背景に、WHO の環境騒音指針を参考にした道路・鉄道・空港騒音対策が広がり、静穏性を重視した都市デザインが注目されています。[国際動向]
- 騒音規制法や環境基準の下で、道路防音壁、低騒音舗装、建物の遮音性能向上が進められています。東京都では幹線道路沿道や再開発地区で、騒音・振動を抑える建築計画や用途配置への配慮が強まっています。[国・東京都動向]

◆市民意識調査・ワークショップでの意見

- 「道路や工場などからの騒音・振動の発生抑制」について、一層の施策・取組の推進(満足度が低い)。[意識調査]
- 市民の生活に影響する騒音・振動への対策を強化する(飛行機の騒音への意見あり)。[意識調査]
- 市民間のマナー向上を促す啓発活動の実施。[意識調査]
- 住宅地に近い農地での農機具使用における騒音問題への対応。[ワークショップ]



背景や現状を踏まえた課題

- 安心して暮らせる環境を維持するとともに、近隣の生活騒音に対する相談が多く寄せられていることを踏まえて、住民同士の対話をはたらきかけ、相互の理解を深めて行く取組が必要です。

[ 調布市での取組 ]

■生活騒音の発生抑制

生活騒音・振動の低減に向けた啓発として、市ホームページでの情報発信を行うとともに、苦情発生時の現場指導を実施しています。また、騒音計及び低周波騒音計の貸出を実施しています。

## ●施策の方向

市民生活や事業活動に起因する騒音・振動への対応を図りながら、発生抑制の啓発を進めます。

## ●施策と関係する主な取組と事業

### ◆事業場・工場・建築物等の解体・建築時における騒音・振動の抑制

工場・事業場等に対し、騒音・振動発生抑制に向けた対策の促進を図ります。

### ◆道路交通騒音・振動の監視・公表と低減

道路交通騒音・振動の監視・測定結果を公表し、低騒音舗装の整備推進により騒音低減を図ります。

### ◆生活騒音・振動の抑制と市民支援

生活騒音・振動の低減に向けた啓発活動を推進し、市民支援のため騒音計の貸出し等を実施します。

| 取組                              | 主な事業                       | 担当課             |
|---------------------------------|----------------------------|-----------------|
| ◆事業場・工場・建築物等の解体・建築時における騒音・振動の抑制 | 工場・事業場への騒音・振動発生抑制に向けた対策の促進 | 環境政策課           |
|                                 | 建築物等の解体・建築時における騒音・振動の抑制    | 環境政策課・<br>建築指導課 |
|                                 |                            |                 |
| ◆道路交通騒音・振動の監視・公表と低減             | 道路交通騒音・振動の監視・測定結果の公表       | 環境政策課           |
|                                 | 低騒音舗装の整備推進                 | 道路管理課           |
|                                 |                            |                 |
| ◆生活騒音・振動の抑制と市民支援                | 生活騒音・振動の低減に向けた啓発の推進        | 環境政策課           |
|                                 | 騒音計の貸出しの実施                 |                 |
|                                 |                            |                 |

## 市民・市民団体や事業者に期待される役割や取組

|             |  |
|-------------|--|
| 市民・<br>市民団体 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 時間帯に配慮するなど、生活騒音のマナーを守ります。</li> <li>● 異常な騒音の通報・相談に協力します。</li> </ul>  |
| 事業者         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 工事現場や工場での低騒音・低振動機器の導入と防音対策を実施します。</li> <li>● 作業時間や搬出入ルートに配慮します。</li> <li>● 工事を実施する際は近隣住民とのコミュニケーションを徹底します。</li> </ul> |

●施策に関する背景や現状

◆前計画までの進捗

- 令和6年度は、市内9箇所調査を実施した結果、環境基準不適合井戸が3件ありました。環境指標であり地下水の水質汚濁に係る環境基準不適合井戸数は目標を達成していません。
- 室内化学物質について、市公共施設の新築や改築後の室内環境測定を実施し、必要に応じて対策を実施しています。
- 令和5年度に引き続き、令和6年度も市内の防災用井戸などの水質検査を実施し、市民の不安解消のため専門家のコメントを添えて調査結果を公表しました。

◆国際動向, 国や東京都の動向, 社会情勢

- PFAS や医薬品成分, 内分泌かく乱物質, マイクロプラスチックなどの新興化学物質が共通課題となり, WHO は飲料水中 PFOS・PFOA に関するガイドライン作成のための背景文書や, 飲料水中マイクロプラスチックの評価報告を通じて, 監視強化と研究・プラスチック汚染削減を各国に求めています。[国際動向]
- 国は PFAS に対する総合戦略検討専門家会議を設置し, PFAS 対応の方向性を示すとともに, 水道・地下水中 PFOS・PFOA の全国調査, 対策技術の実証, 水質・環境基準の見直しを進めています。東京都では, 地下水・公共用水域での PFAS 調査と結果公表, PFOS 含有泡消火薬剤の転換支援, 農作物への影響調査など, 地域の実態に即した対策を進めています。[国・東京都動向]

◆市民意識調査・ワークショップでの意見

- マイクロプラスチック汚染, PFAS 汚染, 重金属等による汚染懸念といった具体的な化学物質やプラスチック汚染への対策。[意識調査]
- 生活における化学物質の使用低減を促す取組(「洗剤を極力使わないなど生活排水への配慮する」等の意見あり)。[意識調査]
- 有害物質のリスクと対策について分かりやすい情報発信の実施。[ワークショップ]
- 人工芝(プラスチック)が使用されている場所からのマイクロプラスチック流出対策。[ワークショップ]



背景や現状を踏まえた課題

- 化学物質のリスクの重大さを踏まえて「予防原則」の考え方に基づく対策を進めていく必要があります。
- 特に, 土壌・地下水汚染について, 今後も国や東京都と連携しながら引き続き監視していく必要があります。

[ 調布市での取組 ]

■地下水の水質調査の実施

有害物質の漏えい等に備えて, 地下水の水質調査を継続して行い, 結果を公表しています。

## ●施策の方向

化学物質の適正使用、適正排出、適正管理の徹底を促進するとともに、化学物質のリスクを可能な限り把握し、環境や市民の健康への影響を最小限にするため、的確な情報提供に努めます。また、有機フッ素化合物やマイクロプラスチックをはじめとした新たな汚染物質について、最新情報の収集や適格な情報発信に努めるとともに、国、都と連携した対応を行います。リスク発生時には、国や東京都とも連携しながら、リスクの拡大防止に努めます。

## ●施策と関係する主な取組と事業

### ◆事業所における化学物質・有害物質管理と実態把握

化学物質の適正使用、適正排出、適正管理の徹底を促進するため、事業所への指導や、有害物質取扱事業者に関する実態調査を実施します。

### ◆土壌・地下水の汚染防止と監視

土壌汚染防止対策の推進、地下水の水質調査の実施、揚水利用・井戸設置に関する規制・指導により、汚染防止と監視を徹底します。

### ◆公共施設の室内空気質対策

公共施設の新築や改築後の室内環境測定を実施し、シックハウス対策を推進します。

### ◆化学物質の環境リスク情報の収集・提供

化学物質のリスクを可能な限り把握し化学物質の有害性や危険性などに関する情報の提供や意見の交換「リスクコミュニケーション」を通じ、環境リスクに対する不安の軽減や解消だけでなく事業者や住民による自主的な削減と環境リスク低減を図ります。

| 取組                                       | 主な事業   | 担当課            |
|--|--|----------------|
| ◆事業所における化学物質・有害物質の適正使用、適正排出、適正管理の徹底と実態把握 | ● 化学物質の適正使用等に向けた事業所等への指導   | 環境政策課          |
|  | ● 有害物質取扱事業者に関する実態調査の実施   |                |
| ◆土壌・地下水の汚染防止と監視                          | ● 工場・事業場における土壌汚染防止対策の推進  | 環境政策課・<br>下水道課 |
|  | ● 地下水の水質調査の実施(再掲)  | 環境政策課          |
|  | ● 地下水の揚水利用や井戸の設置に関する規制・指導  |                |
| ◆公共施設の室内空気質対策                            | ● 公共施設におけるシックハウス対策の推進  | 営繕課・環境政策課      |
| ◆化学物質の環境リスク情報の収集・提供                      | ● 化学物質の環境リスクに関する情報の収集・提供   | 環境政策課          |
|  | ● 有機フッ素化合物やマイクロプラスチックをはじめとした新たな汚染物質について、最新の動向を注視しながら、国、東京都と連動した対策の検討 |                |
|  | ● 化学物質の有害性、危険性などに関する情報の提供等リスクコミュニケーションの実施                            |                |

| 市民・市民団体や事業者に期待される役割や取組 |   |
|------------------------|---|
| 市民・市民団体                | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭での化学製品の適正使用・保管に努めます。</li> <li>● 防虫剤や合成洗剤や柔軟剤等の香料を含む製品の使用量が過度にならないように留意するとともに、他人への香料などの曝露に配慮します。</li> </ul>                         |
| 事業者                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法令遵守とリスクコミュニケーションを行います。</li> <li>● 代替物質・低リスク材料への転換を進めます。</li> <li>● 漏えい・火災等の緊急時の対応を整備します。</li> <li>● 農薬の多用を避け、代替手段を選択します。</li> </ul> |

## コラム PFAS への対策

PFAS(有機フッ素化合物)は、非常に分解されにくく環境中に残留しやすい性質を持つ化学物質群です。はっ水・はっ油・耐熱などの特性から、泡消火剤、コーティング、工業用途など幅広く使われてきた一方、環境や健康影響への懸念が国際的に高まっています。なかでも PFOS・PFOA は代表的物質であり、水道水からの検出が注目を集めています。

国内では、PFOS 及び PFOA について、令和2(2020)年から水道水の「水質管理目標設定項目」に位置付け、合算で 50ng/L 以下という暫定目標値を設定してきました。また、公共用水域・地下水でも要監視項目として合計 50ng/L の指針値(暫定)を設けていました。

さらに令和7(2025)年 6 月の環境省発表では、水道水の水質基準を新たに設定し、令和 8(2026)年 4 月から水道事業者等に検査実施と基準遵守の義務が課されることになりました(基準値は PFOS 及び PFOA で 50ng/L)。

プラスチック汚染は、海だけの問題ではなく、まちの暮らし・川・下水・道路側溝など、身近な場所からつながっています。世界では毎年およそ 1,100 万トンのプラスチック廃棄物が川などに流出し、紫外線や波の力により細かく砕かれ「マイクロプラスチック」と呼ばれる5mm未満の微細な形状となります。また、化学繊維から作られている衣料やスポンジ、人工芝などのプラスチック製品は洗濯や使用過程において、千切れたり、剥がれたりしてマイクロプラスチックとなり環境中に流出されています。

また、海洋ごみの大部分は陸上から流出するとの指摘もあり、上流の都市での対策が鍵となっています。

プラスチックが川や海に流れ出ることにより、動物に絡んだり、食べ物と間違い誤食したりして、動物に悪影響を与えており、特にマイクロプラスチックを、貝や小さな魚が食べ、さらな大きな魚が食べる食物連鎖を通して汚染が広がり、最終的に人間が食する形となります。きれいに洗って食べるから問題ないと思える人がいるかと思いますが、安心してはいけません。プラスチックには有害な添加物が含まれていることがあり、また有毒なPCB等の化学物質を吸着しやすいのです。食物連鎖により濃縮された化学物質を最終的に人間が食し、人体に蓄積される状態となります。

マイクロプラスチックは環境中に流出されてしまうと回収が非常に難しいため、現在、世界各国でその発生抑制・流出対策の重要性が叫ばれ対策が進み始めています。

国際的には、令和4(2022)年の第5回国連環境総会再開セッション(UNEA-5.2)で、海洋を含むプラスチック汚染に対する国際的な法的拘束力のある文書(条約)を策定するための交渉が開始され、プラスチックの“ライフサイクル全体”を扱う包括的アプローチが掲げられました。つまり、回収・リサイクルだけでなく、そもそもの設計・生産、使い捨ての削減、再使用、代替素材、適正処理までを一体で考える方向で国際的な議論が進められています。

プラスチック汚染は“見えにくい”ですが、川辺の小さなごみ拾いから国際条約まで一本の線でつながっています。私たちはプラスチックできたものは極力選ばないなど、可能な限り使用を控え、プラスチックの発生抑制を心がけることで、地域の取組を世界の潮流と結びつけ、実感を伴う対策にしていくことが重要です。

## 基本目標 3

# ゼロカーボンシティが実現するまち

ゼロカーボンシティ宣言を踏まえ、市民や事業者による環境に配慮した行動を促し、ゼロカーボンシティ実現を目指します。また、気候変動に起因する近年の**猛暑**や豪雨など市民生活への影響を減らすための適応策にも取り組みます。

### 施策体系と環境指標

| 基本目標             | 施策の方針              | 環境指標                                 |                                     |                                    |
|------------------|--------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|
|                  |                    | 指標                                   | 基準値<br>令和6年度                        | 目標値<br>令和17年度                      |
| ゼロカーボンシティが実現するまち | 3-1<br>二酸化炭素排出の削減  | 市域から排出されるCO <sub>2</sub> 排出量         | 79.6万t-CO <sub>2</sub><br>(平成25年度)  | 28.8万t-CO <sub>2</sub>             |
|                  |                    | 市の公共施設及び車両から排出されるCO <sub>2</sub> 排出量 | 17,543t-CO <sub>2</sub><br>(平成25年度) | 6,150t-CO <sub>2</sub><br>(令和12年度) |
|                  |                    | 民生家庭部門における世帯当たりエネルギー消費量              | 30,950MJ/世帯<br>(平成25年度)             | 28,873MJ/世帯                        |
|                  |                    | 公共施設におけるエネルギー消費量                     | 183.0TJ                             | 168.5TJ<br>(令和12年度)                |
|                  |                    | 市域に設置した太陽光発電システムの設備容量(公称最大出力)        | 12,737kW<br>(令和5年度)                 | 60,264kW                           |
|                  |                    | 公共施設において再エネ由来の電力に切り替えた電力使用量の割合       | 4割                                  | 8割<br>(令和12年度)                     |
|                  |                    | エネルギーの地産地消に向け連携する市民・事業者数の件数          | —                                   | 50件                                |
|                  |                    | 運輸部門(自動車)のCO <sub>2</sub> 排出量        | 13.9万t-CO <sub>2</sub><br>(平成25年度)  | 10.5万t-CO <sub>2</sub>             |
|                  |                    | 廃棄物部門のCO <sub>2</sub> 排出量            | 1.5万t-CO <sub>2</sub><br>(平成25年度)   | 0.8万t-CO <sub>2</sub>              |
|                  |                    | 3-2<br>気候変動への適応                      | 浸透施設等の設置による雨水の浸透能力(再掲)              | 134,074m <sup>3</sup> /h           |
|                  | 人口に占める熱中症救急搬送者数の割合 |                                      | 0.1%                                | 0.1%                               |
|                  | みどり率(再掲)           |                                      | 33.0%                               | 34.1%<br>(R22年度)                   |

## 施策の方針 3-1 二酸化炭素排出の削減

ゼロカーボンシティの実現に向け、建物・機器の省エネルギー化と再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、環境配慮行動の促進により市域の CO<sub>2</sub> 排出を着実に削減します。



多摩川自然情報館の太陽光発電パネル

### 施策の体系

| 施策の方針             | 施策   |
|-------------------|--|
| 3-1<br>二酸化炭素排出の削減 | <b>①住宅・事業所等のエネルギー効率の向上</b><br>断熱改修等による建物のエネルギー需要の削減，設備機器の高効率化などエネルギー効率の向上の促進を図ります。   |
|                   | <b>②再生可能エネルギーの導入拡大</b><br>市内で使用されるエネルギーの脱炭素化に向け，住宅や事業所などにおける太陽光発電システムの導入や再生可能エネルギー100%電力への切替等の促進を図ります。                             |
|                   | <b>③地域でのエネルギー・資源の循環</b><br>エネルギーの地産地消や地域内での有効利用を検討・推進するとともに，交通の脱炭素化の取組を進め，エネルギーが地域内で循環する社会の形成を目指します。また，資源循環の推進による温室効果ガスの排出削減も図ります。 |

●施策に関する背景や現状

◆前計画までの進捗

- 市域から排出される CO<sub>2</sub>排出量(廃棄物部門を除く)は、基準年度(平成25年度)比で、令和4年度に 19.0%の削減、エネルギー消費量は、基準年度比で 8.7%の削減となり、環境指標として設定した目標値は達成しているものの、さらなる脱炭素化を進めていく必要があります。
- 市の公共施設(街路灯を除く)及び車両から排出される CO<sub>2</sub>排出量は、基準年度(平成25年度)比で、令和6年度 32.3%の削減となり、環境指標として設定した目標値を達成しているものの、市域の脱炭素化の牽引役として、さらなる率直的な取組を進めていく必要があります。

◆国際動向、国や東京都の動向、社会情勢

- COP28 でエネルギー効率改善率の倍増が掲げられ、建物の断熱強化や高効率機器への転換が「第一の燃料」として位置付け直されています。[国際動向]
- 建築物省エネ法改正により、令和7(2025)年から全ての新築建物で省エネルギー基準適合が義務化され、令和12(2030)年に ZEH/ZEB 水準を目指す方針が示されています。東京都は「ゼロエミッション東京戦略」の下、ZEB・ZEH や高断熱住宅の普及、事業所の省エネ診断支援を強化しています。[国・東京都動向]

◆市民意識調査・ワークショップでの意見

- 「省エネルギーの推進」について、一層の施策・取組の推進(満足度が低い)。[意識調査]
- 経済的メリットと結びついた脱炭素型ライフスタイルへの転換を促す情報提供や支援策の実施。[意識調査]
- 日々の生活における省エネルギー行動(電気、ガス、水道等の無駄遣いを極力しない、エアコンの適切な使用など)を後押しする施策。[意識調査]
- 窓の断熱・二重窓などの断熱・省エネの推進と PR 強化。[ワークショップ]
- 照明、エアコン、冷蔵庫など家電の高効率なものへの買い替え推奨。[ワークショップ]
- 賃貸不動産の家電を省エネタイプに。[ワークショップ]
- 公共施設の ZEB 化推進。[ワークショップ]



背景や現状を踏まえた課題

- 令和元年度以降 CO<sub>2</sub>排出量は横ばいが続いていることから、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)で定めた中期目標(基準年度比で令和12年度に40%の削減)の達成には、特に民生家庭部門において更なる削減が必要な状況です。

[ 調布市での取組 ]

■広報紙「ゼロカーボンシティちようふ」を発行

ゼロカーボンに関することを特集した広報紙を令和6(2024)年度より発行しています。調布に住んでいる方や調布に通う学生や勤務する方、調布市内の事業者が行っているゼロカーボンな行動を掲載しています。

## ●施策の方向

住宅、事業所におけるエネルギー使用の見える化や断熱・高効率設備の導入、省エネ・創エネ化とともに、公共施設の脱炭素化やエネルギーマネジメントの推進を進め、総合的に地域のエネルギー効率の底上げを図ります。

## ●施策と関係する主な取組と事業

### ◆住宅のエネルギー効率の向上

エネルギー使用の見える化や断熱・高効率設備の導入、新築住宅の省エネ・創エネ化を進め、住宅全体のエネルギー効率を高めます。

### ◆事業所等のエネルギー効率の向上

中小企業等の脱炭素経営や、断熱・高効率設備導入、新築建築物の省エネ・創エネ化により、事業所のエネルギー効率を高めます。

### ◆公共施設のエネルギー効率の向上

エネルギーマネジメントや照明の LED 化、省エネ技術の活用、施設等改修時の脱炭素化などにより公共施設全体のエネルギー効率を高めます。

### ◆市の事務事業における率先行動の推進

公共施設でのエネルギーマネジメントの推進や市の事務事業で使用する車両の脱炭素化の推進など、市が率先した省エネルギー行動を進めます。

| 取組                 | 主な事業                         | 担当課                    |
|--------------------|------------------------------|------------------------|
| ◆住宅のエネルギー効率の向上     | ● 住宅におけるエネルギー使用状況の見える化・分析の促進 | 環境政策課・住宅課              |
|                    | ● 住宅の断熱性能の向上促進               |                        |
|                    | ● 住宅での省エネ性能の高い設備・機器の導入促進     |                        |
|                    | ● 環境にも人にもやさしい新築住宅の普及         | 環境政策課・住宅課・建築指導課        |
| ◆事業所等のエネルギー効率の向上   | ● 中小規模の事業者への脱炭素経営の普及         | 環境政策課・産業振興課            |
|                    | ● 建築物の断熱性能の向上促進              |                        |
|                    | ● 事業所等での省エネ性能の高い設備・機器の導入促進   |                        |
|                    | ● 環境にも人にもやさしい新築建築物の普及        | 環境政策課・建築指導課            |
| ◆公共施設のエネルギー効率の向上   | ● 新築・増築時の脱炭素化の推進             | 企画経営課・営繕課・環境政策課・各施設所管課 |
|                    | ● 施設や設備改修時の脱炭素化の推進           |                        |
|                    | ● 照明の LED 化の推進               |                        |
|                    | ● 熱利用の脱炭素化の検討・推進             |                        |
| ◆市の事務事業における率先行動の推進 | ● 公共施設のエネルギーマネジメントの推進        | 企画経営課・管財課・環境政策課・各車両所管課 |
|                    | ● 市の事務事業で使用する車両の脱炭素化の推進      |                        |

| 市民・市民団体や事業者に期待される役割や取組 |   |
|------------------------|---|
| 市民・市民団体                | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 省エネ診断等を活用し、エネルギー使用状況把握します。</li> <li>● 窓や玄関ドアなどの断熱化改修を進めます。</li> <li>● 照明の LED 化や家電の買い替えなど省エネ性能の高い設備・機器の導入を進めます。</li> </ul> |
| 事業者                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 脱炭素経営について知り、実践します。</li> <li>● 市と連携し、脱炭素経営の実践例を他事業者へ展開します。</li> <li>● 建物の省エネ改修や ZEB 化を検討・実施します。</li> </ul>                  |

## コラム 脱炭素型ライフスタイル「デコ活」

「デコ活」とは、「脱炭素(Decarbonization)」と「エコ(Eco)」を組み合わせた言葉で、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた新しい国民運動の愛称です。日々の暮らしの中で環境に良い活動を選択し、豊かで持続可能な社会を目指すことが目的です。

デコ活では、まず取り組むべき行動(アクション)として、言葉の頭文字にちなんだ4つの取組を推奨しています。

- デ:電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む
- コ:LED・省エネ家電などを選ぶ
- カ:感謝の心で食品の食べきり、食材の使い切りを実践する
- ツ:つながるオフィス(テレワークなど)で仕事場を選ぶ

この他にも、太陽光発電の導入、次世代自動車の選択、宅配便の1回受け取り、地産地消の推進などが「デコ活アクション」として挙げられています。各自治体では、これらのアクションを市民が「自分事」として捉えられるよう、補助金情報の提供や啓発イベントを行っています。一人ひとりの日常的な「賢い選択」が、地球温暖化を止める大きなうねりとなります。

詳しくはこちらのウェブサイトをご覧ください。

<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>



コラム 調布市の温室効果ガス排出量の推移

(調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき作成予定)

●施策に関する背景や現状

◆前計画までの進捗

- 家庭向けの太陽光発電設備・太陽熱利用設備に係る補助事業を実施し、東京都の実施する太陽光発電及び蓄電池共同購入事業「みんなのおうちに太陽光」の広報で連携するなど、市内における太陽光発電設備の導入促進に努めているものの、環境指標である市民による太陽光発電設備の導入割合は目標を達成していません。
- 再生可能エネルギー100%電力について、広報等で市民による再エネ由来の電力の導入促進に努めているものの、環境指標である市民による再生可能エネルギー由来の電力購入割合は、目標を達成していません。
- 環境指標である公共施設設置の太陽光発電システムの公称最大出力、公共施設における環境配慮契約施設の割合は目標を達成しています。

◆国際動向、国や東京都の動向、社会情勢

- 令和5(2023)年の世界の再生可能エネルギー導入量は前年比約 50%増となり、過去最大の伸びを記録しました。COP28 では令和 12(2030)年までに世界の再生可能エネルギー導入量を3倍にする目標が共有されています。[国際動向]
- 国は GX 基本方針により、再生可能エネルギーや蓄電池等への巨額投資を進めつつあります。東京都では太陽光発電の基幹電源化を掲げ、令和7(2025)年から新築住宅への太陽光パネル設置を義務化するなど、都市型再生可能エネルギーの導入を加速しています。[国・東京都動向]

◆市民意識調査・ワークショップでの意見

- 「再生可能エネルギー(太陽光など)の活用」について、一層の施策・取組の推進(満足度が低い)。[意識調査]
- 導入を促すための具体的な支援策や情報提供。[意識調査]
- 「電気代の高騰」「環境への意識」「災害・防災対策」といった側面から導入メリットを伝える情報発信を強化。[意識調査]
- 蓄電への関心が見られることから、「エネルギーの蓄電装置」導入に関する支援や情報提供を行う。[意識調査]
- 太陽光発電導入に関する初期投資、信頼できる業者、製品、リサイクル情報の提供。[ワークショップ]
- 駐車場や商業ビルへの太陽光発電の積極導入と容量規定の整備。[ワークショップ]
- 非常用電源やポータブルソーラーパネルの啓発活動。[ワークショップ]



背景や現状を踏まえた課題

- 再生可能エネルギー利用の拡大のため、引き続き市内における太陽光発電設備の設置促進を図るとともに、再生可能エネルギー由来の電力の選択について普及・啓発等を行うことも必要です。

## ●施策の方向

市域全体の再生可能エネルギー利用の拡大に向けて、住宅・事業所・公共施設における太陽光発電設備や蓄電池、再生可能エネルギー100%電力などの導入を総合的に進めます。

## ●施策と関係する主な取組と事業

### ◆住宅・事業所等における再エネの導入拡大

住宅や事業所等で太陽光発電設備・蓄電池、太陽熱利用設備の導入や再エネ100%電力の導入、太陽光以外の再エネ導入の可能性の検討を進め、再エネの導入拡大を促進します。

### ◆公共施設における再エネ等の導入拡大

公共施設で太陽光発電・蓄電池設備の設置拡大や次世代型太陽電池の活用検討、再エネ100%電力の導入拡大を進め、率先して再エネの導入を拡大します。

| 取組                   | 主な事業                 | 担当課                    |
|----------------------|----------------------|------------------------|
| ◆住宅・事業所等における再エネの導入拡大 | ● 太陽光発電設備・蓄電池等の設置促進  | 環境政策課・住宅課              |
|                      | ● 再エネ100%電力の導入促進     | 環境政策課                  |
|                      | ● 太陽光以外の再エネの導入可能性の検討 |                        |
| ◆公共施設における再エネの導入拡大    | ● 太陽光発電設備・蓄電池等の設置促進  | 企画経営課・営繕課・環境政策課・各施設所管課 |
|                      | ● 次世代型太陽電池の活用の検討・推進  |                        |
|                      | ● 再エネ100%電力の導入拡大     |                        |

| 市民・市民団体や事業者に期待される役割や取組 |   |
|------------------------|---|
| 市民・市民団体                | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、蓄電池の導入を検討・推進します。</li> <li>● 電力プランを切り替えることで、再生可能エネルギー100%電力を導入します。</li> </ul>   |
| 事業者                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、蓄電池の導入を検討・推進します。</li> <li>● 電力プランを切り替えることで、再生可能エネルギー100%電力を導入します。</li> <li>● 発電設備の保守に努め、利用しなくなった再生可能エネルギー利用設備は適正に処理します。</li> </ul> |

●施策に関する背景や現状

◆前計画までの進捗

- 市民や事業者のゼロカーボンに関する取組の一步目を応援するため、広報紙「ゼロカーボンシティちょうふ」を創刊し、全戸配布しました。
- ゼロカーボンに関する国・東京都・市の補助事業に関する情報を一覧でまとめ、市報、市ホームページ等で情報発信しました。
- これらにより、環境指標である地球温暖化及び気候変動に係る情報発信は目標を達成しています。

◆国際動向、国や東京都の動向、社会情勢

- サークュラーエコノミーやコミュニティエネルギーが広がり、再生可能エネルギー・熱利用・バイオマスを地域内で循環させる仕組みが、脱炭素とレジリエンス(強靱性)向上につながっています。[国際動向]
- 「第六次環境基本計画」は「地域循環共生圏」を掲げ、エネルギー・資源・食料を地域内で循環させる方針を明確化しました。東京都では地域マイクログリッドや食品リサイクル、再生可能エネルギー由来電力の地産地消などの取組が進められています。[国・東京都動向]

◆市民意識調査・ワークショップでの意見

- 「地球温暖化の進行」に危機感を感じる市民が多い(回答者の 77.0%)ことから、脱炭素化に向けた取組を強化。[意識調査]
- 経済的メリットと結びついた脱炭素型ライフスタイルへの転換を促す情報提供や支援策の実施。[意識調査]
- 多摩産木材の建築物や日用品への活用と広報による住民利用の促進。[ワークショップ]
- ゼロカーボン目標の進捗の可視化と周知。[ワークショップ]
- 公共施設・団地改修時の脱炭素モデルの提示。[ワークショップ]
- 落ち葉やバイオ炭による炭素の土壌固定。[ワークショップ]
- 自動車に依存しないまちづくり(自転車道整備やミニバス活用)の推進。[ワークショップ]
- 南北交通網の整備。[ワークショップ]



背景や現状を踏まえた課題

- 市域から排出される温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素排出量を削減し、脱炭素社会を目指していくため、市民や事業者がライフスタイル・ビジネススタイルを変えていくことで抜本的な省エネルギーを進める必要があります。

## ●施策の方向

持続可能で環境負荷の少ない都市の実現を目指し、エネルギーの地産地消や地域内での有効利用と交通部門の脱炭素化、徹底した資源循環を一体的に進めます。

## ●施策と関係する主な取組と事業

### ◆地域でのエネルギーの有効利用の推進

地域全体でエネルギーマネジメントや新技術の活用、地産地消を進め、エネルギーを効率的かつ有効に利用します。

### ◆交通機関の脱炭素化の推進

環境に配慮した自動車や多様な移動手段の利用、道路空間の改善を進め、交通部門の脱炭素化を図ります。

### ◆資源循環の推進

ごみの発生・排出抑制やと資源化物の分別の徹底、によるプラスチック類の削減とリサイクル拡充により、循環型社会の実現を通じ、進めます。ごみの発生・排出抑制(リデュース)を最優先とし、分別の徹底による資源物の品質向上を図焼却やリサイクル時に排出される温室効果ガスの削減に努め取り組めます。また、環境に配慮した清掃車両の導入を進め、収集時における温室効果ガスの排出削減を図ります。

※調布市一般廃棄物処理基本計画(令和5(2023)年3月策定)においても、CO<sub>2</sub> 排出削減を目標に掲げています。

| 取組                            | 主な事業                    | 担当課               |
|-------------------------------|-------------------------|-------------------|
| <b>◆地域でのエネルギーの有効利用の推進</b>     |                         |                   |
|                               | ● 地域内のエネルギーマネジメントの検討・推進 | 環境政策課・まちづくり推進課    |
|                               | ● 地域でのエネルギーの有効利用の推進     |                   |
|                               | ● 新技術の導入可能性の検討・推進       | 企画経営課・環境政策課・施設所管課 |
| <b>◆交通機関の脱炭素化の推進</b>          |                         |                   |
|                               | ● 環境に配慮した自動車利用の促進       | 交通対策課             |
|                               | ● 環境に配慮した移動手段の充実        |                   |
|                               | ● 道路空間の脱炭素化の推進          | 道路管理課             |
| <b>◆資源循環の推進による温室効果ガスの排出削減</b> |                         |                   |
|                               | ● ごみの発生・排出抑制の促進         | 資源循環推進課           |
|                               | ● 分別の徹底による資源化の促進        |                   |
|                               | ● プラスチック類のさらなる資源化の検討    |                   |

## 市民・市民団体や事業者に期待される役割や取組

|         |  |
|---------|--|
| 市民・市民団体 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 太陽光発電設備・蓄電池の設置によるエネルギーの地産地消を進めます。</li> <li>● 環境に配慮した自動車の利用や移動手段を選択します。</li> <li>● ごみの発生・排出抑制を進めるとともに、分別を徹底します。</li> </ul> |
| 事業者     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 太陽光発電設備・蓄電池の設置によるエネルギーの地産地消を進めます。</li> <li>● 環境に配慮した自動車の利用や移動手段を選択します。</li> <li>● ごみの発生・排出抑制を進めるとともに、分別を徹底します。</li> </ul> |

## コラム 気候変動対策における「緩和」と「適応」

気候変動対策は大きく「緩和」と「適応」に分けられます。

緩和とは、温室効果ガスの排出を減らしたり、森林などの吸収源を増やしたりして、将来の気温上昇そのものをできるだけ小さくする取組です。一方、適応とは、すでに起きている、また今後避けきれない気候変動の影響に備え、被害を減らし、暮らしや社会を守るために“調整する”取組です。

両者は、どちらか一方で足りるものではありません。緩和が進めば将来の影響が小さくなり、適応の負担も軽くなります。しかし、仮に今すぐ排出を大幅に減らしても、これまでに蓄積した温室効果ガスの影響で、猛暑・豪雨・渇水などのリスクは当面続きます。だからこそ、緩和と適応は「車の両輪」とされ、日本でも地球温暖化対策推進法と気候変動適応法を礎に施策が進められているのです。

身近な例で言うと、

- 緩和：省エネ住宅や再生可能エネルギーの導入、公共交通・自転車利用の促進、食品ロス削減、緑地保全による吸収源の確保など
- 適応：熱中症対策(暑さ指数の活用、クーリングシェルター整備)、豪雨への備え(ハザードマップ、避難情報、雨水貯留・浸透、河川・下水の強靱化)、生態系や農業の変化に応じた管理・品種転換など

が挙げられます。

大事なのは、緩和と適応を別々に進めず、同じ地域課題として統合する視点です。例えば、都市の緑化や崖線・河川沿いの保全は、日陰づくりや浸水緩和など“適応”に効くと同時に、炭素吸収や移動の徒歩化促進など“緩和”にも寄与します。反対に、短期の暑さ対策としてエアコン使用が増えれば排出が増える可能性もあるため、断熱改修や再エネ電力と組み合わせて「適応しながら緩和する」設計が鍵となります。

気候変動の時代に求められるのは、未来の危機を小さくする努力(緩和)と、今日のリスクから命と暮らしを守る備え(適応)を、同時に積み上げる地域づくりと言えます。

## 施策の方針 3-2 気候変動への適応

猛暑や風水害の深刻化を踏まえ、情報提供と都市の適応策を強化し、市民生活や経済活動への影響の回避・軽減を図ります。



グリーンカーテン(西部公民館)

### 施策の体系

| 施策の方針           | 施策  |
|-----------------|---|
| 3-2<br>気候変動への適応 | <b>①気候変動への適応</b><br>地球温暖化の進行に伴い、顕著になっている気象現象に対して、対策と情報提供を進めます。また、地球温暖化の進行に伴い激甚化している風水害などに対し、被害の軽減に向けた対策を進めます。 |

●施策に関する背景や現状

◆前計画までの進捗

- 夏季の異常な暑さへの対策として、市報・ホームページにより熱中症への注意喚起を実施しています。
- クーリングシェルターの指定と情報提供を行い、市民の暑熱対策を促進しました。
- 前計画において、環境指標の設定はありません。

◆国際動向, 国や東京都の動向, 社会情勢

- IPCC 第 6 次報告で適応と緩和の同時推進の重要性が強調され、各国が熱波・豪雨・海面上昇等に備えた国レベルの適応計画を改定し、実行段階に入りつつあります。[国際動向]
- 国は令和3(2021)年に「気候変動適応計画」を改定し、セクター別の適応策を整理しました。東京都では令和6(2024)年度に適応計画を改定し、豪雨・高潮・熱波対策や、地下放水路などハード・ソフト一体の施策を強化しています。
- 令和6年、熱中症特別警戒アラート・クーリングシェルターの運用が開始されました。[国・東京都動向]

◆市民意識調査・ワークショップでの意見

- 「異常気象への備え」は市が取り組むべき課題との回答が多く、気候変動への適応策の強化が必要。[意識調査]
- 再生可能エネルギー導入のきっかけとして「災害・防災対策」が挙げられており、この側面から導入メリットを伝える情報発信を強化。[意識調査]
- 涼しい空間(教室, 体育館)での学び場づくり。[ワークショップ]
- 電子掲示板の設置と災害時伝達機能(110 番通報ボタンなど)の組み込み。[ワークショップ]
- 非常用電源・ポータブルソーラー等の体験型普及啓発(防災×環境)。[ワークショップ]

背景や現状を踏まえた課題

- 夏季の猛暑・酷暑が顕著に増加している中、熱中症の予防など、猛暑・酷暑による被害の回避や軽減をするための適応策を強化していくことが必要です。
- 集中豪雨などの発生頻度が増加傾向にある中、気候変動の影響による水害, 土砂災害に関するリスクの被害の回避や軽減をするための適応策を強化していくことが必要です。

[ 調布市での取組 ]

■クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)の指定

熱中症特別警戒アラートが発表された際に、暑さを避けて休憩が取れる場所を提供する施設として、クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)の指定を行っています。クーリングシェルターには、市役所, 福祉センター, 公民館, 図書館等の調布市の公共施設のほか、東京都の施設, 民間の施設があります。

## ●施策の方向

気候変動の影響から市民の暮らしと生態系を守るため、水害対策、熱中症・ヒートアイランド対策、自然環境と農業の保全を一体的に進めます。

## ●施策と関係する主な取組と事業

### ◆水害対策の推進(自然災害分野)

地域全体で雨水の流出抑制と円滑な排水を進め、災害時の備えを強化し、水害や浸水被害のリスクを低減します。

### ◆熱中症・ヒートアイランド対策の推進(健康, 都市生活, 経済活動分野)

熱中症予防の普及や室内外での対策、ヒートアイランド対策を総合的に進め、暑熱から市民の健康と安全な暮らしを守ります。

### ◆自然環境に対する適応策の推進(水環境・水資源, 緑環境, 自然生態系分野)

水と緑の保全・再生, 生物多様性の向上, 持続可能な農業を進め, 自然環境への影響を抑えながら豊かな生態系を守ります。

| 取組  | 主な事業   | 担当課                |
|---|--|--------------------|
| <b>◆水害対策の推進(自然災害分野)</b>                       |  |                    |
|   | ● 雨水浸透・貯留設備の設置及び雨水利用の促進(再掲)                          | 営繕課・環境政策課・下水道課     |
|   | ● 道路等への透水性舗装の導入(再掲)                                  |                    |
|   | ● 下水道管の老朽化・劣化対策等の推進(再掲)                              | 下水道課               |
|   | ● 水害・土砂災害ハザードマップの更新等による災害時の安全の確保                     | 総合防災安全課            |
| <b>◆熱中症・ヒートアイランド対策の推進(健康, 都市生活, 経済活動分野)</b>   |  |                    |
|   | ● エアコン利用や日傘活用など熱中症予防・対処方法の普及啓発                       | 高齢者支援室・健康推進課・環境政策課 |
|   | ● 建物の断熱化や日よけの設置など室内における熱中症対策の促進                      |                    |
|   | ● 職場の熱中症対策の促進や屋外活動時の熱中症対策の促進                         | まちづくり推進課・道路管理課     |
|   | ● 屋上緑化・壁面緑化・街路樹活用を通じたヒートアイランド対策の推進                   |                    |
| <b>◆自然環境に対する適応策の推進(水環境・水資源, 緑環境, 自然生態系分野)</b> |  |                    |
|   | ● 節水や下水に油等を流さないなどの普及啓発(再掲)                           | 下水道課               |
|   | ● 崖線緑地等の保安全管理(再掲)                                    | 緑と公園課              |
|   | ● 生物多様性保全に係る取組の整理と体系化や生物調査による基礎情報の収集等を通じた生物多様性の保全と向上 | 環境政策課・緑と公園課        |
|   | ● 営農支援や都市農地の保全の推進による持続可能な農業生産の促進                     | 農政課                |

## 市民・市民団体や事業者に期待される役割や取組

|         |   |
|---------|---|
| 市民・市民団体 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高温・豪雨・風水害への備えとハザード情報の確認を行います。</li> <li>● 住まいの断熱・日射の遮蔽や雨水貯留で被害軽減に努めます。</li> <li>● 要配慮者の見守り・避難支援に協力します。</li> </ul> |
| 事業者     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業継続計画(BCP)に気候リスク対策を組み込みます。</li> <li>● 施設の浸水・熱対策や在庫・物流の代替策を整えます。</li> <li>● 熱中症対策と就業環境の改善を行います。</li> </ul>       |

## 基本目標 4

# 資源循環により環境負荷を低減するまち

廃棄物の抑制と資源循環を徹底し、使い捨てに依存しない循環型の社会・経済システムへの移行するための取組を進め、資源循環型のまちを目指します。

### 施策体系と環境指標

| 基本目標               | 施策の方針                   | 環境指標                               |                   |                    |
|--------------------|-------------------------|------------------------------------|-------------------|--------------------|
|                    |                         | 指標                                 | 基準値<br>令和6年度      | 目標値<br>令和17年度      |
| 資源循環により環境負荷を低減するまち | 4-1<br>3Rの推進による<br>資源循環 | [新規] 市民1人1日当たりの総ごみ排出量              | 715g/人日<br>(R3年度) | 688g/人日<br>(R12年度) |
|                    |                         | [新規] 主にプラスチックごみの焼却により発生する温室効果ガス排出量 | 11,666t<br>(R3年度) | 8,718t<br>(R12年度)  |
|                    |                         | 最終処分量(埋立量)                         | ゼロ                | ゼロ                 |

## 施策の方針 4-1 3Rの推進による資源循環

ごみの発生抑制を最優先に、リユース・リサイクルを拡大し、資源循環型の社会・経済システムへの移行を確実に進めます。



ごみ収集の様子

### 施策の体系

| 施策の方針                   | 施策   |
|-------------------------|--|
| 4-1<br>3Rの推進による<br>資源循環 | <b>①ごみの発生・排出抑制</b><br>3Rの推進を基本に、ごみの発生抑制を最優先に取り組みます。特に食品ロスやプラスチック類の発生・排出抑制を進めます。    |
|                         | <b>②資源化の推進</b><br>資源の分別収集や拠点回収のほか、市民の自主的な集団回収事業や事業者の自主的な回収など、多種多様な取組により、資源化を推進します。 |

●施策に関する背景や現状

◆前計画までの進捗

- 市で排出されるごみのうち、家庭系ごみや資源物は全体的に減少傾向にある一方、事業系可燃ごみは増加傾向。
- 令和6年度の組成分析調査では、燃やせるごみのうち、食品ロスが 15.6%，調理くずが 28.0%。
- このような中、環境指標である市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、令和4年度の目標水準に到達。

◆国際動向、国や東京都の動向、社会情勢

- プラスチック汚染を含むごみ問題に対し、国連では 2024 年末を目標にプラスチック汚染に関する法的拘束力のある条約交渉が進み、上流でのごみ削減が重視されています。[国際動向]
- 「プラスチック資源循環法」により、製品設計段階からのリデュース・リユースが義務的に促され、自治体のごみ削減計画も強化されています。東京都では事業系ごみの削減指導や食品ロス削減、レジ袋有料化等と組み合わせ、総排出量の抑制に取り組んでいます。[国・東京都動向]

◆市民意識調査・ワークショップでの意見

- 3Rの推進(ごみの減量・リサイクル)に引き続き施策・取組を強化。[意識調査]
- 食品ロス削減への啓発活動や情報提供の実施。[意識調査]
- エコバッグ持参を促すため、レジ袋有料化以外のインセンティブやプラスチックごみ削減の啓発を強化。[意識調査]
- リサイクルの徹底や使えるものはリユースに出すといったリユース・リサイクルを促す取組の実施。[意識調査]
- ペットボトル削減とマイボトル給水スポットの増加。[ワークショップ]
- ビン入り製品の購入推奨など、ビンの利用見直し。[ワークショップ]



背景や現状を踏まえた課題

- ごみの発生抑制を最優先に、市民や事業者等の3R(リデュース, リユース, リサイクル)の取組を引き続き促進し、確実なごみの減量・資源化を推進する必要がある。
- 食品ロスへの対策として、庁内関係部署と連携し、製造・販売・消費・廃棄の様々な場面を捉えた啓発や広報を進めていく必要がある。

## ●施策の方向

3R の推進を基本に、ごみの発生抑制を最優先に取り組みます。特に食品ロスやプラスチック類の発生・排出抑制を進めます。

## ●施策と関係する主な取組と事業

### ◆市民・事業者の意識醸成と環境配慮行動の促進

広報や出前講座、ごみアプリ等による情報提供や学習の機会を通じて、ごみ減量や分別に関する意識啓発を行い、市民・事業者の環境配慮行動を促します。

### ◆食品ロス・生ごみの削減

まだ食べられるものの廃棄や調理くずなどの食品ロスは燃やせるごみの約 15.7%を占めていることから、「もったいない」の言葉のもと、市民が自主的に食品ロスの発生抑制に取り組めるよう、普及啓発、フードドライブの推進、生ごみ処理機購入費補助等を引き続き実施し、排出量削減に努めます。

### ◆リユースの推進

リユースの拠点としての利再来留館(りさいくるかん)の活用により、粗大ごみリユース品の展示・販売機能の充実を図ります。また、市や各種団体によるフリーマーケットの実施や地域のイベント等でのリユース食器の利用など、市民のリユースに触れる機会を創出しながら、リユースの促進を図ります。

### ◆事業者との協働による排出抑制

3R に取り組む事業者との連携により、ごみ排出抑制を進めます。

### ◆プラスチックごみ削減の徹底

「CHOFU プラスチック・スマートアクション」を推進し、使い捨てプラスチック製品の削減やマイボトル利用促進等によりプラスチックごみ削減を徹底します。

| 取組                | 主な事業                                    | 担当課     |
|-------------------|---|---------|
| ◆市民・事業者の意識醸成と行動変容 | ●ごみの発生抑制に向けた市報・市ホームページ・広報誌等による意識啓発・情報提供 | 資源循環推進課 |
|                   | ●ごみ減量と3Rに関する出前講座及び清掃施設見学の実施             |         |
|                   | ●マイバッグの利用の推進                            |         |
|                   | ●廃棄物減量及び再利用促進員の活動推進                     |         |
|                   | ●調布ごみナビを活用した分別促進によるごみ減量や排出マナーの向上        |         |

| 取組                     | 主な事業  | 担当課             |
|------------------------|---|-----------------|
| <b>◆食品ロス・生ごみの大幅削減</b>  |   |                 |
|                        | ● 食品ロス削減に関する普及啓発  | 資源循環推進課         |
|                        | ● フードドライブの推進  | 文化生涯学習課         |
|                        | ● 生ごみ堆肥化, 生分解性水切りネットの活用, 生ごみ処理機等の購入費補助など, 家庭での生ごみ減量の取組の支援 | 資源循環推進課         |
|                        | ● 家庭における食品ロス対策の推進   | 文化生涯学習課・資源循環推進課 |
|                        | ● 食品ロスの予防に向けた取組の推進  | 資源循環推進課         |
| <b>◆3R・リユースの拡充</b>     |   |                 |
|                        | ● 資源物地域集団回収の支援  | 資源循環推進課         |
|                        | ● フリーマーケットの開催支援・情報提供                                      | 文化生涯学習課         |
|                        | ● 粗大ごみの再生利用の推進  | 資源循環推進課         |
| <b>◆事業者との協働による排出抑制</b> |   |                 |
|                        | ● 3R に取り組む事業者との連携   | 資源循環推進課         |
|                        | ● 事業系ごみの減量・資源化の推進   | 資源循環推進課         |
| <b>◆プラスチックごみ削減の徹底</b>  |   |                 |
|                        | ● CHOFUプラスチック・スマートアクションの推進                                | 環境政策課・資源循環推進課   |

| 市民・市民団体や事業者に期待される役割や取組 |   |  |
|------------------------|---|--|
| 市民・市民団体                | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 3Rに努め, 特に入口のリデュース(過剰包装回避・マイボトル等)を徹底します。</li> <li>● 食品ロスを減らす買い物・保存・食べきりを実践します。</li> <li>● フリーマーケットの利用によるリユースに取り組めます。</li> </ul> |  |
| 事業者                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 容器包装の削減・リフィル製品の提供を進めます。</li> <li>● 事業系ごみの減量に努めます。</li> <li>● フードバンク等への寄贈に協力します。</li> </ul>                                     |  |

## コラム サークュラーエコノミー(循環経済)

サーキュラーエコノミー(循環経済)とは、これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」という直線型経済に代わり、資源の投入量や消費量を抑えつつ、今ある資産を有効活用して付加価値を生み出し続ける経済活動のことです。廃棄物をゼロにすることを目指し、自然を再生させながら人々の「ウェルビーイング」と経済成長を両立させることを目的としています。

従来の3R(リデュース, リユース, リサイクル)に、断る(Refuse)や修理する(Repair)を加えた5R の推進がその基盤となります。自治体では、製品プラスチックのリサイクルに加え、食品ロスの削減(フードドライブ)、生ごみのバイオマス利用、衣類や家具のリユースプラットフォームの構築など、多角的な資源循環に取り組んでいます。

サーキュラーエコノミーへの移行は、単なる環境対策ではなく、地域の経済活性化や新たな雇用の創出にも繋がります。国や東京都、民間企業とも連携し、資源を効率的に使い続ける仕組みを社会全体で構築していくことが求められています。

●施策に関する背景や現状

◆前計画までの進捗

- 令和6年度の総ごみ量は 58,024t で、うち 36.1%は資源化され、総資源化量は 20,941t でした。
- 令和6年8月以降、ふじみリサイクルセンターの建替え工事の影響により、容器包装プラスチックと一部を除くペットボトルを焼却処理しているため、総資源化量が減少しており、環境指標である総資源化率は目標を到達していません。

◆国際動向, 国や東京都の動向, 社会情勢

- 資源の制約や気候危機を背景に、廃棄物を資源として循環させるサーキュラーエコノミー政策が EU を中心に加速し、リデュース・リユース・リサイクルだけでなくリフェーズ・リペアも含む包括的な資源化が進展しています。[国際動向]
- 「第六次環境基本計画」は、循環型社会から一歩進んだ「循環共生型社会」を掲げ、資源効率向上と環境負荷低減を両立する資源化政策を示しています。東京都は資源化施設の高度化や分別回収の拡充を進め、プラスチック・食品・金属など各種リサイクル率の向上を図っています。[国・東京都動向]

◆市民意識調査・ワークショップでの意見

- ルールの徹底や経済的なインセンティブの導入。[意識調査]
- 適正処理を促すためのルールの周知徹底や啓発。[意識調査]
- 生ごみ・落ち葉の堆肥化とコンポスト設置の推進。[ワークショップ]
- 生ごみ堆肥化を農家へ循環するモデルの展開。[ワークショップ]
- フードドライブの推進。[ワークショップ]
- ごみ分別徹底とカラス被害対策の強化。[ワークショップ]
- 不用品寄付の仕組みの構築と交換サイトの活用促進。[ワークショップ]



背景や現状を踏まえた課題

- 分別排出の適正化を図り、資源化を更に推進するため、分別ルールの徹底に関わる意識醸成を図る必要がある。

[ 調布市での取組 ]

■ごみ分別支援 AI「調布ごみナビ」の導入

AI(人工知能)がごみの分別方法を LINE アプリ上で案内するなどの便利な機能を備えた「調布ごみナビ」を、相互友好協力協定を締結している国立大学法人電気通信大学及び民間事業者と共同開発し導入しました。  
調布ごみナビのチラシ



## ●施策の方向

資源の分別収集や拠点回収のほか、市民の自主的な集団回収事業や事業者の自主的な回収など、多種多様な取組により、資源化を推進します。

## ●施策と関係する主な取組と事業

### ◆分別ルールのわかりやすい周知と表示改善

ごみと資源物の分別ルールについて、市民が分かりやすいよう表示・広報の改善に向けた検討を進め、分別の徹底を促します。

### ◆地域集団回収の推進

資源物を確保するとともにその品質確保のため、引き続き地域集団回収事業を推進し、社会情勢の変化も考慮した仕組みの改善の検討も図ります。

### ◆拠点回収体の推進

使用済み小型家電や牛乳パック等の拠点回収事業を推進し、リサイクル活動を促進します。

### ◆焼却灰の資源化

焼却灰のエコセメント化を継続し、資源化の高度化を図るとともに、事業の啓発を図ります。

| 取組                   | 事業  | 担当課     |
|----------------------|---|---------|
| ◆分別ルールのわかりやすい周知と表示改善 | ● ごみ分別排出の表示・広報の改善に向けた検討   | 資源循環推進課 |
|                      |   |         |
| ◆地域集団回収の推進           | ● 地域における集団回収の実施によるリサイクルの推進                                      | 資源循環推進課 |
|                      |   |         |
| ◆拠点回収の推進             | ● 牛乳パックやペットボトルキャップ、使用済みインクカードリッジ、使い捨てコンタクトレンズからケースの拠点回収の実施と利用促進 | 資源循環推進課 |
|                      | ● 使用済み小型家電機器の拠点回収の実施と利用促進                                       |         |
|                      | ● 小型充電式電池(リチウムイオン電池など)の拠点回収の推進                                  |         |
|                      |   |         |
| ◆焼却灰の資源化             | ● 焼却灰のエコセメント化の推進と啓発   | 資源循環推進課 |
|                      |   |         |

| 市民・市民団体や事業者に期待される役割や取組 |   |
|------------------------|---|
| 市民・市民団体                | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域での集団回収活動に参加・協力します。</li> <li>● 拠点回収事業を利用し、リサイクルに貢献します。</li> </ul> |
| 事業者                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 分別の徹底により、資源化を推進します。</li> <li>● 拠点回収事業に参加・協力します</li> </ul>          |

## 基本目標 5

# 学び合い行動し合う共創のまち

環境への取組を行政だけでなく市民, 事業者, 市民団体等の多様な主体が担い手となって進める社会の実現を目指します。

### 施策体系と環境指標

| 基本目標           | 施策の方針                     | 環境指標                      |              |               |
|----------------|---------------------------|---------------------------|--------------|---------------|
|                |                           | 指標                        | 基準値<br>令和6年度 | 目標値<br>令和17年度 |
| 学び合い行動し合う共創のまち | 5-1<br>環境人材の育成            | 市報や環境年次報告書等による環境情報の提供回数   | 214回         | 240回          |
|                |                           | 環境学習事業への小中学生の参加者数         | 377人         | 1,000人        |
|                |                           | 環境学習事業及び多摩川自然情報館で学習した延べ人数 | 8,303人       | 12,000人       |
|                |                           | 活動の担い手となる人材の人数            | 760人         | 850人          |
|                | 5-2<br>多様な主体による環境学習・活動の展開 | 環境連携事業数                   | 95回          | 115回          |

## 施策の方針5-1 環境人材の育成

効果的な情報発信と学習機会の充実により、地域で学び行動する環境活動の担い手を、継続的に育成します。



環境フェアの様子

### 施策の体系

#### 施策の方針

#### 5-1 環境人材の育成

#### 施策

##### ①環境情報の発信と市民の意識醸成

市民の環境意識の醸成を図るため、多様な広報媒体を活用しながら、的確な情報展開を行います。

##### ②次世代を担う子どもたちへの啓発と行動促進

持続可能な地球環境・地域環境を創出するため、未来を担う世代への啓発を進め、全世代での環境意識の醸成を図り、行動を促します。

##### ③環境学習施設や地域施設を活用した環境学習の推進

多摩川自然情報館をはじめとする環境学習施設や地域施設を活用し、環境に触れ、学習の機会を提供します。

##### ④環境活動の担い手の育成

環境活動を担い、リードする人材の育成を進め、活動の継続を支援します。

●施策に関する背景や現状

◆前計画までの進捗

- 市報、市ホームページのほか、環境白書、環境情報誌等を通じ、環境に関する情報発信を行った。
- SNS等の新たな広報媒体も活用し情報を発信した。
- 市の施策だけでなく、国・東京都等の地球温暖化対策施策の紹介も積極的に行った。
- これらにより、環境指標である市報や環境年次報告書等による環境情報の提供回数は目標値に到達している。

◆国際動向、国や東京都の動向、社会情勢

- IPCC や各国政府・NGO がオンラインプラットフォームを通じてデータやシナリオを公開し、気候・生物多様性・汚染に関する情報発信と対話型キャンペーンを強化しています。[国際動向]
- 環境白書や各種ポータルサイト、SNSなどを活用し、脱炭素・生物多様性・資源循環の取組をわかりやすく発信しています。東京都では「ゼロエミッション東京」サイト等を通じ、市民・事業者向けに最新施策や参加メニューを提供しています。[国・東京都動向]

◆市民意識調査・ワークショップでの意見

- 市からの積極的な情報発信が活動参加の環を広げる上で重要。[意識調査]
- 地域のコミュニティを通じた情報提供や活動の呼びかけが有効。[意識調査]
- 市の環境施策・イベントの情報発信強化と、情報へのアクセスへの工夫。[ワークショップ]
- 脱炭素に向けた情報発信と数値の見える化。[ワークショップ]
- 地域掲示板・メッセージボードの整備、回覧板の復活と活用。[ワークショップ]



背景や現状を踏まえた課題

- 環境に関する情報が多くの市民の目に届くよう、より効果的な情報発信を行い、より多くの市民の意識啓発に取り組むことが必要。

[ 調布市での取組 ]

■ちょうふ環境にゅーす「未来へつなぐちょうふの環境」の発行

調布の財産である緑と水の保全、また地球温暖化対策などの環境政策や、市民・事業者が取り組む環境保全活動を広く情報発信し、調布の環境保全への関心を高めるため、ちょうふ環境にゅーす「未来へつなぐちょうふの環境」を平成21年8月から発行しています。  
ちょうふ環境ニュース 55号



## ●施策の方向

市民の環境意識の醸成を図るため、多様な広報媒体を活用しながら、的確な情報展開を検討し、進めます。

## ●施策と関係する主な取組と事業

### ◆多様な媒体による効果的な情報発信の強化

様々な環境情報について、市の広報・刊行物、インターネット・SNS など多様な媒体を積極的に活用して、効果的な情報発信を進めます。

### ◆国・東京都等の関係機関と連携した情報提供

国や東京都、関係機関と連携し、地球温暖化対策や環境リスク情報、国や都の助成事業の紹介など、広がりを持った環境情報の提供を行います。

| 取組                    | 主な事業                                 | 担当課   |
|-----------------------|--------------------------------------|-------|
| ◆多様な媒体による効果的な情報発信     | ● 環境情報の収集・発行（環境年次報告書等の刊行物の発行）        | 環境政策課 |
|                       | ● 市ホームページやSNS等を利用した環境情報の発信           |       |
|                       | ● ICTを活用したより効果的な環境情報発信方法の推進          |       |
| ◆国・東京都等の関係機関と連携した情報提供 | ● 都立神代植物公園植物多様性センターとの連携・協力による環境情報の提供 | 環境政策課 |
|                       | ● ふじみ衛生組合との連携・協力による環境情報の提供           |       |
|                       | ● 市民や市内事業者が対象となる国や都の助成制度等の情報提供       |       |

## 市民・市民団体や事業者に期待される役割や取組

|         |   |
|---------|---|
| 市民・市民団体 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の環境に関心を持ち、環境情報や公表データの積極的な収集を行います。</li> <li>● 周囲の人たちに収集した情報を展開します。</li> </ul> |
| 事業者     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所の環境に資する取組に関するデータ等を公開します。</li> <li>● 環境に資する情報を従業員に対しても展開します。</li> </ul>      |

●施策に関する背景や現状

◆前計画までの進捗

- 子ども向けの事業として、調布水辺の楽校、こどもエコクラブ、多摩川自然情報館での環境学習事業等を実施し、多くの参加があったものの、環境指標である環境学習事業への小中学生の参加者数は、コロナ禍以降減少傾向にあり目標値に到達していません。

◆国際動向、国や東京都の動向、社会情勢

- ユネスコの「ESD for 2030」の枠組みの下、学校教育でSDGs・気候変動・生物多様性を扱う授業が拡大し、子ども・若者の気候アクションや地域活動への参加が世界的に広がっています。[国際動向]
- 学習指導要領に基づき、小中高で環境・SDGs 学習が進み、体験型の自然体験・ごみ減量・エネルギー学習が増えています。東京都ではエコスクール事業や子ども向け環境イベントを通じ、行動変容につながる取組が強化されています。[国・東京都動向]

◆市民意識調査・ワークショップでの意見

- 小学校を中心にした地域活動の展開。[意識調査]
- 「学校で誘われて」といった人からの誘いが参加のきっかけとなっていることから、学校・教育機関との連携強化を図る。[意識調査]
- 短い、分かりやすい情報伝達を心がける。[ワークショップ]
- 動画コンテンツ(YouTube 動画)の活用やキャラクターとのコラボレーションの実施。[ワークショップ]



背景や現状を踏まえた課題

- 調布の環境を未来にわたり保全していくため、次世代を担う子どもたちや若い世代を対象とした普及啓発のための情報発信や環境学習の場の創出が必要です。

[ 調布市での取組 ]

■調布こどもエコクラブの実施

河川や緑地等における自然体験を通じて環境を学ぶ、子どもたちの環境クラブです。

これまで、近くにある竹林で遊んでみよう、自然のものを使って秘密基地づくり、自然でエコなツリーをつくろう、ワイドゲーム「自然のものをつかって宝物を探せ」といったイベントを実施しています。



こどもエコクラブの様子

## ●施策の方向

持続可能な地球環境・地域環境を創出するため、未来を担う世代への啓発を進めることにより、全世代での環境意識の醸成を図り、行動を促します。

## ●施策と関係する主な取組と事業

### ◆学校年代向けの継続プログラムの展開

学校への講師派遣や環境学習機会の提供により、小中学生向けの継続的な学習プログラムを展開します。

### ◆児童生徒の作品を活用した行動喚起

小中学生を対象に環境行動啓発ポスターや環境標語等を募集し、応募作品の活用により市民の行動促進を図ります。

### ◆子どもや若者を対象とした環境啓発の推進

子どもや若者を対象とした事業や、環境フェアなどのイベントにおいて子ども向けの企画を推進するなど、次世代への意識啓発を強化します。また、子ども向けの情報発信にも取り組み、次世代への環境に対する関心の喚起を図ります。

### ◆地域拠点を活かした環境イベントの展開

多摩川自然情報館や深大寺・佐須地域の公有地等の地域拠点や地域資源を活かした環境イベントを展開します。

| 取組                   | 主な事業                                   | 担当課                 |
|----------------------|--|---------------------|
| ◆学校年代向けの継続プログラムの展開   | ● 自然体験型環境教育の推進                         | 指導室                 |
|                      | ● SDGsを含む環境に関する学習機会の提供                 | 環境政策課・指導室           |
|                      | ● 小中学生への環境活動機会の提供や講師の紹介・派遣             | 環境政策課               |
|                      | ● 調布こどもエコクラブでの環境保全・調査活動の実践             |                     |
| ◆児童生徒の作品を活用した行動喚起    | ● 小中学生への環境啓発ポスター及び標語等の募集               | 環境政策課・資源循環推進課       |
| ◆子どもや若者を対象とした環境啓発の推進 | ● 子ども向け広報の充実                           | 環境政策課               |
|                      | ● 深大寺・佐須地域の公有地等における自然体験や農業体験などの環境学習の推進 | 農政課・環境政策課・緑と公園課     |
|                      | ● 多摩川自然情報館における各種子ども向けイベントの充実           | 環境政策課               |
|                      | ● 環境フェアや緑と花の祭典, エコフェスタちょうふ等の子ども向け企画の展開 | 環境政策課・緑と公園課・資源循環推進課 |

| 市民・市民団体や事業者に期待される役割や取組 |  |
|------------------------|--|
| 市民・市民団体                | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境について学び、体験する場に参加します。</li> <li>● 学校・PTA と連携し、体験型学習を支援します。</li> <li>● 家庭での省エネルギーやごみ減量を子どもと一緒に考え、実践します。</li> <li>● 大人は、子どもが主体となる活動を後押しするとともに、活動の場を提供します。</li> </ul> |
| 事業者                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 出前授業・職場見学・インターンシップ等により、子どもや若い世代が環境について学び、参加できる機会を提供します。</li> <li>● 子どもたちに環境学習の教材等を提供します。</li> </ul>   |

## コラム ESD for 2030

ESD(持続可能な開発のための教育)は、環境・経済・社会の課題を統合的に捉え、持続可能な社会をつくる担い手を育む教育です。ユネスコ総会で採択された新たな国際枠組み「ESD for 2030」(2020～2030年)は、SDGsの達成に向け、学習者が知識を得るだけでなく、行動し、社会を変える力を培うことを重視しています。文部科学省もこの枠組みに基づき、ESDの意義や取組を整理しています。

ESD for 2030の実践は、学校での教育だけにとどまらず、地域の自然、エネルギー、ごみ、食、防災、多文化共生など、生活に根ざしたテーマを教材にできる点が強みです。例えば、崖線や湧水、河川敷をフィールドにした観察学習は、生物多様性と気候変動、土地利用の関係を体感的に学ぶものとなります。スポごみのような参加型活動は、行動の楽しさと社会課題の理解を同時に促します。プラスチック汚染のような新しい課題は、科学的根拠の読み解き方やリスクコミュニケーションの学習にもなります。

自治体がESDを推進する場合、鍵となるのは学校・社会教育施設・地域団体・企業をつなぐコーディネートの存在です。単発のイベントを積み上げるのではなく、年間の学習計画、地域課題の“探究”の場、成果発表の機会を用意すると、学びが地域の改善につながります。ESD for 2030は、環境教育の延長ではなく、地域づくりの方法論にもなっています。学びの場を増やし、学んだ人が地域で役割を持てるようにすることが、持続可能な社会をつくるうえで重要な意味を持っています。

●施策に関する背景や現状

◆前計画までの進捗

- 環境学習事業及び多摩川自然情報館では、延べ人数の合計 8,303 人が環境学習を行ったものの、環境指標である環境学習事業及び多摩川自然情報館で学習した延べ人数はコロナ禍以降、目標値に到達していません。

◆国際動向, 国や東京都の動向, 社会情勢

- エコセンターや環境博物館, 科学館などを拠点に、地域の自然と暮らしを結びつけた体験型プログラムが重視され、ネットワーク化も進んでいます。[国際動向]
- 各地の環境学習センターや公民館, 図書館等で、地域の課題に根ざした環境講座が継続的に実施されています。東京都では環境局や区市の施設を拠点に、気候変動・生物多様性・資源循環を横断する学習機会が拡充されています。[国・東京都動向]

◆市民意識調査・ワークショップでの意見

- 身近な場所(小学校や公民館など)で開催される活動への参加意向が高いため、これらの地域施設を活用した環境学習機会の提供。[意識調査]
- 自然環境の魅力を伝える情報発信や学びの機会の提供が有効。[意識調査]
- 野草園の整備と活用。[ワークショップ]
- リサイクルセンターの見学コースを活用したりリサイクル教育の充実。[ワークショップ]
- 公共空間を活用したフリーマーケット等の開催。[ワークショップ]



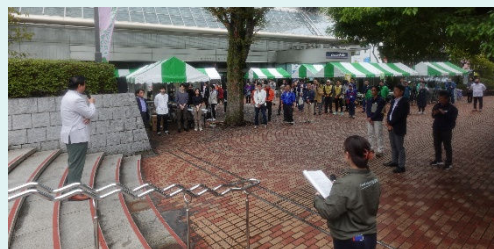
背景や現状を踏まえた課題

- 環境について学び、活動する人材のすそ野を広げていくため、環境について楽しく学習できる場や機会のさらなる充実を図っていく必要があります。
- より多くの市民に参加していただくため、身近な施設の活用などにより、環境学習や環境活動を気軽に体験できる機会の充実などに取り組んでいくことが必要です。

[ 調布市での取組 ]

■調布市環境フェアを毎年開催

市民・事業者・行政等が環境に関する情報を発信することで、来場者の環境問題への関心を喚起し、環境意識の醸成を図ることを目的として毎年開催されています。令和7年度には第 53 回を数えました。様々な企業・団体等のブース出展もあります。



調布市環境フェアの様子

## ●施策の方向

多摩川自然情報館をはじめとする環境学習施設や地域施設を活用し、環境に触れ、学習の機会を提供します。

## ●施策と関係する主な取組と事業

### ◆市内拠点を中心とした環境学習の展開

多摩川自然情報館を中心とした環境学習施設や社会教育施設等を活用した環境学習事業を展開します。

### ◆出前講座の実施

社会教育施設をはじめとする市内公共施設等において、市民や市民団体を対象とする環境に関する出前講座を開催し、身近な場所での学習機会を提供します。

| 取組                 | 主な事業   | 担当課       |
|--------------------|--|-----------|
| ◆市内拠点を中心とした環境学習の展開 |  |           |
|                    | ● 多摩川自然情報館を中心とした市内環境学習関連施設や社会教育施設における環境学習事業の推進 | 環境政策課・公民館 |
|                    | ● 多摩川自然情報館における多様なイベント等の実施                      | 環境政策課     |
|                    | ● 市内公共施設など身近な場所での出前講座等、学習機会の提供                 |           |

## 市民・市民団体や事業者に期待される役割や取組

|         |  |
|---------|--|
| 市民・市民団体 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 身近な施設で実施しているイベント等に参加します。</li> <li>● 市民の集まりや団体活動の際に、出前講座を活用します。</li> </ul> |
| 事業者     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者の知見を活かした市民向け講座や展示等のイベントを開催します。</li> </ul>                              |

## コラム 多摩川自然情報館

調布市多摩川自然情報館は、多摩川を中心とした市内の自然環境を、子どもから大人まで楽しく学べる環境学習施設で、平成22(2010)年に開設しました。入館料は無料で、毎日(年末年始・臨時休館日を除く)9時～17時に開館しています。

館内には、多摩川の魚や植物、昆虫などの実物が見られる展示室、自然環境に関する本をそろえた学習室があり、月別イベントや月替わりプログラムなども実施しています。

この施設の魅力は、「多摩川」を抽象的な自然としてではなく、「調布の身近な自然」として実感できる点にあります。展示では、身近な魚類や昆虫類などを観察でき、解説員による説明や団体での見学にも対応するため、学校の総合学習や地域の環境学習の拠点として機能しています。多摩川の自然は季節で姿を変えるため、展示やプログラムの更新が学びの継続性を支えています。さらに、川の自然は気候変動の影響(豪雨・濁水・生物の変化)も受けやすく、環境問題を今起きているできごととして学ぶことができます。

●施策に関する背景や現状

◆前計画までの進捗

- 令和6年度は、市内崖線樹林地での活動人数 93 人、花いっぱい運動活動 580 人、おもてなしガーデンボランティア 20 人が参加しました。
- 雑木林ボランティア講座は、雑木林の管理に係る人材育成を目的に、ちょうふ環境市民会議が企画・運営しています。受講者のうち希望者に対し、翌年度末まで環境活動イベントの案内を送付し、環境活動ボランティアへの参加支援を継続しています。
- 多摩川自然情報館のボランティア解説員は、養成講座を修了した方を解説員として登録し、館内での解説やイベント対応等の活動をするもので、登録解説員は令和6年度末時点で 44 人です。
- これらにより、環境指標である活動の担い手となる人材の人数は、目標値を達成しています。

◆国際動向、国や東京都の動向、社会情勢

- 市民・NGO・若者リーダーを対象とした環境リーダー研修やボランティア育成プログラムが拡充し、政策提言や地域プロジェクトを担う人材の裾野が広がっています。[国際動向]
- 環境教育等促進法に基づき、地域のコーディネーターやファシリテーター養成が進み、企業や大学との連携講座も増えています。東京都では地域団体や NPO と連携した人材育成講座・実地研修を通じて、実践的な担い手づくりを進めています。[国・東京都動向]

◆市民意識調査・ワークショップでの意見

- 「環境学習や環境保全活動の担い手の確保」について、一層の施策・取組の推進(満足度が低い)。[意識調査]
- 環境活動への参加意識の向上と、担い手となる人材の裾野を広げる取組。[意識調査]
- 地域貢献への意欲がある市民を担い手として育成・支援する。[意識調査]
- 大人や若者が参加しやすいイベントの増加。[ワークショップ]



背景や現状を踏まえた課題

- 環境ボランティア活動に参加する人材を育成するとともに、環境活動団体等の支援を行っていく必要があります。
- 将来にわたる市民の環境活動の継続のため、多様な世代の人材の発掘と育成を図っていく必要があります。

## ●施策の方向

環境活動を担い、リードする人材の育成を進め、活動の継続を支援します。

## ●施策と関係する主な取組と事業

### ◆雑木林等の管理を担う人材の育成

雑木林の管理に向けた講座や里山を活かした体験学習プログラムを実施し、現場を担う人材の育成と活用を進めます。

### ◆自然解説員等の育成と活躍機会の整備

多摩川自然情報館におけるボランティア解説員養成講座を充実させ、育成した人材の活躍機会の整備を図ります。

### ◆環境活動の担い手の発掘と継続的な支援

崖線樹林地の保全活動団体への支援、補助制度の情報提供、人材発掘・育成を通じて、環境活動を担い、リードする人材の継続的な活動を支援します。

| 取組                 | 主な事業                              | 担当課   |
|--------------------|-----------------------------------|-------|
| ◆雑木林等の管理を担う人材の育成   | ● 雑木林の管理に向けた講座の実施(再掲)             | 環境政策課 |
|                    | ● 里山を活かした体験学習プログラムの実施(再掲)         |       |
|                    | ● 里山に関する環境学習の推進(再掲)               |       |
| ◆自然解説員等の育成と活躍機会の整備 | ● 多摩川自然情報館におけるボランティア解説員養成講座の推進と充実 | 環境政策課 |
|                    | ◆環境活動の担い手の発掘と支援                   |       |
|                    | ● 崖線樹林地の保全活動団体への支援                | 緑と公園課 |
|                    | ● 各種支援制度の情報提供                     | 環境政策課 |
|                    | ● 環境活動の担い手の人材発掘・育成                |       |

| 市民・市民団体や事業者に期待される役割や取組 |   |
|------------------------|---|
| 市民・市民団体                | ● ボランティア等の養成講座に参加します。<br>● 新たな人材への活動の引継ぎやノウハウ共有を図ります。 |
| 事業者                    | ● 講師派遣等で人材育成を支援します。                                   |

## 施策の方針5-2 多様な主体による環境学習・活動の展開

事業者・教育機関・市民団体等の専門性とネットワークを生かし、参加と協働による学びを広げます。また、市民・事業者・行政の連携を強化し、交流と協働を通じて地域の環境活動の環を広げます。



都立農業高校神代農場との共同イベント

### 施策の体系

| 施策の方針                             | 施策  |
|-----------------------------------|---|
| 5-2<br>多様な主体による<br>環境学習・活動の<br>展開 | <b>①多様な主体による環境学習の展開</b><br>環境活動を行っている団体や市民、民間事業者や教育機関等の専門性や知見を活用した環境学習事業を推進し、水平展開を図ります。 |
|                                   | <b>②環境活動団体・個人の交流・連携の促進</b><br>環境活動団体の活動内容を積極的に情報発信し、新たな担い手の発掘や市民の参加を促進します               |
|                                   | <b>③事業者等との連携</b><br>市内外の事業者や大学等教育機関の環境活動を促進します。   |

●施策に関する背景や現状

◆前計画までの進捗

- 市内で活動する環境活動団体と連携した環境学習を実施しています。
- 市内事業者や連携協定締結事業者等と連携し、子どもや親子を対象とした環境学習を実施しています。

◆国際動向, 国や東京都の動向, 社会情勢

- オンライン講座や地域ワークショップを通じ、市民が自ら学び行動する「ライフロング・ラーニング」(学校卒業後も含め、一生を通じて学び続ける姿勢や仕組み)としての環境学習が広がっています。[国際動向]
- 自治体や NPO が主催する講座、オンラインセミナー、フィールドワークなど、多様な学びの場が増えています。東京都では気候危機やプラスチック問題をテーマとした市民講座や対話イベントが定着し、学びから行動への橋渡しが意識されています。[国・東京都動向]

◆市民意識調査・ワークショップでの意見

- 企業との連携を強化し、活動機会の拡大を図る。[意識調査]
- FC 東京等との協働イベントの創出。[ワークショップ]



背景や現状を踏まえた課題

- これまで育成された人材により、身近なかつ気軽な立場での環境学習の展開を図り、市民や市民団体が主体となった担い手の発掘と拡大を進めていくことも必要です。
- 市民の活動の一助とすべく、民間事業者の持つ知見を活用していくことが、民間事業者の価値の向上にもつながります。そのような視点で、事業者との連携を図るとともに、事業者の自主的な活動として展開していくことも重要になっています。

[ 調布市での取組 ]

■雑木林ボランティア講座の実施

調布に残る里山の風景や雑木林について学び、市民と市が協働で保全していくためのボランティア養成講座を実施しています。



布田崖線緑地見学の様子

## ●施策の方向

環境活動を主体的に行っている団体や市民の活力を活用した、環境学習や啓発事業を推進します。また、民間事業者や大学等教育機関などの専門性と知見や、それぞれが持つ活力を活用した取組の展開により、環境活動の環を拡大します。

## ●施策と関係する主な取組と事業

### ◆市民・市民団体による環境イベントの企画・運営

市民や市民団体が主体的に環境イベントを企画・運営することで、環境活動に対するモチベーションを高め、学習と行動の環を広げます。

### ◆環境活動団体の情報発信と参加促進

環境活動団体の活動内容を積極的に情報発信し、新たな担い手の発掘や市民の参加を促進します。

### ◆事業者等による環境学習の推進

民間事業者の知見や専門性を活用した環境学習事業実施や啓発の促進を図ります。

| 取組                        | 主 な 事 業  | 担当課   |
|---------------------------|--|-------|
| <b>◆市民による環境イベントの企画・運営</b> |  |       |
|                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 雑木林の管理人材育成のための講座の実施</li> <li>● 環境市民活動団体交流会の継続</li> <li>● ボランティア等の市民の活力を活用した雑木林の管理に向けた講座の実施</li> <li>● 市民団体の企画・運営による環境行動推進イベントの実施</li> </ul> | 環境政策課 |
| <b>◆環境活動団体の情報発信と参加促進</b>  |  |       |
|                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ちょうふ環境市民会議など環境保全団体による市民向け情報発信や、活動への参加促進</li> <li>● 環境活動団体の交流事業の促進</li> </ul>  | 環境政策課 |
| <b>◆事業者等による環境学習の推進</b>    |  |       |
|                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内事業者や連携協定締結事業者等による市民向けの環境学習事業の促進</li> </ul>  | 環境政策課 |

## 市民・市民団体や事業者に期待される役割や取組

|         |   |
|---------|---|
| 市民・市民団体 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自らの活動等の情報を発信し、活動の環を広めます。</li> <li>● 積極的に環境イベントを企画・運営し、参加者の拡大を図り、活動の環を広めます。</li> <li>● 市民団体が主体的に行う環境活動にも注目します。</li> </ul> |
| 事業者     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政との連携による環境学習事業を推進します。</li> <li>● 市民団体との連携を検討し、実施します。</li> </ul>   |

●施策に関する背景や現状

◆前計画までの進捗

- 市民団体や学校, 市民事業者等と連携し, 環境講座や講演会, クリーン作戦, 喫煙マナーアップ・受動喫煙防止キャンペーン, マナーアップ清掃, 調布市環境モニター, 調布こどもエコクラブ, 雑木林ボランティア講座, 環境活動交流会, 自然環境活用事業, 公有地を活用した環境学習事業, オンライン環境学習教材の配信, 特定外来生物(植物)駆除活動, 第 52 回調布市環境フェア, 神代農場活用事業, 水辺の楽校を実施することで, 環境保全活動の環の拡大を図りました。
- これらにより, 環境指標である環境連携事業数は, 目標値を達成しています。

◆国際動向, 国や東京都の動向, 社会情勢

- COP(締約国会議)や国際会議だけでなく, ネットワーク型の市民・NGO フォーラムが活発化し, 気候・生物多様性・資源循環の分野を越えた連携プロジェクトが増えています。[国際動向]
- 国では地域循環共生圏の理念の下, 環境団体・企業・行政の連携を求めています。東京都では環境フェアやマッチングイベント, オンラインプラットフォーム等を通じ, 団体・個人のネットワーク形成が進んでいます。[国・東京都動向]

◆市民意識調査・ワークショップでの意見

- 既存の活動団体や学校, 企業との連携を強化し, 活動機会の拡大を図る。[意識調査]
- 多様な人々がコミュニケーションできる場の設置。[ワークショップ]
- 実務的な連絡会の開催。[ワークショップ]
- 活動団体をまとめたポータルサイトや情報交換プラットフォームの整備。[ワークショップ]



背景や現状を踏まえた課題

- 市民・市民団体・事業者・市等の協働による環境保全活動の活性化を図るため, 活動団体同士をはじめ様々な主体間の交流機会を設けていくとともに, 他自治体など広域的な連携による取組を推進することが必要です。

[ 調布市での取組 ]

■環境活動交流会を開催

環境活動に取り組む市民団体・事業者等と市民が交流することを目的として, 年1回開催しています。令和6年度には, 深大寺・佐須地域公有地の現地見学, 循環型都市農業の実践, ゼロカーボンに向けた新しい暮らし方, 参加市民・団体の意見交換会を実施しました。

環境活動交流会の様子



## ●施策の方向

環境活動を主体的に実施している団体・個人の交流や連携を図り、活動の環を広げるとともに、地域課題の解決に向けた取組を推進します。

## ●施策と関係する主な取組と事業

### ◆団体間交流・協働の場づくり

環境活動団体の交流会の開催等により、活動団体・個人の交流を促し協働の場づくりを進めます。

### ◆崖線樹林地の保全活動団体の連携支援

環境保全活動を行う各団体の交流や連携の促進を通じ、安定的かつ継続的な緑地の保全を図ります。

| 取組                   | 主な事業                                     | 担当課   |
|----------------------|--|-------|
| ◆団体間交流・協働の場づくり       | ● 環境活動交流会の開催                             | 環境政策課 |
|                      | ● 市民活動支援センターや地域コミュニティサイトを活用した環境活動団体の情報提供 |       |
| ◆崖線樹林地の保全活動団体への継続的支援 | ● 崖線樹林地保全活動団体の情報交換等交流や連携の促進              | 緑と公園課 |
|                      |  |       |

| 市民・市民団体や事業者に期待される役割や取組 |  |
|------------------------|--|
| 市民・市民団体                | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人・団体に関わらず積極的に交流の場へ参加します。</li> <li>● 人材・道具・情報などの活動資源の共有を通じ交流を深めます。</li> </ul> |
| 事業者                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民団体と横並びになり交流を図ります。</li> </ul>  |

●施策に関する背景や現状

◆前計画までの進捗

- 毎年開催している環境フェアは、事業者の参加の機会となっています。令和6年度の環境フェアでは事業者等22団体が出展しました。

◆国際動向, 国や東京都の動向, 社会情勢

- パリ協定に沿ったネットゼロ宣言や SBTi 参加事業者(温室効果ガス削減目標を自ら掲げ, その達成を国際的な枠組みの下で約束している事業者)が増え, 事業者・金融機関・自治体が連携した気候・資源循環プロジェクトが各国で展開されています。[国際動向]
- 政府の GX 政策は, 2050 年カーボンニュートラルと経済成長の両立を掲げ, 官民合わせて 150 兆円規模の投資と企業参画を促しています。東京都ではゼロエミッション東京戦略の下, 大規模事業者の排出量取引制度や協定, 金融機関との連携を通じ, 事業者の主体的な参加を強めています。[国・東京都動向]

◆市民意識調査・ワークショップでの意見

- 「環境保全に向けた市民や事業者との連携」について, 一層の施策・取組の推進(満足度が低い)。[意識調査]
- 地域に特化した民間企業や NPO 法人等の協力検討。[ワークショップ]
- 稲作農家への支援強化。[ワークショップ]



背景や現状を踏まえた課題

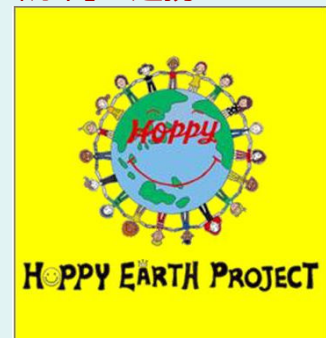
- 社会貢献活動としての企業参加も促し, 環境保全活動のすそ野を広げ, 活動の広がりを図る必要があります。
- 参加者の拡大につながる民間事業者の環境活動参加やイベントの実施を促進し, 多様な世代の市民の参加に結び付ける取組を図る必要があります。

[ 調布市での取組 ]

■「HOPPY EARTH PROJECT」と「ゼロカーボンシティ調布」の連携

市内に生産工場をもち, 地球温暖化防止に向けた取組をまとめた「HOPPY EARTH PROJECT(ホッピー・アース・プロジェクト)」を展開するホッピービバレッジ株式会社と, 脱炭素社会, 資源循環型社会及び自然との共生の実現を目指すため, 令和7(2025)年3月に連携協定を締結しました。「HOPPY EARTH PROJECT」を市の主催イベントや環境学習に活用するほか, リターナブルびんの回収率向上によるリユースの促進や環境に配慮した製品の普及啓発なども予定しています。

HOPPY EARTH PROJECT



## ●施策の方向

市内外の事業者や大学等教育機関の環境活動を促進します。

## ●施策と関係する主な取組と事業

### ◆事業者連携によるごみ減量・リサイクルの取組の推進

事業者と連携したごみ減量キャンペーンの実施や、ごみ減量・リサイクル協力店の充実を通じて、事業者の環境活動への参加と連携を推進します。

### ◆事業者や専門機関との連携による環境情報の提供と人材育成

専門性を有する民間事業者や大学等との協力・連携により、環境情報を発信するとともに、それらを環境啓発や環境学習の資料・教材として活用する等、人材育成を図ります。

| 取組                           | 主な事業                                 | 担当課           |
|------------------------------|--------------------------------------|---------------|
| ◆事業者連携によるごみ減量・リサイクルの取組の推進    | ●事業者と連携したごみ減量キャンペーン等の実施              | 資源循環推進課       |
|                              | ●ごみ減量・リサイクル協力店の充実                    |               |
| ◆事業者や専門機関との連携による環境情報の提供と人材育成 | ●事業者との連携による環境情報の提供                   | 環境政策課         |
|                              | ●相互友好協力協定大学や都立農業高校との連携による環境事業推進や人材育成 | 文化生涯学習課・環境政策課 |

| 市民・市民団体や事業者に期待される役割や取組 |   |
|------------------------|---|
| 市民・市民団体                | <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者が実施するキャンペーンに参加します。</li> <li>●近隣大学や高校の取組に関心を持ちます。</li> </ul>        |
| 事業者                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●環境保全活動を通じ、社会貢献につなげます。</li> <li>●市民向けの連携や情報提供について検討し、実施します。</li> </ul> |

# 第5章 重点プロジェクト

## 1 重点プロジェクトの構成

### (1) 重点プロジェクトの考え方

本計画では、目指す環境の将来像「ともに守り、ともに育む 水と緑と笑顔があふれる持続可能なまち 調布」の実現に向け、5つの基本目標を掲げ、基本目標実現のための 25 の施策を位置付けています。このうち、市の現状や社会情勢を踏まえ特に重視する施策を重点プロジェクトとして位置付けます。

重点プロジェクトは、以下の視点により対象とする施策を選定しています。

### (2) 重点プロジェクトの選定基準

重点プロジェクトは、以下の視点により対象とする施策を選定しています。

#### <重点プロジェクトの選定基準>

- 1 各環境目標の牽引役となるもの
- 2 市の環境に大きな効果が期待できるもの
- 3 市の環境以外の経済面、社会面への地域課題にも副次的な効果が期待できるもの
- 4 短期的な実施性だけでなく、中期的な発展性や水平展開の可能性がある時代背景を踏まえ、緊急性があり、かつ、優先的な取組が必要である事業



重点プロジェクト①:水と緑でつなぐ グリーンインフラプロジェクト

重点プロジェクト②:みらいへつなぐ ちょうふ ゼロカーボンプロジェクト

重点プロジェクト③:つながる力がまちを変える 市民協働プロジェクト

### (3) 重点プロジェクトの構成

本計画の実現のためには、前章の基本目標のもとで示された方針ごとに掲げられた施策・事業を着実に進める必要があります。このため本計画では、特に重点的に取り組むべき横断事業について、第3章の施策・事業から抽出し、重点プロジェクトとして位置付け、事業の推進を図ります。

| 基本目標        | 施策の方針                  | 重点プロジェクト<br>施策           | ①                         | ②                            | ③                          |
|-------------|------------------------|--------------------------|---------------------------|------------------------------|----------------------------|
|             |                        |                          | 水と緑でつなぐ<br>グリーンインフラプロジェクト | みらいへつなぐ ちよつか<br>ゼロカーボンプロジェクト | 市民協働プロジェクト<br>つながる力がまちを変える |
| 1           | 1-1 水と緑の保全・再生          | ①水の保全・再生                 | ●                         |                              |                            |
|             |                        | ②緑の保全・創出                 | ●                         |                              |                            |
|             |                        | ③水辺と緑がおりなす伝統的な風景の保全・活用   | ●                         |                              |                            |
|             | 1-2 生物多様性の保全と向上        | ①生きものの生息・生育状況の把握         | ●                         |                              |                            |
|             |                        | ②生物多様性の保全                |                           |                              |                            |
|             |                        | ③外来生物対策の促進               |                           |                              |                            |
| 2           | 2-1 快適な空間の確保           | ①うるおいのあるまちづくりの推進         | ●                         |                              |                            |
|             |                        | ②都市美化の推進                 |                           |                              |                            |
|             | 2-2 公害のない環境の維持         | ①大気汚染の防止                 |                           |                              |                            |
|             |                        | ②水質汚濁の防止                 |                           |                              |                            |
|             |                        | ③騒音・振動の発生抑制              |                           |                              |                            |
|             |                        | ④化学物質等への対策の推進            |                           |                              |                            |
| 3           | 3-1 二酸化炭素排出の削減         | ①住宅・事業所等のエネルギー効率の向上      |                           | ●                            |                            |
|             |                        | ②再生可能エネルギーの導入拡大          |                           | ●                            |                            |
|             |                        | ③地域でのエネルギー・資源の循環         |                           | ●                            |                            |
|             | 3-2 気候変動への適応           | ①気候変動への適応                | ●                         | ●                            |                            |
| 4           | 4-1 3R の推進による資源循環      | ①ごみの発生・排出抑制              |                           | ●                            |                            |
|             |                        | ②資源化の推進                  |                           | ●                            |                            |
| 5           | 5-1 環境人材の育成            | ①環境情報の発信と市民の意識醸成         |                           |                              | ●                          |
|             |                        | ②次世代を担う子どもたちへの啓発と行動促進    |                           |                              | ●                          |
|             |                        | ③環境学習施設や地域施設を活用した環境学習の推進 |                           |                              | ●                          |
|             |                        | ④環境活動の担い手の育成             |                           |                              | ●                          |
|             | 5-2 多様な主体による環境学習・活動の展開 | ①多様な主体による環境学習の促進         |                           |                              | ●                          |
|             |                        | ②環境活動団体・個人の交流・連携の促進      |                           |                              |                            |
| ③事業者等の参加や連携 |                        |                          |                           |                              |                            |

## 2 重点プロジェクトの概要

|         |                        |
|---------|------------------------|
| プロジェクト① | 水と緑でつなぐ グリーンインフラプロジェクト |
|---------|------------------------|

調布市の特徴かつ財産でもある豊かな水と緑を育みながら、これらが有する機能を、地域の魅力向上、住環境の向上にとどまらず、防災や減災のために活用し、持続可能なまちづくりにつなげます。

|          |   |
|----------|---|
| 目標       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●身近な湧水や河川、樹林地や農地などの質や価値を高め、快適で魅力ある景観と生物多様性の豊かな環境を未来へ引き継ぎます。</li> <li>●水と緑、また、それらのつながりを守り育て、防災・減災や暑さ対策にも役立つ、自然の力を活かしたまちづくりを進めます。</li> </ul>   |
| 重点<br>施策 | 【施策 1-1】 水と緑の保全・再生  |
|          | <p><u>①水の保全・再生</u><br/>雨水利用や雨水浸透の促進により、湧水の保全・再生を図りながら、河川への雨水の流出抑制も図ります。また、市内の湧水について、水量・水質・湧出状況などを継続的に調査し、変化の把握や保全に必要な基礎データを蓄積します。</p> <p><u>②緑の保全・創出</u><br/>国分寺崖線に残る樹林地等について、市民協働による管理や外来種除去などの保全活動を推進し、貴重な緑を保全します。そのために、雑木林の特性や管理技術を学ぶ講座や実習を通じた担い手の育成や雑木林管理への参加促進により、持続的な緑地保全の仕組みづくりを推進します。</p> <p><u>③水辺と緑がおりなす伝統的な風景の保全・活用</u><br/>長い年月をかけて水と緑、さらに人の営みが育んできた里山風景や歴史・文化に根付いた原風景などについて、その成り立ちを理解し、大切にしながら、市民の憩いの場として将来にわたり残していきます。また、多摩川・野川等など調布を代表する河川空間において、自然な護岸や植生の保全・再生、美化活動や水質保全を進め、生きものに配慮した良好な水辺環境を確保します。</p> |
|          | 【施策 1-2】 生物多様性の保全と向上  |
|          | <p><u>①生きものの生息・生育状況の把握</u><br/>生物多様性のホットスポットである崖線緑地や水辺環境において、特定種や植生の変化を重点的に調査し、生物多様性の保全・再生につなげ、生き物の恵みを創出します。</p>  |
|          | 【施策 2-1】 快適な空間の確保   |
|          | <p><u>①うるおいのあるまちづくりの推進</u><br/>市街地の公園・緑地において、在来種や多様な植栽を活用した緑化の推進と適切な維持管理により、連続したみどりと快適で潤いのある空間を創出します。</p>   |
|          | 【施策 3-2】 気候変動への適応   |
|          | <p><u>①気候変動への適応</u><br/>緑地や農地のグリーンインフラを活用しヒートアイランド対策を推進するとともに、雨水利用と涵養をすすめ、雨水の流出抑制機能の向上を図ります。</p>  |

# 水と緑でつなぐ グリーンインフラプロジェクト

自然が持つ多様な機能を、地域の魅力向上、防災・減災、気候変動の適応に活用し、持続可能なまちを目指します。

緑と水を守り、育てる



プロジェクト②

みらいへつなぐ ちょうふ ゼロカーボンプロジェクト

省エネや創エネ等の取組, EV 等の普及と公共交通の利便性向上, 資源循環の強化を一体で進めるプロジェクトにより, ゼロカーボンシティ調布を目指します。

|                  |   |
|------------------|---|
| <p>目標</p>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●省エネと再生可能エネルギーの導入を進め, 暮らし・事業・公共すべての分野で二酸化炭素排出の大幅削減をめざします。</li> <li>●エネルギーと資源を無駄なく循環させるしくみをつくり, 2050 年ゼロカーボンシティの実現に向けた道筋を市民とともに描きます。</li> </ul>   |
| <p>重点<br/>施策</p> | <p>【施策 3-1】 二酸化炭素排出の削減</p> <p>①住宅・事業所等のエネルギー効率の向上<br/>         家庭の電気・ガス使用量を見える化・分析により省エネ行動や省エネ改修につなげます。中小企業向けには, エネルギー診断や支援制度の情報提供を行い, 省エネ投資や再エネ導入を後押しします。また, 経営改善と一体となった脱炭素経営への転換を促します。<br/>         また, 民間建築物における断熱改修を支援し, 空調効率を高めることによって, 快適性を保ちながらエネルギー消費を抑え, 光熱費と CO<sub>2</sub>排出の両方を削減します。</p> <p>②再生可能エネルギーの導入拡大<br/>         住宅や事業所への太陽光発電設備と蓄電池の設置を支援し, 自家消費型の再エネ利用を広げます。災害時の電源確保にもつなげながら, 系統電源由来の CO<sub>2</sub>排出を減らします。</p> <p>③地域でのエネルギー・資源の循環<br/>         環境負荷の小さい自動車利用や環境に配慮した移動手段を促進します。</p> <p>【施策 4-1】 3R の推進による資源循環</p> <p>①ごみの発生・排出抑制<br/>         プラスチック製品の使用削減や代替素材の普及を促すとともに, プラスチック類の使用削減を進め, 焼却に伴う CO<sub>2</sub>排出を抑えます。</p> <p>②資源化の推進<br/>         ごみの分別の徹底を図りながらプラスチック類の発生抑制と, さらなる資源化の推進により焼却に伴う CO<sub>2</sub>排出を抑えます。</p> |

# みらいへつなぐ ちょうふ ゼロカーボンプロジェクト

2050年までに「ゼロカーボンシティ調布」を実現。  
省エネ、再生可能エネルギーの導入、資源循環の強化を一体で進め、  
持続可能な未来への道筋を描きます。

## 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>) 排出の削減



住宅・事業所の  
エネルギー効率を向上  
エネルギーの「見える化」や断熱改修の  
促進で、光熱費とCO<sub>2</sub>を削減します。



## 資源循環の強化 (3Rの推進)



再生可能エネルギーの導入を拡大  
太陽光発電と蓄電池の設置を促進し、  
自家消費と災害対策を進めます。



ごみの発生・排出を抑制  
プラスチック製品の使用を削減し、  
ごみの資源化を進めます。



環境にやさしい移動を促進  
環境負荷の小さい自動車利用や  
移動手段への転換を促します。



焼却ごみを減らしCO<sub>2</sub>を削減  
プラスチックごみを資源化することで、  
焼却に伴うCO<sub>2</sub>排出を抑えます。

プロジェクト③

つながる力がまちを変える市民協働プロジェクト

計画づくりから実施・評価まで市民参加を進める本計画の枠組みを軸に、幅広い世代の市民をはじめ事業者、教育機関と行政などの幅広い主体が連携し、学びと実践を循環させる仕組みを構築します。また、市域で活動している団体等のネットワークも生かしつつ、市民協働をより一層深め、市民ひとりひとりが主体的に環境活動に取り組むまちを目指します。

|                  |   |
|------------------|---|
| <p>目標</p>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民、事業者、団体、学校、行政が学びと実践を通じてつながり、地域ぐるみで環境課題の解決に取り組む土台をつくります。</li> <li>●未来を担う子どもたちへの啓発を進め、幅広い世代による環境活動の参画を目指し（垂直展開）、持続可能なまちづくりにつなげます。</li> <li>●多様な主体のアイデアを共有し、連携を深めながら参加と協働の輪を広げること（水平展開）で、相乗効果を発揮しながら、持続可能なまちづくりを進めます</li> </ul>  |
| <p>重点<br/>施策</p> | <p>【施策 5-1】環境人材の育成</p> <p>①環境情報の発信と市民の意識醸成<br/>幅広く市民が環境情報に触れ、関心を高めるため、市報や年次報告書、ホームページ、SNS など多様な媒体を活用し、それぞれの媒体の特性も活かしながら的確で分かりやすい環境情報を発信し、市民の主体的な行動につなげます。</p> <p>②次世代を担う子どもたちへの啓発と行動促進<br/>子ども・若者が楽しく環境を学べるような子ども向け啓発事業やイベントなどを通じ、若い世代の関心を高めることにより、将来の担い手育成につなげます。</p> <p>③環境学習施設や地域施設を活用した環境学習の推進<br/>農業体験や自然体験型環境教育、多摩川自然情報館での各種イベントなどを通じ、実際に見て触れて学ぶ機会の充実を図ります。また、地域の身近な施設での環境学習事業の実施により、幅広い市民の関心を高めます。</p> <p>④環境活動の担い手の育成<br/>環境人材の育成や発掘を通じ、市民や市民団体の環境活動の持続性を確保し、持続可能な活動へとつなげます。</p> <p>【施策 5-2】多様な主体による環境学習・活動の展開の推進</p> <p>①多様な主体による環境学習・活動の展開<br/>行政の行う事業だけでなく、市民・市民団体や事業者が主体となった、環境学習や啓発事業を推進し、それぞれが持つ経験や知見、専門性を発揮しながら、市民の関心を高め、意識醸成を図ります。</p> <p>②環境活動団体・個人の交流・連携の促進<br/>市民団体・事業者・市民が一堂に会する機会を設け、情報交換や意見交換を行うことにより、団体や事業者同士の新たな協働を生みだし、市域におけるさらなる環境の環の拡大を図ります。</p> |

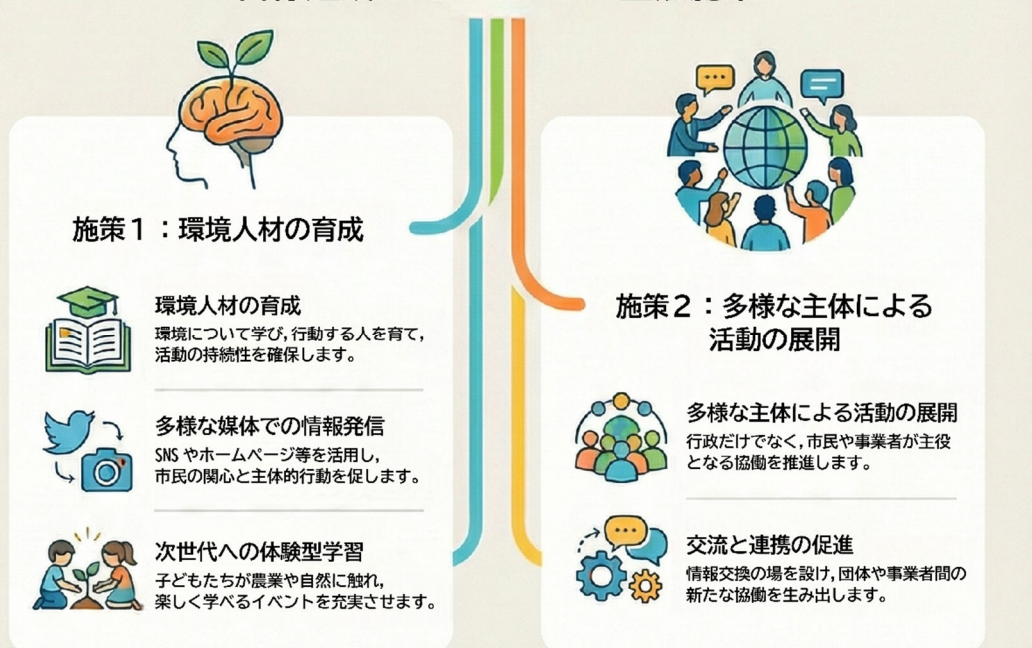
# つながる力がまちを変える！ 市民協働プロジェクト

多様な主体が連携し、学びと実践を循環させる仕組みを構築することで、市民一人ひとりが主体的に環境活動に取り組む、持続可能なまちを目指します。

## プロジェクトが目指す3つの目標



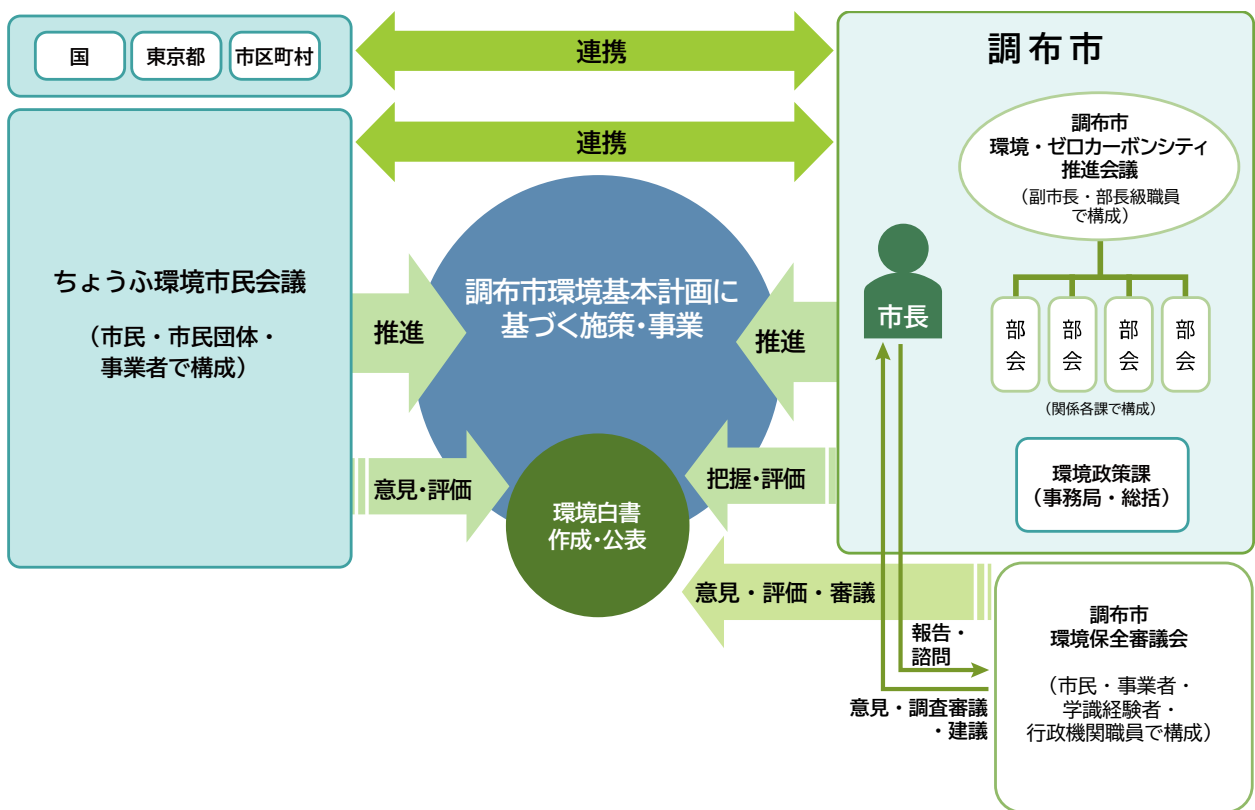
## 目標達成のための2つの重点施策



# 第6章 計画の推進体制

## 1 推進の基本的な考え方

本計画が目指す環境の将来像「ともに守り、ともに育む 水と緑と笑顔があふれる持続可能なまち 調布」の実現に向けて、本計画の着実な推進を図るためには、市民・市民団体、事業者・市といった、それぞれの主体がお互いの役割を理解し、自主的・主体的に行動することが大切です。計画の推進にあたっては、下図に示す体制で各主体が連携・協働して計画を推進します。



調布市環境基本計画の推進体制

#### ■ 調布市環境保全審議会

調布市環境基本条例に基づいて設置された市長の附属機関であり、本計画の進捗状況やその評価を取りまとめた環境白書をはじめ、調布市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するうえで必要な事項を調査審議します。

#### ■ 調布市環境・ゼロカーボンシティ推進会議

環境基本計画をはじめとする脱炭素社会の実現、資源循環型社会の形成、生物多様性の保全等に向けた環境施策の総合的な推進やゼロカーボンシティの実現に向けた組織横断的な取組について検討協議します。より具体的な施策の検討に当たっては、関係課で構成する部会を設置し、協議を行います。

#### ■ 関係各課

本計画の施策のうち、所管・関連する事業を推進しながら、計画が目指す将来像の実現に向けて連携を図ります。

#### ■ 環境政策課

関係各課の施策やその成果向上に資する事業の進捗状況等を把握しながら、全施策の達成状況及び基本目標・目指す環境の将来像等の実現に向けた進捗状況等について、総括を行います。

### コラム 計画推進における主な主体の役割

#### ■ 市民

市民は、自主的・主体的に、個人として取り組める節電・節水・ごみ減量等の環境保全に向けた行動を実践していきます。また、市や市民団体等が主催する環境保全活動や、各種イベントの企画・運営への参加に努めます。また、近所の人たちと連携・協力して、地域の環境保全活動を推進します。

#### ■ 市民団体

市民団体は、自らの活動を通じて環境保全に向けた地域貢献に努めます。また、他の市民団体等との連携・交流を図り、協働の環の拡大に努めます。

#### ■ 事業者

事業者は、事業の推進により関係法令を遵守し、環境負荷の低減に努めます。また、地球環境と調和した持続的発展が可能な企業経営(環境経営)を目指し、各々の職場において、自主的・主体的に事業活動に係る環境保全活動に努めます。併せて従業員の環境保全意識の向上を図るため、地域での環境保全活動等に参加します。さらに、CSR活動等を通じて、主体的に市民・市民団体・市と地域の環境保全活動の推進に努めます。

## 2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCA サイクルの考え方にに基づき指標や施策の推進状況を定期的に確認・評価し、「調布市環境保全審議会」や「ちょうふ環境市民会議」の意見や助言を取り入れ、年度ごとに環境白書として公表します。

また、「調布市環境保全審議会」や「ちょうふ環境市民会議」をはじめ、市民・市民団体、事業者からの意見や社会情勢の変化等も考慮し、取組の改善につなげていきます。

### 【PLAN】本計画の策定

本計画の実現に当たっては、緊急性・重要性・財政状況・費用対効果等を勘案しつつ、新規事業については、調布市の最上位計画である調布市基本計画に位置付けるなどにより、適切な人員配置と予算の確保を目指します。

### 【Do】計画の推進

本計画に定められた施策について、市民・市民団体・事業者・市が、それぞれの立場から着実に取組を進めていくとともに、各主体が協働して取り組み、相乗的に効果を発揮していきます。

### 【CHECK】進捗把握及び評価

本計画に基づく取組の進捗状況について、環境指標の達成状況を把握・評価し、関係する会議体の意見や助言も踏まえ、環境白書として、公表します。

#### ■ 施策ごとの目標との照合及び評価

本計画に基づく取組の進捗状況は、第4章の施策ごとに定めた環境指標とその目標値に照らして、目標達成度を把握・評価していきます。

#### ■ 個別事業及び重点プロジェクトの進捗把握

個別事業及び重点プロジェクトについては、担当課による進捗管理のもと、その取組状況を把握し、取りまとめを行います。

#### ■ 環境白書の作成・公表

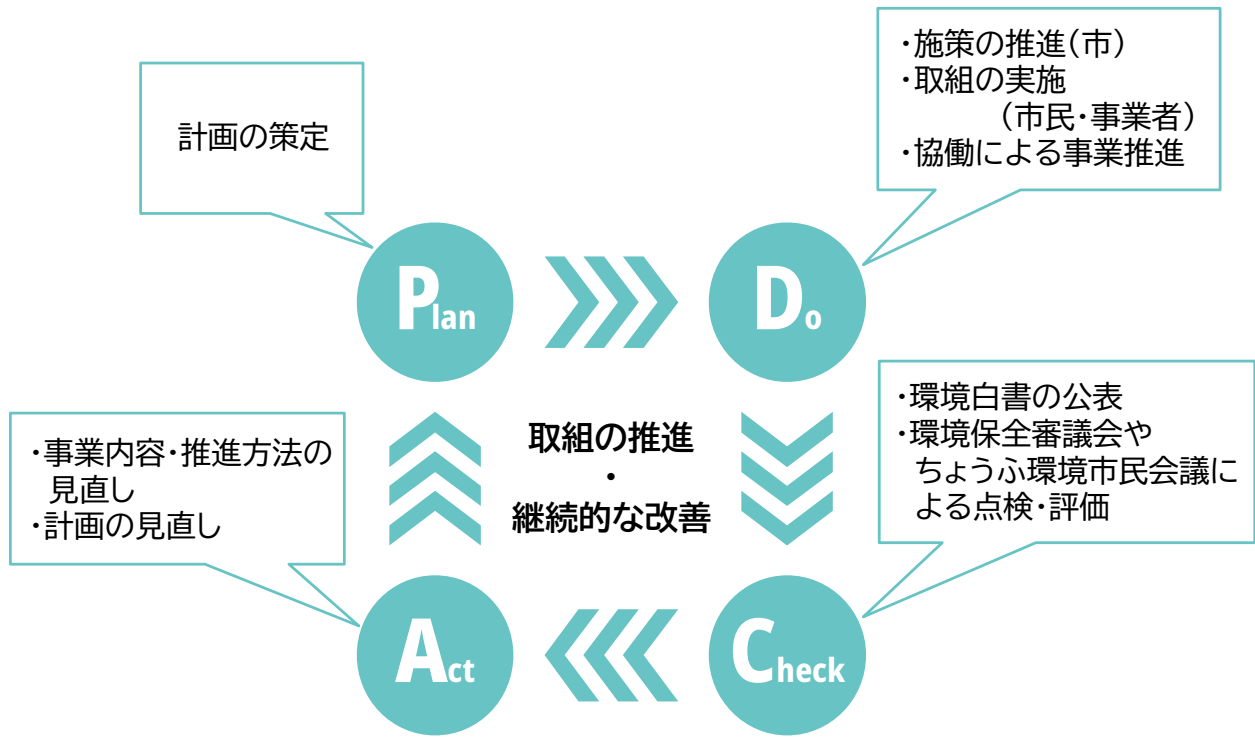
本計画の毎年の進捗状況は、評価の結果も含めて「環境白書」としてまとめ、調布市環境保全審議会やちょうふ環境市民会議による意見も反映しながら、広く情報公開します。これにより、調布市の環境に関する情報を一元的にわかりやすく提供でき、市民等が計画の進捗状況を確認できるようになります。

#### ■ 市民参加による評価・意見

本計画に基づき、自主的・主体的に事業の推進に参加する市民・市民団体、事業者等から、上記の環境白書を通じて、随時意見をいただくこととします。

### 【ACT】計画の見直し

計画期間最終年度である令和 17(2035)年度に、社会情勢や国・東京都等の動向も考慮しながら計画期間における取組の進捗を総合的に評価し、次期環境基本計画を策定します。



PDCAサイクルによる進行管理のイメージ